

## 1-2 整備の方向性

ゾーン別の特性より立案した整備の方針をもとに、整備の方向性を設定することとし、表II-1-5に、施設整備の方向性について示す。

### ■ 表II-1-5に関する事項

- ・整備の方向性がほぼ同一となる隣接する地区海岸については統合して、一定範囲の連続性をもった整備の方向性を示す。(統合した範囲を「エリア」と呼ぶ)
- ・整備の方向性は、統合した地区海岸（エリア）の現状の防護水準、環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等にも配慮して、防護面、環境面、利用面別に方向性を示している。
- ・「海岸保全の方向性」に基づき、統合した地区海岸（エリア）毎に、防護面、環境面、利用面における整備の方向性のうち特に配慮する事項について着色して示す。
- ・本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示す。
- ・整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。
- ・環境面、利用面における整備の方向性の記述がない海岸については、現状においてそれぞれの要素が少ない海岸であるが、必要に応じて生態系や景観への配慮等を検討する。

注1) 海岸の番号を図I-1-2に示している。

表II-1-4 広島沿岸域における整備の方向性（全域の共通施策）

防護面	環境面	利用面
<ul style="list-style-type: none"><li>●侵食に強い海岸の整備<ul style="list-style-type: none"><li>・土砂取支の広域的連携の推進</li></ul></li><li>●総合的な防災体制の整備<ul style="list-style-type: none"><li>・施設の運用・維持管理の高度化</li><li>・地域と協力した防災体制の整備</li><li>・地域住民の防災意識の向上</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●生態系に配慮した海岸の整備<ul style="list-style-type: none"><li>・生態系に配慮した施設整備</li></ul></li><li>●海岸環境の保全活動の推進<ul style="list-style-type: none"><li>・環境情報の共有化</li><li>・海岸ごみ対策の充実</li><li>・海岸及び周辺施策との連携</li></ul></li><li>●環境教育の推進<ul style="list-style-type: none"><li>・環境教育の場としての活用</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●利用しやすい海岸の整備<ul style="list-style-type: none"><li>・ユニバーサルデザインの視点に立った施設整備</li></ul></li><li>●海岸利用の増進<ul style="list-style-type: none"><li>・海岸利用の積極的な情報提供の推進</li><li>・海岸及び周辺施策との連携</li></ul></li><li>●海岸利用のルールづくり<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者のマナー向上に向けた取組の推進</li><li>・放置艇対策における関係機関との調整</li></ul></li></ul>

表 II-1-5(1) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
1	大竹港海岸（小島） 大竹港海岸（三菱） 大竹港海岸（新町） 大竹港海岸（小方） 玖波漁港海岸（玖波）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセス <sup>19)</sup> の確保 (水際線までのアクセス確保など) (新町, 小方, 玖波) ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水吐き部の遊歩道化など) (新町, 小方, 玖波)
2	阿多田漁港海岸（阿多田）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など) ・健康に役立つ海岸の創造 (水吐き部の遊歩道化など)
3	大竹海岸（阿多田）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (阿多田島長浦自然海浜保全地区などの 天然の海岸線, 藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水吐き部の遊歩道化など)
4	大竹海岸（玖波） 大野海岸（鳴川） 大野海岸（宮浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用, マリンパーク利用など) ・健康に役立つ海岸の創造 (水吐き部の遊歩道化など)
5	丸石漁港海岸（丸石） 大野海岸（丸石） 塩屋漁港海岸（塩屋） 大野海岸（小田島） 梅原漁港海岸（梅原） 大野海岸（大国ヶ崎）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (潮干狩り利用など) ・健康に役立つ海岸の創造 (水吐き部の遊歩道化など)
6	上ノ浜漁港海岸（上ノ浜） 大野海岸（上ノ浜） 大野海岸（早時） 大野海岸（深江） 大野海岸（赤崎） 大野海岸（鼓ヶ浜） 厳島港海岸（赤崎） 大野海岸（柿ノ浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水吐き部の遊歩道化など)
7	廿日市海岸（阿品）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用, マリンパーク利用など) ・健康に役立つ海岸の創造 (水吐き部の遊歩道化など)
8	地御前漁港海岸（地御前） 廿日市海岸（扇新開）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上 (扇新開)	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水吐き部の遊歩道化など) ・歴史・文化資源と調和した施設整備 (管絃祭など)
9	厳島港海岸（網ノ浦） 厳島港海岸（有ノ浦） 厳島港海岸（長浜） 厳島港海岸（杉ノ浦） 厳島港海岸（包ヶ浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (干潟・砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (世界文化遺産区域や自然公園特別保護 地区としての調和, 優れた眺望の確保 など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など) ・健康に役立つ海岸の創造 (水吐き部の遊歩道化など) ・歴史・文化資源と調和した施設整備 (管絃祭など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (水中花火大会など)

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

※ 番号の付いた語句の説明は、巻末用語集参照

表 II-1-5(2) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
10	広島港海岸(嘉永)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間ににおける施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・地震時の液状化対策、耐震性の向上(嘉永、廿日市南、住吉桜尾)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復(干潟など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)</li> <li>●海水・海域の浄化</li> <li>・水質・底質の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など)</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(廿日市ポートパークなど)</li> </ul>
	広島港海岸(廿日市南)			
	広島港海岸(住吉桜尾)			
11	広島港海岸(美濃里)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間ににおける施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・地震時の液状化対策、耐震性の向上(美濃里)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復(干潟など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)</li> <li>●海水・海域の浄化</li> <li>・水質・底質の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>・健康に役立つ海岸の創造(水叩き部の遊歩道化など)</li> </ul>
	五日市漁港海岸(五日市)			
12	広島港海岸(五日市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・地震時の液状化対策</li> </ul>	—	—
13	広島港海岸(五日市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・地震時の液状化対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復(干潟など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海岸利用の増進</li> <li>・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(みずどりの浜公園など)</li> </ul>
14	草津漁港海岸(草津)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間ににおける施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・地震時の液状化対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)</li> </ul>	—
15	広島港海岸(南観音)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間ににおける施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海岸利用の増進</li> <li>・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(観音マリーナ、マリーナホップなど)</li> </ul>
16	広島港海岸(江波)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間ににおける施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・地震時の液状化対策、耐震性の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海水・海域の浄化</li> <li>・水質・底質の改善</li> </ul>	—
17	広島港海岸(吉島)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間ににおける施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・地震時の液状化対策、耐震性の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海水・海域の浄化</li> <li>・水質・底質の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海岸利用の増進</li> <li>・歴史・文化資源と調和した施設整備(江波の漕ぎ伝馬、管絃祭など)</li> <li>・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(海神宮など)</li> </ul>
18	広島港海岸(出島)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間ににおける施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・地震時の液状化対策、耐震性の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海水・海域の浄化</li> <li>・水質・底質の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など)</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(ポートパーク広島など)</li> </ul>
19	広島港海岸(元宇品)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間ににおける施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	—	—
20	広島港海岸(元宇品)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間ににおける施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など)</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(港湾緑地、フェリー乗場など)</li> </ul>
21	広島港海岸(宇品)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間ににおける施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>・健康に役立つ海岸の創造(水叩き部の遊歩道化など)</li> </ul>
22	広島港海岸(宇品)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間ににおける施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造(砂浜など)</li> </ul>	—
23	広島港海岸(宇品)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間ににおける施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海岸利用の増進</li> <li>・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(ホテル、マリーナなど)</li> </ul>
24	広島港海岸(丹那)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間ににおける施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・地震時の液状化対策</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海岸利用の増進</li> <li>・歴史・文化資源と調和した施設整備(広島みなと祭など)</li> </ul>
25	広島港海岸(丹那)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間ににおける施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・地震時の液状化対策(丹那)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海水・海域の浄化</li> <li>・水質・底質の改善</li> </ul>	—

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表 II-1-5(3) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
26	広島港海岸（向洋） 広島港海岸（船越） 広島港海岸（矢野）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上（船越、矢野）	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（海田町海浜公園など）
27		●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（平成ヶ浜親水公園など）
28	広島港海岸（坂）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（小学校の体験学習など）
29		●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など）
30	坂海岸（小屋浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水きり部の遊歩道化など）
31	広島港海岸（金輪島） 広島港海岸（以島西） 広島港海岸（二階） 広島港海岸（深浦） 広島港海岸（以島東）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水きり部の遊歩道化など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（荒神社、似島臨海公園など）
32	江田島海岸（江田島秋月） 小用港海岸（秋月）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）
33	小用港海岸（小用）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟・砂浜など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、潮干狩り利用など）
34	小用港海岸（切串）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	—
35	江田島海岸（切串・幸浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟・砂浜など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、潮干狩り利用など）
36	大須港海岸（大須）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備	—	—
37	江田島海岸（マゴ石・長浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟・砂浜など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、潮干狩り利用など）
38	江田島海岸（江田島津久茂宮之原） 津久茂港海岸（津久茂） 江田島海岸（津久茂） 世上漁港海岸（宮ノ原） 江田島海岸（江田島矢の浦） 鷺部矢ノ浦港海岸（鷺部矢ノ浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）
39	江田島海岸（内海） 内海港海岸（飛渡瀬） 江田島海岸（江田島能美中町）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟・砂浜など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、潮干狩り利用など）
40	中田港海岸（中町）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）
41	中田港海岸（高田） 江田島海岸（江田島能美遠崎）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	—
42	沖美海岸（三吉） 三高港海岸（小島） 三高港海岸（中ノ浜） 三高港海岸（高祖） 沖美海岸（高祖）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	—	—
43	美能漁港海岸（美能）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など）

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表 II-1-5(4) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
44	冲美海岸(祖) 鹿田港海岸(鹿田) 冲美海岸(入鹿)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (砂浜など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)
45	畠漁港海岸(是長) 畠漁港海岸(畠)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)
46	冲美海岸(是長) 冲美海岸(大屋) 江田島海岸(江田島沖美岡大王)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (砂浜など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (マリンスポーツ利用など)
47	冲美海岸(大黒)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (マリンスポーツ利用など)
48	鹿川港海岸(大矢) 鹿川港海岸(文久) 鹿川港海岸(鎌木) 鹿川港海岸(大柿) 深江漁港海岸(深江) 大柿海岸(深江)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)
49	大柿海岸(沖野島)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (干潟・砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用、マリンスポーツ利用など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (マリントーク瀬戸内、沖野島マリーナなど)
50	大柿海岸(西部) 大柿海岸(南部)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (大柿長浜自然海浜保全地区などの天然 の海岸線) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)
51	大柿海岸(東部) 江田島海岸(江田島大柿大君)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	—
52	大柿漁港海岸(大君) 柿浦漁港海岸(柿浦)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)
53	呉海岸(天応)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (呉ポートビーバーなど)
54	大屋漁港海岸(大屋)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	—
55	呉海岸(吉浦狩留賀)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)
56	呉港海岸(吉浦) 呉港海岸(川原石) 呉港海岸(宝町) 呉港海岸(警固屋)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (呉みなと祭りなど)
57	呉海岸(警固屋)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表 II-1-5(5) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
58	呉港海岸（阿賀（大入））	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間における施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復（干潟・砂浜など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>・海洋性リクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、マリンスポーツ利用など）</li> <li>・歴史・文化資源と調和した施設整備（管絃祭など）</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>・観光資源や他のリクリエーション施設との連携（阿賀マリノボリスなど）</li> </ul>
	呉港海岸（阿賀（阿賀マリノ））			
	呉港海岸（阿賀（延崎））			
	呉港海岸（広）			
	呉港海岸（長浜）			
59	呉海岸（仁方）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間における施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・地震時の液状化対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など）</li> </ul>	—
	呉港海岸（仁方）			
60	情島漁港海岸（情島）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間における施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復（藻場など）</li> </ul>	—
61	音戸漁港海岸（鶴浜）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間における施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・地震時の液状化対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復（藻場など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造（清盛塚などの歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>・歴史・文化資源と調和した施設整備（清盛祭りなど）</li> </ul>
	音戸海岸（音戸）			
	音戸漁港海岸（坪井）			
	音戸海岸（渡子）			
	田原漁港海岸（田原）			
	音戸海岸（早瀬）			
	釣士田港海岸（早瀬）			
62	釣士田港海岸（藤ノ脇）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟・砂浜など）</li> </ul>	—
	釣士田港海岸（釣士田）			
	釣士田港海岸（東宇和木）			
	釣士田港海岸（西宇和木）			
	釣士田港海岸（光ヶ瀬）			
	釣士田港海岸（鳴滻）			
63	波多見港海岸（波多見）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間における施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復（大浦崎自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>・海洋性リクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、マリンスポーツ利用など）</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>・観光資源や他のリクリエーション施設との連携（大浦崎公園、音戸フェスティバルなど）</li> </ul>
	音戸海岸（波多見）			
64	音戸海岸（波多見）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間における施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・地震時の液状化対策</li> <li>・面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復（大浦崎自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>・海洋性リクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など）</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>・観光資源や他のリクリエーション施設との連携（大浦崎公園、音戸フェスティバルなど）</li> </ul>
	奥の内港海岸（奥の内）			
65	長谷漁港海岸（長谷）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟・砂浜など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）</li> </ul>	—
66	倉橋海岸（寒那）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・地震時の液状化対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）</li> </ul>	—
	倉橋海岸（脇田）			
	袋の内港海岸（袋の内）			
	倉橋海岸（本倉井）			
67	倉橋漁港海岸（大向）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間における施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・地震時の液状化対策</li> <li>・面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復（須之浦自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）</li> </ul>
	倉橋漁港海岸（西宇土）			
	倉橋漁港海岸（須川）			
	倉橋漁港海岸（瀬郷）			

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表 II-1-5(6) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
68	倉橋漁港海岸（本浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (長門島松原などの歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性リクリエーション増進のための施設整備 (海水浴利用、マリンスポーツ利用など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のリクリエーション施設との連携 (桂浜神社、トライアスロン大会など)
69	倉橋漁港海岸（石持） 倉橋漁港海岸（尾立） 倉橋漁港海岸（室尾） 倉橋漁港海岸（海越） 倉橋漁港海岸（鹿老渡北） 倉橋漁港海岸（鹿老渡南） 倉橋漁港海岸（矢尻） 倉橋漁港海岸（瀬戸） 倉橋漁港海岸（家之元） 倉橋漁港海岸（俎之元） 倉橋漁港海岸（宮ノ口）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	—
70	倉橋海岸（鹿島） 倉橋海岸（唐船）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟・砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	—
71	大迫港海岸（大迫）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	—
72	倉橋海岸（大迫） 倉橋海岸（亀ヶ首）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟・砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	—
73	下蒲刈海岸（下蒲刈） 吉悪港海岸（吉悪）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (魚付保安林など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	—
74	蒲刈港海岸（見戸代（港）） 蒲刈港海岸（丸谷） 蒲刈港海岸（三之瀬）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (ハゼシオナリの生息地など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (天神鼻緑地環境保全地域などの天然の海岸線、藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (蘭島閣美術館などの歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性リクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など) ・健康に役立つ海岸の創造 (植栽、遊歩道の設置など) ・歴史・文化資源と調和した施設整備 (權伝馬など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のリクリエーション施設との連携 (蘭島閣美術館など)
75	下蒲刈海岸（小地蔵） 大地蔵漁港海岸（大地蔵）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性リクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など) ・健康に役立つ海岸の創造 (植栽、遊歩道の設置など) ・歴史・文化資源と調和した施設整備 (權伝馬など)
76	蒲刈港海岸（向（南）） 蒲刈港海岸（向（北）） 蒲刈港海岸（田戸） 蒲刈港海岸（宮盛） 蒲刈港海岸（大浦（港）） 蒲刈港海岸（大浦（農））	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (日高庄緑地環境保全地域などの天然の海岸線、藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 (權伝馬など)

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表 II-1-5(7) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
77	川尻港海岸（岩戸）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間における施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復（藻場など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>・海洋性リクリエーションの増進のための施設整備（潮干狩り利用など）</li> <li>・健康に役立つ海岸の創造（遊歩道の設置など）</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>・観光資源や他のリクリエーション施設との連携（親水公園など）</li> </ul>
	川尻港海岸（沖田）			
	川尻港海岸（森）			
	川尻港海岸（久俊）			
	川尻海岸（大才）			
78	小用港海岸（小用）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間における施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・地震時の液状化対策</li> <li>・面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復（ハゼシオガ科の生息地など）</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復（中小島・七浦自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造（稚児明神などの歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>・海洋性リクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など）</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>・観光資源や他のリクリエーション施設との連携（グリーンビアせとうちなど）</li> </ul>
	安浦海岸（日の浦）			
	安登海岸（久多田）			
	安浦海岸（小島）			
	安浦漁港海岸（日の浦）			
79	安浦漁港海岸（水尻）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復（藻場など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>・歴史・文化資源と調和した施設整備（相島神社大祭など）</li> </ul>
	安浦漁港海岸（三津口）			
80	蒲刈海岸（長瀬黒禿）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・面的防護方式の推進</li> <li>●侵食に強い海岸の整備</li> <li>・汀線の保全・回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・生態系の保全（斎島周辺鳥獣保護区特別保護地区など）</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復（恋が浜自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>・海洋性リクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、潮干狩り利用、マリンボート利用など）</li> <li>・健康に役立つ海岸の創造（植栽など）</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>・観光資源や他のリクリエーション施設との連携（天体観測館、県民の浜＆星まつり、スイムランin蒲刈大会など）</li> </ul>
	蒲刈海岸（大浦）			
	原漁港海岸（原）			
81	豊浜海岸（豊島）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間における施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・生態系の保全（豊島周辺鳥獣保護区特別保護地区など）</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・砂浜など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>・海洋性リクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、潮干狩り利用、マリンボート利用など）</li> <li>・健康に役立つ海岸の創造（植栽など）</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>・観光資源や他のリクリエーション施設との連携（天体観測館、県民の浜＆星まつり、スイムランin蒲刈大会など）</li> </ul>
	豊島漁港海岸（代間）			
82	豊島漁港海岸（山崎）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間における施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・生態系の保全（豊島周辺鳥獣保護区特別保護地区など）</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・砂浜など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>・健康に役立つ海岸の創造（植栽、遊歩道の設置など）</li> </ul>
	豊島漁港海岸（内浦）			
83	豊島漁港海岸（立花）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間における施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・生態系の保全（アビ渡来群游海面、斎島周辺鳥獣保護区特別保護地区、魚付保安林など）</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復（藻場など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>・海洋性リクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など）</li> <li>・健康に役立つ海岸の創造（植栽、遊歩道の設置など）</li> </ul>
	豊島漁港海岸（大浜）			
	豊島漁港海岸（松山）			
84	豊島漁港海岸（尾久比）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・生態系の保全（アビ渡来群游海面、斎島周辺鳥獣保護区特別保護地区、魚付保安林など）</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・砂浜など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>・海洋性リクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など）</li> <li>・健康に役立つ海岸の創造（植栽、遊歩道の設置など）</li> </ul>
	豊島漁港海岸（斎）			
	豊浜海岸（斎）			
85	三角海岸（西浜）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・砂浜など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>・海洋性リクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など）</li> <li>・健康に役立つ海岸の創造（植栽、遊歩道の設置など）</li> </ul>
	御手洗港海岸（三角）			
	豊海岸（三角浦）			

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表 II-1-5(8) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
86	御手洗港海岸（普登）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	—
	御手洗港海岸（久比）			
	御手洗港海岸（小柳）			
87	御手洗港海岸（野坂）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性リクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)
88	御手洗港海岸（平羅）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	—
	御手洗港海岸（大島）			
	御手洗港海岸（小島）			
89	御手洗港海岸（内浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	—
90	御手洗港海岸（北堀）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・未整備区間における施設整備	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (豊町御手洗伝統的建造物群保存地区 などの歴史・文化資源との調和, 優れた眺望の確保など)	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (豊町御手洗伝統的建造物群保存地区, 七夕納涼祭（花火大会）など)
	御手洗港海岸（南堀）			
	御手洗港海岸（蛭子）			
91	豊海岸（宇留明）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	—
	豊海岸（豊町）			
	豊島漁港海岸（沖友）			
92	安芸津海岸（大芝）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域, 優れた眺望の確保 など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)
	大芝南漁港海岸（大芝南）			
93	大芝北漁港海岸（大芝北）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (砂浜など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性リクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)
94	小松原海岸（小松原）			
	大芝北漁港海岸（小松原）			
94	安芸津海岸（風早）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性リクリエーションの増進のための施設整備 (潮干狩り利用など) ・健康に役立つ海岸の創造 (水咲き部の遊歩道化など) ・歴史・文化資源と調和した施設整備 (住吉祭など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (安芸津フェスティバルなど)
	安芸津港海岸（風早）			
	安芸津港海岸（雲下）			
	安芸津港海岸（木谷）			
95	安芸津海岸（木谷（河））	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性リクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)
	安芸津海岸（木谷（農））			
96	竹原海岸（小泊）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (カブトガニ, ハゼシマガビ, ニカニの生息地 など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造 (水咲き部の遊歩道化など)
	竹原海岸（曾井）			
	竹原港海岸（沖辺）			
	吉名漁港海岸（吉名）			
	竹原港海岸（築地）			
	竹原海岸（築地）			

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表 II-1-5(9) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
97	竹原港海岸（明神）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間における施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復</li> <li>（干潟・砂浜など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造</li> <li>（自然公園特別地域など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>・パブリックアクセスの確保</li> <li>（水際線までのアクセス確保など）</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備</li> <li>（海水浴利用、マリンスポーツ利用など）</li> <li>・健康に役立つ海岸の創造</li> <li>（水吐き部の遊歩道化など）</li> </ul>
	竹原港海岸（的場）			
	竹原港海岸（高崎）			
98	竹原港海岸（福田）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間における施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復</li> <li>（長浜自然海浜保全地区などの天然の海岸線、漁場など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造</li> <li>（忠海八幡神社社叢などの歴史・文化資源との調和）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>・パブリックアクセスの確保</li> <li>（水際線までのアクセス確保など）</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備</li> <li>（海水浴利用、マリンスポーツ利用など）</li> </ul>
	長浜漁港海岸（長浜）			
	竹原海岸（長浜）			
	忠海港海岸（忠海）			
99	竹原海岸（大久野島）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間における施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復</li> <li>（砂浜など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造</li> <li>（自然公園特別地域など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>・パブリックアクセスの確保</li> <li>（水際線までのアクセス確保など）</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備</li> <li>（海水浴利用など）</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>・観光資源や他のレクリエーション施設との連携</li> <li>（休暇村大久野島など）</li> </ul>
	東野海岸（外表）			
100	木江港海岸（岩白）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間における施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・地震時の液状化対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造</li> <li>（優れた眺望の確保など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>・パブリックアクセスの確保</li> <li>（水際線までのアクセス確保など）</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>・健康に役立つ海岸の創造</li> <li>（水吐き部の遊歩道化など）</li> <li>・歴史・文化資源と調和した施設整備</li> <li>（十七夜祭（櫻伝馬）など）</li> </ul>
	木江港海岸（大榆）			
	木江港海岸（木江）			
	木江港海岸（野賀）			
102	沖浦海岸（野賀）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造</li> <li>（優れた眺望の確保など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>・パブリックアクセスの確保</li> <li>（水際線までのアクセス確保など）</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備</li> <li>（海水浴利用など）</li> <li>・健康に役立つ海岸の創造</li> <li>（水吐き部の遊歩道化など）</li> </ul>
	沖浦漁港海岸（沖浦）			
104	大崎海岸（来島）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復</li> <li>（砂浜など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造</li> <li>（優れた眺望の確保など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>・パブリックアクセスの確保</li> <li>（水際線までのアクセス確保など）</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>・健康に役立つ海岸の創造</li> <li>（水吐き部の遊歩道化など）</li> </ul>
	大崎海岸（大串）			
105	大崎海岸（外浜）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間における施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・面的防護方式の推進</li> <li>・地震時の液状化対策</li> <li>●食事に強い海岸の整備</li> <li>・汀線の保全・回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復</li> <li>（大串自然海浜保全地区などの天然の海岸線、砂浜など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造</li> <li>（優れた眺望の確保など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>・パブリックアクセスの確保</li> <li>（水際線までのアクセス確保など）</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備</li> <li>（海水浴利用など）</li> <li>・健康に役立つ海岸の創造</li> <li>（水吐き部の遊歩道化など）</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>・観光資源や他のレクリエーション施設との連携</li> <li>（大串キャンプ場、大崎サマーフェスティバルなど）</li> </ul>
	大崎海岸（七々見）			
106	大崎海岸（七々見東）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復</li> <li>（砂浜など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>・パブリックアクセスの確保</li> <li>（水際線までのアクセス確保など）</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備</li> <li>（海水浴利用など）</li> <li>・健康に役立つ海岸の創造</li> <li>（水吐き部の遊歩道化など）</li> </ul>
	大崎海岸（七々見東）			

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表 II-1-5(10) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
107	大西港海岸（城ヶ浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間ににおける施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟・砂浜など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性リクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用、潮干狩り利用など) ・健康に役立つ海岸の創造 (水咲き部の遊歩道化など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のリクリエーション施設との連携 (親水公園など)
	大西港海岸（瀬井）			
	大西港海岸（長松）			
108	大西港海岸（長江谷）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間ににおける施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・砂浜など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水咲き部の遊歩道化など)
	大西港海岸（大西）			
	大西港海岸（刀崎）			
	大西港海岸（黒崎）			
	大西港海岸（塔之越）			
109	大西港海岸（原下）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間ににおける施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・砂浜など)	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のリクリエーション施設との連携 (魚釣り公園“マリンパークおおさき”など)
	大西港海岸（東原下）			
	大西港海岸（長島東）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間ににおける施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・砂浜など)	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のリクリエーション施設との連携 (魚釣り公園“マリンパークおおさき”など)
	大西港海岸（長島浜）			
	大西港海岸（飛渡）			
110	大西港海岸（王五）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間ににおける施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・砂浜など)	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のリクリエーション施設との連携 (魚釣り公園“マリンパークおおさき”など)
	大崎海岸（長島北）			
	東野海岸（脇の浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間ににおける施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水咲き部の遊歩道化など)
	東野海岸（大田）			
111	鰐崎港海岸（太田）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間ににおける施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水咲き部の遊歩道化など) ●歴史・文化資源と調和した施設整備 (住吉福伝馬など)
	鰐崎港海岸（矢弓）			
	鰐崎港海岸（白水）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水咲き部の遊歩道化など) ●歴史・文化資源と調和した施設整備 (住吉福伝馬など)
112	鰐崎港海岸（盛谷）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水咲き部の遊歩道化など)
	鰐崎港海岸（大琴）			
113	鰐崎港海岸（鰐崎）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水咲き部の遊歩道化など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のリクリエーション施設との連携 (自然休養村、かんねキャンプ場など)
	鰐崎港海岸（馬取）			
	鰐崎港海岸（貝香）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間ににおける施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (砂浜など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水咲き部の遊歩道化など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のリクリエーション施設との連携 (自然休養村、かんねキャンプ場など)
	鰐崎港海岸（福浦）			
	鰐崎港海岸（生野）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間ににおける施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水咲き部の遊歩道化など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のリクリエーション施設との連携 (自然休養村、かんねキャンプ場など)
	鰐崎港海岸（船島）			
114	鰐崎港海岸（佐組島）			
	三原海岸（久津）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間ににおける施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	—
115	三原海岸（大荷）			
	能地漁港海岸（能地）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間ににおける施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (ナマケ科の生息地など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	—

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表 II-1-5(11) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
116	三原海岸（須波） 須波港海岸（須波） 須波漁港海岸（須波）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保、植栽による海岸線の緑化など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性リクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など) ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)
117	尾道糸崎港海岸（貝野） 尾道糸崎港海岸（円一） 尾道糸崎港海岸（三原）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)
118	尾道糸崎港海岸（福地） 吉和漁港海岸（吉和）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	—
119	尾道糸崎港海岸（尾道）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (尾道水道周辺の歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など) ・歴史・文化資源と調和した施設整備 (住吉祭り、ベッチャーフェスティバルなど) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のリクリエーション施設との連携 (千光寺、住吉花火祭り、みなと祭りなど)
120	尾道糸崎港海岸（山波）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (干潟など)	—
121	尾道糸崎港海岸（向島北）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (尾道水道周辺の歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など) ・歴史・文化資源と調和した施設整備 (住吉祭り、ベッチャーフェスティバルなど) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のリクリエーション施設との連携 (住吉花火祭り、みなと祭りなど)
122	尾道糸崎港海岸（向東）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など)	—
123	尾道糸崎港海岸（高西）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (干潟など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)
124	尾道糸崎港海岸（機織） 尾道糸崎港海岸（松永） 尾道糸崎港海岸（柳津）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上 (機織)	—	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)
125	尾道糸崎港海岸（金江藤江）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (干潟など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)
126	尾道糸崎港海岸（浦崎） 串浜漁港海岸（串浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など)	—
127	尾道海岸（ほうま） 尾道海岸（高松） 尾道海岸（浦崎高松） 尾道海岸（浦崎満越） 海老漁港海岸（海老） 尾道海岸（浦崎新田） 尾道海岸（浦崎）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表 II-1-5(12) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
128	尾道海岸（吉ノ浜） 泊漁港海岸（吉ノ浜） 泊漁港海岸（泊） 尾道海岸（泊） 尾道海岸（水の浜） 尾道海岸（海老森）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (百島自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	—
129	福田港海岸（波戸） 福田港海岸（福田）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)
130	向島海岸（加島北）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域など)	—
131	向東海岸（古江浜） 向東海岸（小水） 大町漁港海岸（大町） 尾道海岸（大町）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (干汐自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	—
132	向島海岸（稲穂） 干汐漁港海岸（稲穂） 干汐漁港海岸（干汐） 向島海岸（立花） 立花漁港海岸（立花） 向島海岸（向島）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ●面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (干汐自然海浜保全地区などの天然の海岸線、立花緑地環境保全地域などの天然の海岸線、藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域、優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用、潮干狩り利用など) ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)
133	尾道糸崎港海岸（向島西）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など)	—
134	尾道糸崎港海岸（岩子） 尾道糸崎港海岸（船越） 向島海岸（池ノ浦） 向島海岸（団子石） 向島海岸（浜ノ浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ●面的防護方式の推進 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域、優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)
135	因島海岸（深浦大浜） 因島海岸（深浦） 因島海岸（三池） 因島海岸（相川）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ●面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (大浜崎鳥獣保護区特別保護地区など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域、植栽による海岸線の緑化など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など) ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (因島アメニティー公園、大浜崎キャンプ場など)
136	中浜港海岸（大浜） 中浜港海岸（中庄） 中浜港海岸（外浦） 鏡浦漁港海岸（鏡浦） 椋浦港海岸（椋浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (梶ノ鼻自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)
137	土生港海岸（三庄） 土生港海岸（小用）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ●面的防護方式の推進	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域、優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (折古の浜キャンプ場など)
138	重井港海岸（細島） 因島海岸（細島西） 因島海岸（細島） 因島海岸（細島東）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など)	—

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表 II-1-5(13) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
139	土生港海岸（土生） 因島海岸（竹長） 因島海岸（重井） 西浦漁港海岸（西浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水聞き部の遊歩道化など)
140	重井港海岸（西浜） 重井港海岸（伊浜西） 重井港海岸（馬神・宮沖） 重井港海岸（伊浜東）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水聞き部の遊歩道化など)
141	瀬戸田港海岸（中野） 瀬戸田海岸（名荷） 瀬戸田海岸（西浦坂田） 因島海岸（田嵐）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水聞き部の遊歩道化など)
142	生口港海岸（原） 生口港海岸（波止岡）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保, 植栽による海岸線の緑化など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)
143	生口港海岸（御寺） 生口港海岸（宮原） 生口港海岸（泊） 生口港海岸（田高根）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造 (水聞き部の遊歩道化など)
144	瀬戸田海岸（垂水早瀬） 瀬戸田港海岸（垂水） 瀬戸田港海岸（福田）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (耕三寺などの歴史・文化資源との調和 優れた眺望の確保, 植栽による 海岸線の緑化など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用, マンボーフィー利用など) ●健康に役立つ海岸の創造 (水聞き部の遊歩道化など) ・歴史・文化資源と調和した施設整備 (灯篭流しなど) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (耕三寺, 平山郁夫美術館など)
145	瀬戸田港海岸（高根） 瀬戸田海岸（高根）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (高根島自然海浜保全地区などの天然の 海岸線, 藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	—
146	佐木港海岸（須ノ上） 鷺浦海岸（黒浜） 瀬戸田港海岸（向田） 鷺浦海岸（長岩） 鷺浦海岸（麦焼布袋岩） 佐木港海岸（須波） 佐木港海岸（大野浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (柄縫瀬戸, 佐木大野浦自然海浜保全 地区などの天然の海岸線, 藻場・干潟 など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など) ●健康に役立つ海岸の創造 (水聞き部の遊歩道化など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (トライアスロン大会など)
147	佐木港海岸（小佐木（港）） 佐木港海岸（小佐木（農）） 小佐木海岸（北浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など)	—
148	福山港海岸（野の浜） 福山港海岸（沖浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上 (野の浜)	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	—

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表 II-1-5(14) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
149	福山港海岸（手城）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (福山芸術文化ホール、福山ばら祭りなど)
150	福山港海岸（一文字）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (ポートパーク福山、福山芸術文化ホール、福山ばら祭りなど)
151	福山漁港海岸（水呑） 福山港海岸（田尻） 福山漁港海岸（田尻）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (ハケビンカズラ、ミガニの生息地など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (竹ヶ端運動公園、ファミリーパークキャンプ場、田尻民族資料館など)
152	福山港海岸（みゆき） 福山港海岸（江の浦） 平漁港海岸（平） 福山海岸（室浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (ミカヅキイモ、ミガニの生息地など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (鞆の浦周辺の歴史・文化資源との調和)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など) ・歴史・文化資源と調和した施設整備 (雁木、常夜燈など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (鞆の浦弁天島花火大会など)
153	走漁港海岸（唐船） 福山海岸（本浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (魚付保安林など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)
154	走漁港海岸（浦友） 走漁港海岸（本浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (魚付保安林など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	—
155	阿伏兎港海岸（能登原） 千年港海岸（桜） 千年港海岸（岩船） 千年港海岸（草深） 千年港海岸（數名） 千年港海岸（常石）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (阿伏兎観音などの歴史・文化資源との調和)	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (阿伏兎観音、盤台寺、ハーブガーデンなど)
156	内海海岸（馬場崎） 箱崎漁港海岸（箱崎） 箱崎漁港海岸（小用地）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (箱崎自然海浜保全地区などの天然の海岸線、干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (憩いの森、定置網観光など)
157	内海海岸（大畑）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など)	—
158	横田漁港海岸（南） 横田漁港海岸（家廻） 横田漁港海岸（入双） 内海海岸（小坊志）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (魚付保安林など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など)	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (王城・切石公園、横島底引網観光など)

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(15) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
159	内海海岸（グイビ）			
	内海海岸（横山）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (魚付保安林など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (グイビ・横山自然海浜保全地区などの 天然の海岸線、藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (陸けい・砂州の保全など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (王城・切石公園など)
	内海海岸（横島）			
160	内海海岸（新道）			
	横田港海岸（横島）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (魚付保安林など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟・砂浜など)	—
	横田港海岸（町）			
	横田港海岸（大浦）			
161	箱崎漁港海岸（金屋）			
	箱崎漁港海岸（内浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	—
162	箱崎漁港海岸（寺山）			
	箱崎漁港海岸（阿伏兎）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (箱崎マリーナなど)

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

## 2. 施設整備に関する基本的な事項の詳細

整備対象海岸毎に、整備する施設の種類、規模、受益地域、整備の方向性等を整理した「施設の整備内容」を表II-2-1、整備計画図を図II-2-1に示す。

施設整備の内容については、次のように設定している。

### 《施設整備の内容》

項目	決定方法
① 整備対象地区海岸	要海岸保全区域内の海岸で、海岸保全施設が未整備または機能不足（③で設定した堤防高が現状で確保されていない）であるため、越波の被害が依然として発生していたり、老朽化が進行している箇所がある地区海岸を選定。
② 整備延長	①の地区海岸のうち、海岸保全施設が未整備・機能不足、あるいは老朽化が進行しており、改良の必要性がある箇所の延長。
③ 代表堤防高	防護水準として設定した潮位に、防護水準として設定した波浪を用いて算定した必要高と余裕高を加えて設定した高さ。
④ 施設の種類	⑥の整備の方向性（特に1）を満足するために適切な施設の種類を選定。
⑤ 受益地域	本計画の対象となる海岸保全施設が整備されない場合に、浸水や侵食の想定される地域を設定。 ※ 詳細については、整備計画図（図II-2-1）参照。
⑥ 整備の方向性 (環境面・利用面)	1) 整備対象地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して、特に配慮する事項を整理。（表II-2-1に示す整備の方向性のうち下線を引いた事項） 2) 隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項についても整理。（表II-2-1に示す整備の方向性のうち下線を引いていない事項）

- 注1) 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。
- 注2) 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力等の条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。
- 注3) 表II-1-3の所管において「水国局」とあるのは「水管理・国土保全局」の略である。

## 《整備計画図の見方》

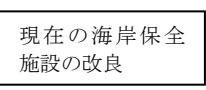
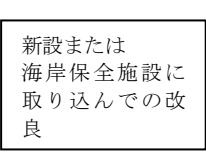
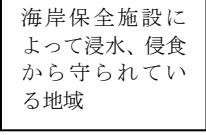
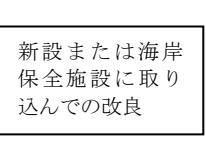
凡例	凡例の説明
既設の海岸保全施設の存する区域	<p>黄色線</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>既設の海岸保全施設のある区域を示す。</li> <li>民間護岸や道路護岸等、海岸の所管ではない施設については示していない。</li> <li>民間護岸や道路護岸等、海岸の所管ではない施設で、将来的に海岸の所管として管理しているこうとしている施設についても示していない。(あくまでも、現在の海岸保全施設を図示)</li> </ul>
海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域	<p>赤色線</p>    <ul style="list-style-type: none"> <li>海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域を示す。</li> <li>赤色線の背後に黄色線(既設の海岸保全施設の存する区域)のある区域は、現在の海岸保全施設の改良を示す。</li> <li>赤色線のみの区域は、海岸保全施設の新設または、既設の道路護岸等を将来的に海岸保全施設として取り込んで改良している区域を示す。(黄色線のみの区域は、現在、必要天端高が確保されており、海岸保全施設の新設または改良が不要な区域を示す。)</li> </ul>
受益地域(想定浸水、想定侵食区域)	<p>水色ハッチ</p>    <ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に、適切な防護水準が確保された海岸保全施設によって浸水、侵食から防護される地域で、黄色線・赤色線の背後にある。</li> <li>黄色線・赤色線のない区域で受益地域が示されているところは、次のような場合である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>海岸保全施設と隣接するその他の施設により一連で防護されている地域。</li> <li>民間護岸や道路護岸等、現在海岸の所管ではない施設を将来的に海岸保全施設として取り入れ、管理する計画のある区域で、現在必要天端高が確保されている区域の受益地域。</li> </ul> </li> </ul>

表 II-2-1 (1) 施設整備の内容 (宮島・大竹ゾーン)

番号	地区海岸名	所管	海岸	区域	区域	施設		施設の種類	状況	環境面に対する配慮事項	整備の方向性				
						規範									
						延長 (m)	代表幅員 (T.P.m) (C.I.L.m)								
大竹港海岸 (小島)	港湾局	1	1	大竹市東栄	1,683	4.7	6.7	護岸, 壁岸	大竹市東栄	●生態系に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸の保全・創造	利水面に対する配慮事項				
大竹港海岸 (三笠)	港湾局	2	1	大竹市御幸町	1,850	4.7	6.7	護岸, 壁岸	大竹市御幸町	●生態系に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸の保全・創造	利水面に対する配慮事項				
大竹港海岸 (新町)	港湾局	3	1	大竹市御幸町	485	4.7	6.7	護岸, 壁岸	大竹市御幸町	●生態系に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸の保全・創造	利水面に対する配慮事項				
玖波港海岸 (玖波)	水産庁	5	1	大竹市玖波	140	4.2	6.2	護岸	大竹市玖波	●生態系に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸の保全・創造	利水面に対する配慮事項				
阿多田港海岸 (阿多田)	水産庁	6	1	大竹市阿多田島	638	4.1	6.1	護岸, 海岸	大竹市阿多田島	●生態系に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸の保全・創造	利水面に対する配慮事項				
大竹海岸 (阿多田)	農振局	7	2	大竹市阿多田島	165	4.1	6.1	護岸	大竹市阿多田島	●生態系に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸の保全・創造	利水面に対する配慮事項				
大竹海岸 (玖波)	水國局	8	1	大竹市玖波	70	5.5	7.5	護岸, 海岸, 突堤, 義兵	大竹市阿多田島	●生態系に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸の保全・創造	利水面に対する配慮事項				
大野海岸 (鳴川)	水國局	9	1	廿日市市下郷	150	6.1	8.1	堤防, 潜波工	廿日市市下郷	●生態系に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸の保全・創造	利水面に対する配慮事項				
大野海岸 (宮浜)	水國局	10	1	廿日市市下郷	140	6.1	8.1	堤防, 潜波工	廿日市市下郷	●生態系に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸の保全・創造	利水面に対する配慮事項				
丸石海岸 (丸石)	水産庁	11	1	廿日市市丸石2丁目	900	6.0	8.0	護岸, 海岸, 突堤, 義兵	廿日市市下郷	●生態系に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸の保全・創造	利水面に対する配慮事項				
大野海岸 (丸石)	水國局	12	1	廿日市市丸石2丁目	1,570	5.6	7.6	護岸, 海岸, 突堤, 義兵	廿日市市下郷	●生態系に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸の保全・創造	利水面に対する配慮事項				
埴屋海岸 (埴屋)	水産庁	13	1	廿日市市林が原1丁目	652	5.2	7.2	護岸, 壁岸	廿日市市丸石	●生態系に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸の保全・創造	利水面に対する配慮事項				
大野海岸 (小田島)	水國局	14	1	廿日市市林が原2丁目	618	5.4	7.4	護岸	廿日市市丸石	●生態系に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸の保全・創造	利水面に対する配慮事項				
大野海岸 (小田島)	水國局	15	1	廿日市市林が原1丁目	1,865	5.4	7.4	護岸	廿日市市林が原	●生態系に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸の保全・創造	利水面に対する配慮事項				
大野海岸 (小田島)	水國局	16	1	廿日市市林が原2丁目	908	4.4	6.4	護岸	廿日市市海原	●生態系に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸の保全・創造	利水面に対する配慮事項				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ 整備の方向性において、斜線を引いている配慮事項においては、「整備の必要性」、「整備の方向性」、「計画・整備を必要とする項目」、「計画・整備を実施する事項」である。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なつてくる場合もある。

表 II-2-1 (2) 施設整備の内容 (宮島・大竹ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	海岸	区域	施設			環境面に対する配慮事項	整備の方向性		
					規模		施設の種類				
					延長 (m)	代表堤防高 (T.P.m) (C.I.L.m)					
梅原海岸(梅原)	水産庁	15	1	廿日市梅原2丁目	380	4.5	6.5	胸壁, 橋岸, 脊岸, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の構成・回復 ・自然景観や沿岸動植物の保全・創造 ・健康に役立つ海岸の創造		
大野海岸(大野駅ヶ崎)	水国局	16	1	廿日市大野2丁目	2,879	5.0	6.4	胸壁, 脊岸, 脊壁, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の構成・回復 ・自然景観や沿岸動植物の保全・創造 ・健康に役立つ海岸の創造		
上ノ浜海岸(上ノ浜)	水産庁	17	1	廿日市上ノ浜2丁目	308	4.0	6.0	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の構成・回復 ・自然景観や沿岸動植物の保全・創造 ・健康に役立つ海岸の創造		
大野海岸(上ノ浜)	水国局	18	1	廿日市上ノ浜2丁目	43	4.3	6.3	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の構成・回復 ・自然景観や沿岸動植物の保全・創造 ・健康に役立つ海岸の創造		
大野海岸(上ノ浜)	水国局	18	2	廿日市上ノ浜2丁目	73	4.3	6.3	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の構成・回復 ・自然景観や沿岸動植物の保全・創造 ・健康に役立つ海岸の創造		
大野海岸(早崎)	水国局	20	2	廿日市前空2丁目	486	5.0	7.0	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の構成・回復 ・自然景観や沿岸動植物の保全・創造 ・健康に役立つ海岸の創造		
大野海岸(深江)	水国局	21	1	廿日市宮島口西1丁目	691	5.0	7.0	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の構成・回復 ・自然景観や沿岸動植物の保全・創造 ・健康に役立つ海岸の創造		
大野海岸(赤崎)	水国局	22	1	廿日市宮島口西1丁目	644	5.0	7.0	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の構成・回復 ・自然景観や沿岸動植物の保全・創造 ・健康に役立つ海岸の創造		
大野海岸(赤崎)	水国局	23	1	廿日市宮島口西1丁目	389	5.0	7.0	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の構成・回復 ・自然景観や沿岸動植物の保全・創造 ・健康に役立つ海岸の創造		
廿日市海岸(阿品)	水国局	24	3	廿日市阿品1丁目	700	5.0	7.0	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の構成・回復 ・自然景観や沿岸動植物の保全・創造 ・健康に役立つ海岸の創造		
地御前海岸(地御前)	水産庁	25	1	廿日市地御前5丁目	133	5.2	7.2	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の構成・回復 ・自然景観や沿岸動植物の保全・創造 ・健康に役立つ海岸の創造		
廿日市海岸(鳥新開)	水国局	26	1	廿日市地御前1丁目～串戸1丁目	134	5.2	7.2	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の構成・回復 ・自然景観や沿岸動植物の保全・創造 ・健康に役立つ海岸の創造		
厳島海岸(厳ノ浦)	港湾局	27	2	廿日市宮島町網之浦	635	5.2	7.2	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の構成・回復 ・自然景観や沿岸動植物の保全・創造 ・健康に役立つ海岸の創造		
		3	廿日市宮島町西大西町	1,559	5.2	7.2	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の構成・回復 ・自然景観や沿岸動植物の保全・創造 ・健康に役立つ海岸の創造			
		4	廿日市宮島町地御前5丁目	545	5.2	7.2	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の構成・回復 ・自然景観や沿岸動植物の保全・創造 ・健康に役立つ海岸の創造			
		5	廿日市宮島町地御前5丁目	2,095	5.5	7.5	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の構成・回復 ・自然景観や沿岸動植物の保全・創造 ・健康に役立つ海岸の創造			
		1	廿日市宮島町網之浦	320	5.1	7.1	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の構成・回復 ・自然景観や沿岸動植物の保全・創造 ・健康に役立つ海岸の創造			
		2	串戸1丁目	100	5.1	7.1	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の構成・回復 ・自然景観や沿岸動植物の保全・創造 ・健康に役立つ海岸の創造			
		3	廿日市宮島町西大西町	200	4.3	6.3	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の構成・回復 ・自然景観や沿岸動植物の保全・創造 ・健康に役立つ海岸の創造			
		4	廿日市宮島町網之浦	161	4.3	6.3	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の構成・回復 ・自然景観や沿岸動植物の保全・創造 ・健康に役立つ海岸の創造			
		5	廿日市宮島町西大西町	340	4.3	6.3	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の構成・回復 ・自然景観や沿岸動植物の保全・創造 ・健康に役立つ海岸の創造			

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該地区海岸の現状の課題や要件、利用実態等や地盤の特徴、将来計画等を考慮したもので、特に記載する事項である。

※ 整備の実施段階においては、整備の方向性に基づいて、整備を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でのその時点の外力などの条件や海岸の状況等を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なつてくる場合もある。

表 II-2-1 (3) 施設整備の内容（宮島・大竹ゾーン）

地区海岸名	番号	所管	海岸	区域	配備			施設の種類	施設面に対する配慮事項	環境面に対する配慮事項	整備の方向性
					規範	延長	代表幅員高	(T.P.m)	(C.H.L.m)	地盤	状況
厳島海岸（有ノ浦）	28	港湾局		1廿日市宮島町北大道町	158	3.5	5.5	護岸	廿日市宮島町北大道町	住宅地，その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アセスレーティング海岸の整備</li> <li>●バブリックアクセスの確保</li> <li>●多様に利用できる海の整備</li> <li>・海洋性クリエーションの創造のための施設整備</li> <li>・健康に役立つ海の創造</li> <li>・歴史・文化資源の活用</li> <li>・観光資源や他のレクリエーション施設との連携</li> </ul>
				2廿日市宮島町北大道町～堀町	1,126	3.5	5.5	護岸	廿日市宮島町北大道町～堀町	住宅地，その他	
厳島海岸（長浜）	29	港湾局		1廿日市宮島町長浜町	395	3.5	5.5	護岸	廿日市宮島町長浜町	住宅地，その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アセスレーティング海岸の整備</li> <li>●バブリックアクセスの確保</li> <li>●多様に利用できる海の整備</li> <li>・海洋性クリエーションの創造のための施設整備</li> <li>・健康に役立つ海の創造</li> <li>・歴史・文化資源の活用</li> <li>・観光資源や他のレクリエーション施設との連携</li> </ul>
				廿日市宮島町経町	871	4.7	6.7	護岸	廿日市宮島町経町～杉の浦	住宅地，農用地	
厳島海岸（杉ノ浦）	30	港湾局		1廿日市宮島町杉ノ浦	20	5.0	7.0	護岸，離岸	廿日市宮島町杉ノ浦	住宅地，商業地，その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アセスレーティング海岸の整備</li> <li>●バブリックアクセスの確保</li> <li>●多様に利用できる海の整備</li> <li>・海洋性クリエーションの創造のための施設整備</li> <li>・健康に役立つ海の創造</li> <li>・歴史・文化資源の活用</li> <li>・観光資源や他のレクリエーション施設との連携</li> </ul>
				廿日市宮島町口1丁目	318	5.0	7.0	護岸	廿日市宮島町口1丁目	住宅地，商業地，その他	
大野海岸（大野ヶ浜）	32	水園局									
厳島海岸（赤崎）	33	港湾局		1廿日市宮島町口1丁目							

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の選択性をいたせるために配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する他の海岸を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の選択性をいたせるために配慮する事項である。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の特徴を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なつてくる場合もある。

表 II-2-1 (4) 施設整備の内容 (広島ゾーン)

地区海岸名	番号	所管	海岸	区域	区域	配備		施設の種類	状況	環境面に対する配慮事項	整備の方向性				
						代表堤防高 (m)	代表堤防高 (T.P.m) (C.I.L.m)								
広島港海岸(海水)	1	廿日市市串戸		220	5.4	7.2		堤防			●アクセスしやすい海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●自然景観や周景の整備 ●自然景観や周景の保全・創造 ●海水・潮流の美化 ●水質・底質の改善				
	2	廿日市市串戸 1丁目		340	4.4	6.2		護岸	廿日市市串戸	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●自然景観や周景の整備 ●自然景観や周景の保全・創造 ●海水・潮流の美化 ●水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●自然景観や周景の整備 ●自然景観や周景の保全・創造 ●海水・潮流の美化 ●水質・底質の改善				
	3	廿日市市下平良		250	5.7	7.5		護岸							
	1		1,049	5.7	7.5			護岸							
	2		350	6.1	7.9			護岸							
	3	廿日市市木材港南	790	4.8	6.6			胸壁							
	4		200	4.5	6.3			胸壁							
	5		1,030	5.2	7.0			護岸							
	6	廿日市市下平良・住吉	725	4.4	6.2			護岸							
	7		1,310	5.6	7.4			護岸							
	8	廿日市市木材港北	355	5.6	7.4			護岸	廿日市市平良～住吉	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●自然景観や周景の整備 ●自然景観や周景の保全・創造 ●海水・潮流の美化 ●水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●自然景観や周景の整備 ●自然景観や周景の保全・創造 ●海水・潮流の美化 ●水質・底質の改善				
	9		245	5.7	7.5			護岸							
	10		110	4.7	6.5			胸壁							
	11	広島市佐伯区五日市港	190	4.5	6.3			胸壁							
	12		350	5.2	7.0			護岸							
	13		455	4.3	6.1			胸壁							
	14	廿日市市木材港北	660	4.4	6.2			護岸							
	15	廿日市市木材港北・住吉	68	4.4	6.2			胸壁							
広島港海岸(住吉桟尾)	1	廿日市市桟尾	260	4.5	6.2			堤防	廿日市桟尾	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●自然景観や周景の整備 ●自然景観や周景の保全・創造 ●海水・潮流の美化 ●水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●自然景観や周景の整備 ●自然景観や周景の保全・創造 ●海水・潮流の美化 ●水質・底質の改善				
	2	廿日市市西区施工センター	35	5.7	7.5			護岸	廿日市西区	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●自然景観や周景の整備 ●自然景観や周景の保全・創造 ●海水・潮流の美化 ●水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●自然景観や周景の整備 ●自然景観や周景の保全・創造 ●海水・潮流の美化 ●水質・底質の改善				
	3		155	5.6	7.4			護岸							
草津浜海岸(草津)	1	広島市西区草津	60	5.6	7.4			護岸							
	2	広島市西区草津新町	800	4.9	6.7			胸壁	広島市西区草津新町	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●自然景観や周景の整備 ●自然景観や周景の保全・創造 ●海水・潮流の美化 ●水質・底質の改善	●海岸利用の整備 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携				
	3		350	4.6	6.4			護岸							
広島港海岸(南観音)	1	広島市西区観音新町	2								●海岸利用の整備 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携				
	2														

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該該地区海岸の現状の課題や要件、利用実態等や地元の要請、将来計画等を考慮したもので、特に記す事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を、基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行なうとする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なつてくる場合もある。

表II-2-1 (5) 施設整備の内容(広島ゾーン)

地区海岸名	番号	所管	海岸区域	面積		規模	施設の種類	受達地域		整備の方向性
				延長 (m)	代表測定高 (C, D, L, m)			地域	状況	
広島港海岸(江波)	1	広島市中区江波栄町・江波南	58	4.6	6.5	●海岸利用の整備 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	●港水・港域の活性化 ・水質・底質の改善	広島市中区舟入前～江波東	住宅地、商業地、農用地	利用面に対する配慮事項
	2	広島市中区江波沖町	390	4.6	6.5					
	3	広島市中区江波沖町	366	4.6	6.5					
	4	広島市中区江波沖町	260	4.7	6.6					
	5	広島市中区江波沖町	328	4.7	6.6					
	6	広島市中区江波沖町	630	5.3	7.2					
	7	広島市中区江波沖町	1,890	6.1	8.0					
	8	広島市中区江波南	730	5.1	7.0					
	9	広島市中区江波東	88	4.7	6.5					
	10	広島市中区江波東	76	4.7	6.5					
広島港海岸(吉島)	11	広島市西区江波本町・江波南	58	4.6	6.5					
	1	広島市中区南吉島2丁目	200	5.1	6.9					
	2	広島市中区南吉島1丁目	90	5.2	7.0					
	3	広島市中区南吉島1丁目	300	5.2	7.0					
	4	広島市中区吉島新町・吉島東	70	4.7	6.5					
広島港海岸(出島)	5	広島市中区吉島東	420	4.7	6.5	●アクリルシスルガワクの整備 ・バブル・アクア・カゼの整備 ・海岸利用の整備 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	●港水・港域の活性化 ・水質・底質の改善	広島市中区吉島西～南千田町	住宅地、商業地、農用地	利用面に対する配慮事項
	1	2	1,322.5	5.4	7.2					
	2	2	735	4.7	6.5					
	3	2	345	4.7	6.5					
	4	2	295	4.4	6.2					
	5	2	180	4.7	6.5					
	6	2	620	5.4	7.2					
広島港海岸(元字品)	7	2	80	5.4	7.2	●多様に利用できる海岸の整備 ・整備に立ち替わる海岸の整備 ・海岸利用の整備 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	●自然景観や海岸景観の保全・創造	広島市南区元字品	商業地、工業地	利用面に対する配慮事項
	8	2	740	4.9	6.7					
	9	2	440	4.6	6.4					
	10	2	270	4.6	6.4					
	11	2	65	4.6	6.4					
	12	2	490	4.7	6.5					
	13	2	455	4.7	6.5					
広島港海岸(丹那)	14	3	2,280	4.8	6.6	●海岸利用の整備 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	●港水・港域の活性化 ・水質・底質の改善	広島市南区丹那町	住宅地、商業地、農用地	利用面に対する配慮事項
	15	3	410	4.8	6.6					
	16	3	2,550	4.8	6.6					
	17	3	845	4.8	6.6					
	18	3	6,6	7	6.5					
広島港海岸(向洋)	19	1	広島市南区向洋沖町	4,8	6.6	●海岸利用の整備 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	●港水・港域の活性化 ・水質・底質の改善	広島市南区向洋沖町～月見町	工業地	利用面に対する配慮事項
	20	1	5,515	4.8	6.6					
	21	1	5,115	4.8	6.6					
	22	1	5,115	4.8	6.6					
	23	1	5,115	4.8	6.6					
広島港海岸(船越)	24	1	広島市安芸区船越南	6,6	7	●海岸利用の整備 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	●港水・港域の活性化 ・水質・底質の改善	広島市安芸区船越南	住宅地、商業地、農用地	利用面に対する配慮事項
	25	1	6,6	7	6.6					
	26	1	6,6	7	6.6					
	27	1	6,6	7	6.6					
	28	1	6,6	7	6.6					
広島港海岸(矢野)	29	1	6,6	7	6.6	●海岸利用の整備 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	●港水・港域の活性化 ・水質・底質の改善	安芸郡矢野新町	住宅地、商業地、農用地	利用面に対する配慮事項
	30	1	6,6	7	6.6					
	31	1	6,6	7	6.6					
	32	1	6,6	7	6.6					
	33	1	6,6	7	6.6					
広島港海岸(坂)	34	1	6,6	7	6.6	●海岸利用の整備 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	●港水・港域の活性化 ・水質・底質の改善	安芸郡坂町	住宅地、商業地、農用地	利用面に対する配慮事項
	35	1	6,6	7	6.6					
	36	1	6,6	7	6.6					
	37	1	6,6	7	6.6					
	38	1	6,6	7	6.6					

整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮が必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

表 II-2-1 (6) 施設整備の内容 (広島ゾーン)

地区海岸名	番号	所管	海岸	区域	区域	施設		施設の種類	施設面に対する配慮事項	環境面に対する配慮事項	整備の方向性
						延長 (m)	代表堤防高 (T.P.m) (C.H.L.m)				
坂海岸 (小畠浦)	19	水園局	1 安芸郡安原町龜石	安芸郡安原町龜石, 小畠浦	887	6.5	8.4	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜・海岸の維持・回復	住宅地, 商業地, 工業地, 商業地, 住宅地, 商業地, 住宅地	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸
	20	港湾局	1 広島市南区宇品町	広島市南区宇品町金輪島	1,660	6.5	8.4	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜・海岸の維持・回復	住宅地, 商業地, 住宅地, 商業地, 住宅地, 商業地, 住宅地	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸
広島港海岸 (金輪島)	21	港湾局	2 広島市南区宇品町	広島市南区宇品町金輪島	250	5.2	7.0	人工海浜	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜・海岸の維持・回復	住宅地, 商業地, 住宅地, 商業地, 住宅地, 商業地, 住宅地	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸
	22	水園局	3 広島市南区以島町	広島市南区以島町	480	4.8	6.6	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜・海岸の維持・回復	住宅地, 商業地, 住宅地, 商業地, 住宅地, 商業地, 住宅地	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸
広島海岸 (二階)	23	水園局	4 広島市南区以島町	広島市南区以島町	305	4.7	6.5	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜・海岸の維持・回復	住宅地, 商業地, 住宅地, 商業地, 住宅地, 商業地, 住宅地	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸
	24	港湾局	5 広島市南区以島町	広島市南区以島町	90	4.7	6.5	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜・海岸の維持・回復	住宅地, 商業地, 住宅地, 商業地, 住宅地, 商業地, 住宅地	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸
広島海岸 (深浦)	25	水園局	1 広島市南区以島町	広島市南区以島町	300	6.5	7.9	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜・海岸の維持・回復	住宅地, 商業地, 住宅地, 商業地, 住宅地, 商業地, 住宅地	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸
	26	港湾局	2 広島市南区以島町	広島市南区以島町	450	6.3	7.6	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜・海岸の維持・回復	住宅地, 商業地, 住宅地, 商業地, 住宅地, 商業地, 住宅地	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸
広島港海岸 (以島東)	27	港湾局	1 広島市南区以島町	広島市南区以島町	170	4.8	6.6	堤防	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜・海岸の維持・回復	住宅地, 商業地, 住宅地, 商業地, 住宅地, 商業地, 住宅地	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸
	28	港湾局	2 広島市南区以島町	広島市南区以島町	416	4.8	6.5	堤防	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜・海岸の維持・回復	住宅地, 商業地, 住宅地, 商業地, 住宅地, 商業地, 住宅地	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の認識、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ 整備の方向性においては、隣接する地区海岸の特徴を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたらせるために配慮する事項である。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階での時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なる場合もある。

表 II-2-1 (7) 施設整備の内容 (江田島・能美島ゾーン)

地区海岸名	番号	所管	海岸	区域	配備		施設の種類	状況	環境面に対する配慮事項	整備の方向性	
					延長 (m)	規範 (T.P. m) (C.H.L. m)					
江田島海岸 (江田島秋月)	1	水国局	江田島市江田島町秋月4丁目	705	4.7	6.6	護岸・築堤	江田島市江田島町秋月	住宅地, 工業地, 農用地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアックアセスの確保	
	2		江田島市江田島町秋月4丁目	88	5.0	6.9	護岸	江田島市江田島町秋月	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアックアセスの確保	
小用港海岸 (秋月)	3	港湾局	江田島市江田島町秋月3丁目	865	4.7	6.6	護岸	江田島市江田島町秋月	住宅地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアックアセスの確保	
	1		江田島市江田島町秋月1丁目	896	4.2	6.1	護岸	江田島市江田島町秋月	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアックアセスの確保	
小用港海岸 (小用)	1	港湾局	江田島市江田島町小用1丁目	803	3.9	5.8	護岸	江田島市江田島町小用	住宅地, 農用地, 森林	●多様に利用できる海岸の整備 ・海活性レクリエーションの増進のための施設整備	
	2		江田島市江田島町小用3丁目	571	3.9	5.8	護岸・築堤	江田島市江田島町小用	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復	
小用港海岸 (切串)	3	港湾局	江田島市江田島町小用3丁目	1,052	3.9	5.8	護岸・築堤	江田島市江田島町小用	住宅地, 農用地, 森林	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復	
	1		江田島市江田島町切串1丁目、切串3	2,082	4.0	5.9	護壁	江田島市江田島町切串	住宅地, 農用地	—	
江田島海岸 (切串・幸浦)	5	港長局	江田島市江田島町切串4丁目～江田島町幸浦2丁目	2,455	3.9	5.8	護壁	江田島市江田島町切串	住宅地, 農用地	●多様に利用できる海岸の整備 ・海活性レクリエーションの増進のための施設整備	
	1		江田島市江田島町幸浦1丁目	198	4.5	6.4	護岸	江田島市江田島町幸浦	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復	
大須港海岸 (大須)	6	港湾局	江田島市江田島町大須1丁目	456	4.5	6.4	護岸	江田島市江田島町大須	住宅地, 農用地	—	
	2		江田島市江田島町大須2丁目	1,060	4.0	5.9	護岸	江田島市江田島町大須	住宅地, 農用地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアックアセスの確保	
江田島海岸 (津久茂)	8	港長局	江田島市江田島町津久茂	809	4.0	5.9	護岸	江田島市江田島町津久茂	住宅地, 農用地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアックアセスの確保	
	1		江田島市江田島町津久茂	388	4.9	6.8	護岸	江田島市江田島町津久茂	住宅地, 農用地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアックアセスの確保	
津久茂港海岸 (津久茂)	9	港湾局	江田島市江田島町津久茂	100	4.9	6.8	護岸	江田島市江田島町津久茂	住宅地, 農用地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアックアセスの確保	
	1		江田島市江田島町津久茂～宮ノ原2	1,126	3.9	5.8	護岸・築堤	江田島市江田島町宮ノ原	住宅地, 農用地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアックアセスの確保	
江田島海岸 (江田島津久茂宮ノ原)	10	水国局	江田島市江田島町津久茂～宮2丁目	224	3.9	5.8	護岸・築堤	江田島市江田島町宮ノ原	住宅地, 農用地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアックアセスの確保	
	2		江田島市江田島町宮ノ原2丁目	290	4.6	6.5	護岸	江田島市江田島町中央	住宅地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアックアセスの確保	
世上漁港海岸 (宮ノ原)	11	水產厅	江田島市江田島町宮ノ原2丁目	2,067	4.6	6.5	護岸	江田島市江田島町中央	住宅地, 農用地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアックアセスの確保	
	2		江田島市江田島町宮ノ原2丁目	1,408	4.8	6.7	護岸	江田島市江田島町中央	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアックアセスの確保	
江田島海岸 (江田島矢の浦)	12	水国局	江田島市江田島町中央4丁目～2丁目	63	4.6	6.5	護岸	江田島市江田島町中央	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復	
	2		江田島市江田島町矢の浦	612	4.8	6.7	護岸	江田島市江田島町中央	—	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復	
江田島海岸 (内海)	14	港長局	江田島市大柿町内海	221	4.0	5.9	護岸	江田島市能美町中町	住宅地, 農用地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアックアセスの確保	
	3		江田島市大柿町内海	1,014	4.0	5.9	護岸	江田島市能美町中町	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアックアセスの確保	
※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当箇所海岸の現状の環境要因、利用実態等や地盤の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。											
** それ以外の配慮事項は、隣接する他の海岸を持ち合わせる海岸を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたらせるために配慮する事項である。											
** 整備の実施段階においては、整備の実施段階においては、整備の方向性を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行なうこととする。											
※ 施設規制や種類については、整備の実施段階でその時点の水力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なつてくる場合もある。											

表 II-2-1 (8) 施設整備の内容 (江田島・能美島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	海岸	区域	配備			施設の種類	状況	環境面に対する配慮事項	整備の方向性				
					延長 (m)	規範									
						(T.P.m)	(C.H.L.m)								
中田港海岸（高田）	港湾局	1	江田島市能美町高田		43	3.7	5.6	護岸	江田島市能美町高田 住宅地、商業地、工業地、農用地	江田島市能美町高田 住宅地、商業地、工業地、農用地	江田島市能美町高田 住宅地、商業地、工業地、農用地				
		2			30	3.7	5.6	護岸							
		3			190	3.7	5.6	護岸							
		4			1,250	4.0	5.9	護岸、海壁							
		5			192	4.0	5.9	護岸							
		6			180	4.0	5.9	護岸							
江田島海岸（江田島能美遠端）	水国局	19	1	佐伯郡能美町高田	759	4.7	6.6	護岸	江田島市能美町高田 住宅地、商業地、工業地、農用地	江田島市能美町高田 住宅地、商業地、工業地、農用地	江田島市能美町高田 住宅地、商業地、工業地、農用地				
冲美海岸（三吉）	水国局	20	1	江田島市沖美町三吉	750	5.2	7.1	護岸	江田島市沖美町三吉 住宅地、商業地、工業地、農用地	江田島市沖美町三吉 住宅地、商業地、工業地、農用地	江田島市沖美町三吉 住宅地、商業地、工業地、農用地				
三高港海岸（小島）	港湾局	21	1	江田島市沖美町三吉	747	4.5	6.4	護岸	江田島市沖美町三吉 住宅地、商業地、工業地、農用地	江田島市沖美町三吉 住宅地、商業地、工業地、農用地	江田島市沖美町三吉 住宅地、商業地、工業地、農用地				
三高港海岸（中ノ浜）	港湾局	22	1	江田島市沖美町三吉	420	4.5	6.4	護岸	江田島市沖美町三吉 住宅地、商業地、工業地、農用地	江田島市沖美町三吉 住宅地、商業地、工業地、農用地	江田島市沖美町三吉 住宅地、商業地、工業地、農用地				
三高港海岸（高祖）	港湾局	23	1	江田島市沖美町高祖	750	4.4	6.3	護岸	江田島市沖美町高祖 住宅地、商業地、工業地、農用地	江田島市沖美町高祖 住宅地、商業地、工業地、農用地	江田島市沖美町高祖 住宅地、商業地、工業地、農用地				
冲美海岸（高祖）	農振局	24	1	江田島市沖美町高祖	647	4.5	6.4	護岸	江田島市沖美町高祖 住宅地、商業地、工業地、農用地	江田島市沖美町高祖 住宅地、商業地、工業地、農用地	江田島市沖美町高祖 住宅地、商業地、工業地、農用地				
美能船港海岸（美能）	水産庁	1	江田島市沖美町高祖		158	4.2	6.1	護岸	江田島市沖美町高祖 住宅地、商業地、工業地、農用地	江田島市沖美町高祖 住宅地、商業地、工業地、農用地	江田島市沖美町高祖 住宅地、商業地、工業地、農用地				
		2			833	4.2	6.1	護岸、海壁							
		3			108	4.2	6.1	護岸							
冲美海岸（田原）	農振局	25	1	佐伯郡沖美町美能	329	4.7	6.6	護岸	江田島市沖美町是長 住宅地、商業地、工業地、農用地	江田島市沖美町是長 住宅地、商業地、工業地、農用地	江田島市沖美町是長 住宅地、商業地、工業地、農用地				
		2	452	4.5	6.4	護岸、海壁									
		3	1,400	5.9	7.8	護岸、海波工									
細魚港海岸（長地）	水産庁	26	1	江田島市沖美町是長	130	—	—	離岸堤	江田島市沖美町是長 住宅地、商業地、工業地、農用地	江田島市沖美町是長 住宅地、商業地、工業地、農用地	江田島市沖美町是長 住宅地、商業地、工業地、農用地				
		29	1	江田島市沖美町細～神美町岡大王	275	4.9	6.8	護岸、海壁	江田島市沖美町是長 住宅地、商業地、工業地、農用地	江田島市沖美町是長 住宅地、商業地、工業地、農用地	江田島市沖美町是長 住宅地、商業地、工業地、農用地				
烟船港海岸（細）	水産庁	30	1	江田島市沖美町岡大王	625	4.5	6.4	護岸、海壁	江田島市沖美町岡大王 住宅地、商業地、工業地、農用地	江田島市沖美町岡大王 住宅地、商業地、工業地、農用地	江田島市沖美町岡大王 住宅地、商業地、工業地、農用地				
		2	452	4.5	6.4	護岸、海壁									
冲美海岸（是長）	農振局	31	1	江田島市沖美町是長	1,400	5.9	7.8	護岸、海波工	江田島市沖美町是長 住宅地、商業地、工業地、農用地	江田島市沖美町是長 住宅地、商業地、工業地、農用地	江田島市沖美町是長 住宅地、商業地、工業地、農用地				
		32	1	江田島市沖美町岡大王	327	4.7	6.6	護岸	江田島市沖美町岡大王 農用地、森林	江田島市沖美町岡大王 農用地、森林	江田島市沖美町岡大王 農用地、森林				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要請、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合ひの要請を考慮して示したもので、整備の方向性に示してあるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、直轄を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なつてくる場合もある。

表 II-2-1 (9) 施設整備の内容 (江田島・能美島ゾーン)

地区海岸名	番号	所管	海岸区域	配置			施設の種類	環境に対する配慮事項	整備の方向性			
				規模		施設の種類						
				延長 (m)	代表堤防高 (C.L.L.m)							
鹿川港海岸 (大矢)	35	1	江田島市沖美町岡大王	1,272	4.5	6.4	護岸	江田島市沖美町岡大王 農用地, 森林	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バフリックアクセスの確保			
鹿川港海岸 (文久)	36	1	江田島市沖美町鹿川	145	4.0	5.9	護岸	江田島市沖美町鹿川 住宅地, 商業地, 工業地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バフリックアクセスの確保			
鹿川港海岸 (鏡木)	37	1	江田島市行能美町鹿川	803	4.5	6.4	護岸	江田島市行能美町鹿川 住宅地, 商業地, 工業地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バフリックアクセスの確保			
鹿川港海岸 (大竹)	38	1	江田島市大竹町古江	139	4.3	6.2	護岸	江田島市大竹町古江 住宅地, 商業地, 工業地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バフリックアクセスの確保			
鹿川港海岸 (深江)	39	1	江田島市大竹町大原	1,197	4.3	6.2	護岸	江田島市大竹町大原 住宅地, 商業地, 工業地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バフリックアクセスの確保			
深江漁港海岸 (深江)	40	1	江田島市大竹町深江	400	3.5	5.4	護岸	江田島市大竹町深江 住宅地, 商業地, 工業地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バフリックアクセスの確保			
大村海岸 (深江)	41	1	江田島市大村町深江	900	3.6	5.5	護岸	江田島市大村町深江 住宅地, 商業地, 工業地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バフリックアクセスの確保			
大村海岸 (深江)	42	1	江田島市大村町深江	1,198	3.6	5.5	護岸	江田島市大村町深江 住宅地, 商業地, 工業地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バフリックアクセスの確保			
江田島海岸 (江田島大柿大郡)	43	1	江田島市大柿町深江	525	3.7	5.6	護岸	江田島市大柿町深江 住宅地, 商業地, 工業地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バフリックアクセスの確保			
大柿海岸 (大郡)	44	1	江田島市大柿町大郡	290	3.9	5.8	護岸	江田島市大柿町大郡 住宅地, 商業地, 工業地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バフリックアクセスの確保			
江田島海岸 (江田島大柿大郡)	45	1	江田島市大柿町大郡	55	4.8	6.7	護岸	江田島市大柿町大郡 住宅地, 商業地, 工業地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バフリックアクセスの確保			
大柿海岸 (大郡)	46	1	江田島市大柿町大郡	105	4.2	6.1	護岸	江田島市大柿町大郡 住宅地, 商業地, 工業地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バフリックアクセスの確保			
精油港海岸 (柿浦)	47	1	江田島市大柿町飛渡漬～柿浦	1,985	4.2	6.1	護岸, 脚踏	江田島市大柿町飛渡漬～柿浦 住宅地, 商業地, 工業地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バフリックアクセスの確保			

※ 整備の方向性において、下線を引いてある配慮事項は、該当地区海岸の特徴を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性を有するため記述する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行なうとする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なつてくる場合もある。

表 II-2-1 (10) 施設整備の内容 (吳・倉橋島・上浦刈島・ノーン)

地区海岸名	番号	所管	海岸区域	配置		施設の種類 (代表基準高 (C. D. L. m))	施設の種類 (代表基準高 (C. D. L. m))	環境面に対する配慮事項		整備の方向性	
				延長 (m)	代表基準高 (C. D. L. m)	状況		環境面に対する配慮事項			
						護岸	護岸	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸機能の保全・創造	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸機能の保全・創造		
吳海岸 (天成)	1	水国局	吳市天成大浜丁目～丁目	2,413	5.4	7.3	護岸	吳市天成福浦町～天成大浜丁 住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸機能の保全・創造	●海岸利用の整備 ・観光資源や他のクリエーション施設との連携	
大型港海岸 (大量)	2	水底行	吳市天成大浜丁目～丁目	502	5.4	7.3	護岸	吳市天成大浜丁目	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸機能の保全・創造	●海岸利用の整備 ・観光資源や他のクリエーション施設との連携	
吳海岸 (吉浦狩留質)	1	水国局	吳市沙見町～吉浦町	750	5.4	7.3	護岸	吳市沙見町～吉浦町 住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸機能の保全・創造	●海岸利用の整備 ・海洋性レクリエーションの増強 ・観光資源や他のクリエーション施設との連携	
吳港海岸 (吉浦)	2	港湾局	吳市吉浦町丁目～2丁目・若葉町 1	1,200	4.2	6.1	護岸	吳市吉浦町～若葉町 住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸機能の保全・創造	●海岸利用の整備 ・海洋性レクリエーションの増強 ・観光資源や他のクリエーション施設との連携	
吳港海岸 (川原石)	2	港湾局	吳市吉浦町丁目～3丁目	1,587	4.6	6.5	護岸	吳市吉浦町～若葉町 住宅地, 工業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸機能の保全・創造	●海岸利用の整備 ・観光資源や他のクリエーション施設との連携	
吳港海岸 (宝町)	1	港湾局	吳市若葉町	1,122	4.5	6.4	護岸	吳市若葉町～笨地町 住宅地, 工業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸機能の保全・創造	●海岸利用の整備 ・観光資源や他のクリエーション施設との連携	
吳港海岸 (警固屋)	2	水国局	吳市海岸丁目～3丁目	3,735	4.5	6.4	胸壁	吳市海岸丁目～3丁目 住宅地, 工業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸機能の保全・創造	●海岸利用の整備 ・観光資源や他のクリエーション施設との連携	
吳港海岸 (宝町)	3	港湾局	吳市宝町	712	4.5	6.4	護岸	吳市宝町	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸機能の保全・創造	●海岸利用の整備 ・観光資源や他のクリエーション施設との連携	
吳港海岸 (警固屋)	4	港湾局	吳市警固屋丁目	1,200	4.2	6.1	護岸	吳市警固屋丁目	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸機能の保全・創造	●海岸利用の整備 ・観光資源や他のクリエーション施設との連携	
吳港海岸 (阿賀南)	5	港湾局	吳市警固屋6丁目～8丁目	1,587	4.6	6.5	護岸	吳市警固屋6丁目～8丁目 住宅地, 工業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸機能の保全・創造	●海岸利用の整備 ・観光資源や他のクリエーション施設との連携	
吳港海岸 (阿賀南)	6	港湾局	吳市警固屋9丁目	1,173	4.9	6.8	護岸, 崩壊, 壁 胸壁, 崩壊, 壁	吳市警固屋9丁目 住宅地, 工業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸機能の保全・創造	●海岸利用の整備 ・観光資源や他のクリエーション施設との連携	
吳港海岸 (阿賀南)	7	港湾局	吳市警固屋10丁目	1,34	5.2	7.1	護岸	吳市警固屋10丁目 住宅地, 工業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸機能の保全・創造	●海岸利用の整備 ・観光資源や他のクリエーション施設との連携	
吳港海岸 (阿賀南)	8	港湾局	吳市警固屋5丁目～8丁目	1,143	5.3	7.2	護岸	吳市警固屋5丁目～8丁目 住宅地, 工業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸機能の保全・創造	●海岸利用の整備 ・観光資源や他のクリエーション施設との連携	
吳港海岸 (阿賀南)	9	港湾局	吳市阿賀南～阿賀南丁目	1,900	5.6	7.5	護岸, 崩壊, 壁 胸壁, 崩壊, 壁	吳市阿賀南～阿賀南丁目 住宅地, 工業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸機能の保全・創造	●海岸利用の整備 ・観光資源や他のクリエーション施設との連携	
吳港海岸 (阿賀南)	10	港湾局	吳市阿賀南4丁目, 5丁目, 8丁目, 9 丁目, 阿賀中央3丁目, 6丁目, 7丁目	1,433	4.5	6.4	護岸	吳市阿賀南, 阿賀中央 住宅地, 工業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸機能の保全・創造	●海岸利用の整備 ・観光資源や他のクリエーション施設との連携	
吳港海岸 (阿賀南)	11	港湾局	吳市阿賀南2丁目	380	4.5	6.4	堤防	吳市阿賀南, 阿賀中央 住宅地, 工業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸機能の保全・創造	●海岸利用の整備 ・観光資源や他のクリエーション施設との連携	
吳港海岸 (広)	12	港湾局	吳市広多賀谷1丁目～4丁目, 広古新 1丁目, 広中央1丁目	2,191	4.5	6.4	護岸	吳市広多賀谷, 広古新, 幸 庄 住宅地, 工業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸機能の保全・創造	●海岸利用の整備 ・観光資源や他のクリエーション施設との連携	
吳港海岸 (長坂)	13	港湾局	吳市広長坂1丁目	647	4.5	6.4	護岸	吳市広長坂1丁目 住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸機能の保全・創造	●海岸利用の整備 ・観光資源や他のクリエーション施設との連携	
吳港海岸 (小平)	14	港湾局	吳市広小平1丁目	1,650	6.0	7.9	護岸, 崩壊, 壁 胸壁, 崩壊, 壁	吳市広長坂1丁目～5丁目 住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸機能の保全・創造	●海岸利用の整備 ・観光資源や他のクリエーション施設との連携	
吳港海岸 (仁方)	15	港湾局	吳市広小平2丁目～仁方町戸田 1丁目	1,200	5.7	7.6	護岸	吳市広小平2丁目～仁方町戸田 住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸機能の保全・創造	●海岸利用の整備 ・観光資源や他のクリエーション施設との連携	
吳港海岸 (二方)	16	港湾局	吳市二方皆美町～二方町	3,222	4.3	6.2	護岸	吳市二方皆美町～二方町 住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●海岸利用の整備 ・観光資源や他のクリエーション施設との連携	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の持ち合ひや必要とする事項で、将来計画等で示したもので、整備の方向性に沿うために配慮したものです。

※ 施設整備の実施段階においては、「整備の実施段階」を基に、配慮を必要とする項目について射程し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設整備や整備について、整備の実施段階でその時点外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なつてくる場合もある。

表 II-2-1 (11) 施設整備の内容 (吳・倉橋島・上浦刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	海岸	区域	施設			状況	環境面に対する配慮事項	整備の方向性			
					規模		施設の種類 (C, P, m) (C: 延長 m, P: 面積 m <sup>2</sup> )						
					延長 (m)	代表場所 (P, m)							
音戸瀬海岸 (船浜)	水道厅	17	1	吳市音戸町高須3丁目	1,880	4.8	6.7	護岸	吳市音戸町高須3丁目～船浜1丁目	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜・海浜植物の保護・回復 ●自然景観や海岸線の保全・創造			
音戸瀬海岸 (坪井)	水道厅	19	1	吳市音戸町坪井1丁目～3丁目	1,323	4.8	6.7	護岸	吳市音戸町坪井1丁目～3丁目	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の保護・回復 ●自然景観や海岸線の保全・創造			
音戸瀬海岸 (應子)	水道局	20	1	吳市音戸町應子1丁目	3,109	5.2	7.1	護岸	吳市音戸町應子1丁目～原2丁目	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の保護・回復 ●自然景観や海岸線の保全・創造			
音戸瀬海岸 (原2)	水道局	20	2	吳市音戸町原2丁目	1,415	5.2	7.1	護岸	吳市音戸町原2丁目	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の保護・回復 ●自然景観や海岸線の保全・創造			
田原漁港海岸 (田原)	水道厅	21	1	吳市音戸町田原2丁目	1,300	4.8	6.7	護岸, 脱籠	吳市音戸町田原2丁目～3丁目	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の保護・回復 ●自然景観や海岸線の保全・創造			
音戸瀬海岸 (田原)	水道局	22	2	吳市音戸町田原2丁目～3丁目	1,499	4.7	6.6	護岸	吳市音戸町田原2丁目～3丁目	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の保護・回復 ●自然景観や海岸線の保全・創造			
音戸瀬海岸 (早瀬)	水道局	23	1	吳市音戸町早瀬2丁目	751	4.5	6.3	護岸, 脱籠	吳市音戸町早瀬2丁目	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の保護・回復 ●自然景観や海岸線の保全・創造			
釣士田港海岸 (早瀬)	港湾局	24	1	吳市音戸町早瀬3丁目	1,700	5.3	7.1	護岸	吳市音戸町早瀬3丁目～藤ノ瀬2丁目	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の保護・回復 ●自然景観や海岸線の保全・創造			
釣士田港海岸 (藤ノ瀬)	港湾局	24	2	吳市音戸町早瀬3丁目	270	4.3	6.1	護岸, 脱籠	吳市音戸町早瀬3丁目～藤ノ瀬2丁目	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の保護・回復 ●自然景観や海岸線の保全・創造			
釣士田港海岸 (鈎士田)	港湾局	25	1	吳市倉橋町鈎士田	209	4.3	6.1	護岸, 脱籠	吳市倉橋町鈎士田	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の保護・回復			
釣士田港海岸 (西字和木)	港湾局	26	1	吳市倉橋町西字和木	501	5.3	7.1	護岸	吳市倉橋町西字和木	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の保護・回復			
釣士田港海岸 (西字和木)	港湾局	26	2	吳市倉橋町西字和木	901	4.8	6.6	護岸	吳市倉橋町西字和木	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の保護・回復			
釣士田港海岸 (西字和木)	港湾局	27	1	吳市倉橋町西字和木	1,001	4.8	6.6	護岸	吳市倉橋町西字和木	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の保護・回復			
釣士田港海岸 (鳴滌)	港湾局	29	1	吳市倉橋町鳴滌	600	4.8	6.6	護岸	吳市倉橋町鳴滌	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の保護・回復			
釣士田港海岸 (重底)	港湾局	30	1	吳市倉橋町重生字重底	460	4.8	6.6	護岸	吳市倉橋町重生字重底	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の保護・回復			

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する他の海岸も含むべき重要な要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたらすために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」に基づいて計画し、計画・整備を行なうこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階での時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なつてくる場合もある。

表 II-2-1 (12) 施設整備の内容 (吳・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	面積				施設の種類	地域	状況	標面に記載した海岸の整備	整備の方向性					
			区域		規則	代表測量断面 (G.D.L.m)										
			延長 (m)	幅員 (m)												
釣上港海岸（重生）	港湾局	31	1	吳市食櫛町重生	987	6.6	8.4	護岸	吳市食櫛町重生	住宅地、農用地、その他	●生態系に記載した海岸の整備 ・干潟・歩道の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造					
波多見港海岸（波多見）	港湾局	32	1	吳市音戸町高須3丁目～波多見6丁目	2,905	5.0	6.9	護岸	吳市音戸町高須3丁目～波多見6丁目	住宅地、工業地	●生態系に記載した海岸の整備 ・干潟・歩道の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造					
音戸海岸（波多見）	水国局	33	1	吳市音戸町波多見6丁目	1,337	4.9	6.8	護岸	吳市音戸町波多見6丁目	住宅地、工業地	●生態系に記載した海岸の整備 ・干潟・歩道の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造					
		2	吳市音戸町波多見9丁目～11丁目	1,455	5.3	7.2	護岸、堤堤、築堤	吳市音戸町波多見9丁目～11丁目	住宅地、工業地、その他	●生態系に記載した海岸の整備 ・干潟・歩道の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造						
		3	吳市音戸町波多見11丁目	762	5.4	7.3	護岸	吳市音戸町波多見11丁目	住宅地、農用地、その他	●生態系に記載した海岸の整備 ・干潟・歩道の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造						
		4	吳市音戸町波多見6丁目	678	5.2	7.1	護岸	吳市音戸町波多見6丁目	住宅地、農用地、その他	●生態系に記載した海岸の整備 ・干潟・歩道の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造						
奥の内港海岸（奥の内）	港湾局	34	1	吳市音戸町旭3丁目～有清1丁目	3,193	4.7	6.6	護岸	吳市音戸町旭1丁目～先奥3丁目	住宅地、農用地	●生態系に記載した海岸の整備 ・干潟・歩道の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造					
			吳市音戸町旭3丁目～有清1丁目								●生態系に記載した海岸の整備 ・干潟・歩道の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造					
		2	吳市音戸町有清1丁目～先奥1丁目								●生態系に記載した海岸の整備 ・干潟・歩道の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造					
長谷盐港海岸（長谷）	水產厅	35	1	吳市食櫛町長谷	300	4.9	6.8	護岸	吳市食櫛町長谷	住宅地、農用地、その他	●生態系に記載した海岸の整備 ・干潟・歩道の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造					
		2	吳市食櫛町長谷	280	4.9	6.8	護岸	吳市食櫛町長谷	農用地	●生態系に記載した海岸の整備 ・干潟・歩道の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造						
倉橋海岸（寒那）	農振局	36	1	吳市食櫛町字トノブ山	208	5.6	7.5	護岸	吳市食櫛町字トノブ山	住宅地、農用地、その他	●生態系に記載した海岸の整備 ・干潟・歩道の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造					
		2	吳市食櫛町字寒那	90	5.6	7.5	護岸、消波工	吳市食櫛町字寒那	農用地	●生態系に記載した海岸の整備 ・干潟・歩道の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造						
		3	吳市食櫛町字寒那	165	5.6	7.5		吳市食櫛町字寒那		●生態系に記載した海岸の整備 ・干潟・歩道の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造						
食櫛海岸（駿河）	農振局	37	1	吳市食櫛町字塩谷	90	5.6	7.5	護岸	吳市食櫛町字塩谷	住宅地、農用地	●生態系に記載した海岸の整備 ・干潟・歩道の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造					
		2	吳市食櫛町字塩谷	211	5.6	7.5	護岸、消波工	吳市食櫛町字塩谷	農用地	●生態系に記載した海岸の整備 ・干潟・歩道の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造						
		3	吳市食櫛町字先田～鷺田山之尾	1,206	5.6	7.5		吳市食櫛町字先田～鷺田山之尾		●生態系に記載した海岸の整備 ・干潟・歩道の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造						
		4	吳市食櫛町字原	105	5.6	7.5		吳市食櫛町字原		●生態系に記載した海岸の整備 ・干潟・歩道の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造						
袋の内港海岸（袋の内）	港湾局	38	1	吳市食櫛町洲ノ崎	2,674	5.3	7.2	護岸、海壁	吳市食櫛町洲ノ崎	住宅地、農用地、その他	●生態系に記載した海岸の整備 ・干潟・歩道の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造					
			吳市食櫛町洲ノ崎								●生態系に記載した海岸の整備 ・干潟・歩道の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造					
倉橋海岸（本倉井）	農振局	39	1	吳市食櫛町洲ノ崎	443	5.5	7.4		吳市食櫛町洲ノ崎	農用地	●生態系に記載した海岸の整備 ・干潟・歩道の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造					
		2	吳市食櫛町字尾	715	5.5	7.4		吳市食櫛町字尾		●生態系に記載した海岸の整備 ・干潟・歩道の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造						
		3	吳市食櫛町字尾	188	5.5	7.4		吳市食櫛町字尾		●生態系に記載した海岸の整備 ・干潟・歩道の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造						
		4	吳市食櫛町字尾	513	5.5	7.4		吳市食櫛町字尾		●生態系に記載した海岸の整備 ・干潟・歩道の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造						

※※※ 集中的方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等で地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、斜線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等で地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、斜線を引いてある。それ以外の配慮事項は、隣接する他区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、斜線を引いてある。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

表 II-2-1 (13) 施設整備の内容(吳・倉橋島・上浦刈島・ノーン)

地区海岸名	所管	番号	海岸	区域	配置			施設の種類	施設の種類	状況	地域	環境に対する配慮事項			整備の方向性		
					規範		(C. P. m)	代表場所高 (m)		施設の種類		施設の種類		(C. P. m)	(C. P. m)		
					(m)	(C. P. m)		(m)									
倉橋漁港海岸(大向)	水産庁	40	1	吳市倉橋町大向		884	5.4	7.2	離岸, 清波工	離岸, 清波工	住宅地, 農用地,	住宅地, 其他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●アセスレーティックアセスの確保 ・ブリッカーアセスの確保		
倉橋漁港海岸(西宇土)	水産庁	41	1	吳市倉橋町西宇土		506	5.1	6.9	離岸, 清波工	離岸, 清波工	住宅地, 農用地,	住宅地, 其他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●アセスレーティックアセスの確保 ・ブリッカーアセスの確保		
倉橋漁港海岸(須川)	水産庁	42	1	吳市倉橋町須川		794	5.3	7.1	離岸, 脊壁	離岸, 脊壁	住宅地, 農用地,	住宅地, 其他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●アセスレーティックアセスの確保 ・ブリッカーアセスの確保		
倉橋漁港海岸(尾鷲)	水産庁	43	1	吳市倉橋町尾鷲郷		486	5.4	7.2	護岸, 清波工	護岸, 清波工	住宅地, 農用地,	住宅地, 其他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●アセスレーティックアセスの確保 ・ブリッカーアセスの確保		
倉橋漁港海岸(本浦)	水産庁	44	2	吳市倉橋町		728	5.0	6.8	離岸, 脊壁	離岸, 脊壁	住宅地, 農用地,	住宅地, 其他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●アセスレーティックアセスの確保 ・ブリッカーアセスの確保		
倉橋漁港海岸(石持)	水産庁	45	1	吳市倉橋町オノ木浦字石持		370	5.3	7.1	離岸, 清波工	離岸, 清波工	住宅地, 農用地,	住宅地, 其他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●アセスレーティックアセスの確保 ・ブリッカーアセスの確保		
倉橋漁港海岸(尾立)	水産庁	46	2	吳市倉橋町尾立		480	5.3	7.1	離岸, 清波工	離岸, 清波工	住宅地, 農用地,	住宅地, 其他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●アセスレーティックアセスの確保 ・ブリッカーアセスの確保		
倉橋漁港海岸(塩尾)	水産庁	47	1	吳市倉橋町塩尾		351	4.9	6.7	離岸, 清波工	離岸, 清波工	住宅地, 農用地,	住宅地, 其他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●アセスレーティックアセスの確保 ・ブリッカーアセスの確保		
倉橋漁港海岸(塩尾)	水産庁	48	1	吳市倉橋町塩尾		694	5.4	7.2	護岸, 清波工	護岸, 清波工	住宅地, 農用地,	住宅地, 其他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●アセスレーティックアセスの確保 ・ブリッカーアセスの確保		
倉橋漁港海岸(海越)	水産庁	49	2	吳市倉橋町海越		400	5.3	7.1	離岸, 清波工	離岸, 清波工	住宅地, 農用地,	住宅地, 其他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●アセスレーティックアセスの確保 ・ブリッカーアセスの確保		
倉橋漁港海岸(鹿老渡北)	水産庁	50	1	吳市倉橋町鹿老渡		760	5.3	7.1	離岸, 清波工	離岸, 清波工	住宅地, 農用地,	住宅地, 其他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●アセスレーティックアセスの確保 ・ブリッカーアセスの確保		
倉橋漁港海岸(鹿老渡南)	水産庁	51	1	吳市倉橋町鹿老渡		200	5.3	7.1	離岸, 清波工	離岸, 清波工	住宅地, 農用地,	住宅地, 其他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●アセスレーティックアセスの確保 ・ブリッカーアセスの確保		
倉橋漁港海岸(家之元)	水産庁	52	1	吳市倉橋町家之元		560	5.3	7.1	護岸, 清波工	護岸, 清波工	住宅地, 農用地,	住宅地, 其他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●アセスレーティックアセスの確保 ・ブリッカーアセスの確保		
倉橋漁港海岸(宮ノ口)	水産庁	53	2	吳市倉橋町宮ノ口		172	6.3	8.1	護岸, 清波工	護岸, 清波工	住宅地, 農用地,	住宅地, 其他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●アセスレーティックアセスの確保 ・ブリッカーアセスの確保		
倉橋漁港海岸(鹿島)	水産庁	54	1	吳市倉橋町宮ノ口		419	6.3	8.1	護岸, 清波工	護岸, 清波工	住宅地, 農用地,	住宅地, 其他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●アセスレーティックアセスの確保 ・ブリッカーアセスの確保		
倉橋漁港海岸(宮ノ口)	水産庁	55	1	吳市倉橋町宮ノ口		483	5.3	7.1	護岸, 清波工	護岸, 清波工	住宅地, 農用地,	住宅地, 其他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●アセスレーティックアセスの確保 ・ブリッカーアセスの確保		
倉橋漁港海岸(鹿島)	水産庁	56	1	吳市倉橋町宮ノ口		429	5.1	6.9	護岸, 清波工	護岸, 清波工	住宅地, 農用地,	住宅地, 其他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生態系の保全・創造	●アセスレーティックアセスの確保 ・ブリッカーアセスの確保		

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地点海岸の現状の環境要請、利用実態や地盤の特徴を考慮して示したもので、将来計画等を考慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行なうこととする。

※ 施設規模や種類については、「整備の実施段階」でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すことを、計画で示した場合もある。

表 II-2-1 (14) 施設整備の内容(吳・倉橋島・上浦刈島ゾーン)

地区海岸名	番号	所管	海岸	区域	規画	施設の種類	整備の方向性		利用面に対する配慮事項
							延長 (m)	代表場所 (T.P. m) (C. D.L. m)	地城
倉橋海岸(唐船)	1	吳市倉橋町字大上		74	5.5	7.3	護岸, 游泳工	●生態系に配慮した海岸の整備	- 生態系の保全・自然景観や海岸景観の保全・創造
	2	吳市倉橋町字水尻		80	5.5	7.3	護岸, 游泳工	●生態系の保全・自然景観や海岸景観の保全・創造	
	3	吳市倉橋町字花根		58	5.5	7.3	護岸, 游泳工	●生態系に配慮した海岸の整備	
	4	吳市倉橋町字霞ケ代		84	5.6	7.4	護岸, 游泳工	●生態系に配慮した海岸の整備	
	5	吳市倉橋町字川越浜		326	5.6	7.4	護岸, �游 泳工	●生態系に配慮した海岸の整備	
	6	吳市倉橋町字川の瀬		173	5.6	7.4	護岸, 游泳工	●生態系に配慮した海岸の整備	
大泊港海岸(大泊)	58	1	吳市倉橋町大泊	682	5.3	7.2	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備	- 生態系の保全・自然景観や海岸景観の保全・創造
	1	吳市川尻町小二方1丁目		323	4.4	6.3	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備	
	2	吳市川尻町小二方1丁目		459	4.4	6.3	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備	
			吳市川尻町下島字白崎~塩浜新開					●生態系に配慮した海岸の整備	
			吳市下蒲刈町下島字見戸代					●生態系に配慮した海岸の整備	
			吳市下蒲刈町下島字新開					●生態系に配慮した海岸の整備	
吉浦港海岸(吉浦)	63	1	吳市下蒲刈町下島字白崎~塩浜新開	991	4.4	6.3	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備	- 生態系の保全・自然景観や海岸景観の保全・創造
	2	吳市下蒲刈町下島字白崎~塩浜新開						●生態系に配慮した海岸の整備	
			吳市下蒲刈町下島字見戸代					●生態系に配慮した海岸の整備	
			吳市下蒲刈町下島字新開					●生態系に配慮した海岸の整備	
			吳市下蒲刈町下島字白崎~塩浜新開					●生態系に配慮した海岸の整備	
			吳市下蒲刈町下島字新開					●生態系に配慮した海岸の整備	
蒲刈港海岸(見戸代)	65	1	吳市下蒲刈町下島字丸谷	1,054	4.4	6.3	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備	- 生態系の保全・自然景観や海岸景観の保全・創造
	2							●生態系に配慮した海岸の整備	
			吳市下蒲刈町下島字丸谷					●生態系に配慮した海岸の整備	
			吳市下蒲刈町下島字丸谷					●生態系に配慮した海岸の整備	
			吳市下蒲刈町下島字丸谷					●生態系に配慮した海岸の整備	
			吳市下蒲刈町下島字丸谷					●生態系に配慮した海岸の整備	
蒲刈港海岸(丸谷)	66	1	吳市下蒲刈町下島字三之瀬	1,163	4.6	6.5	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備	- 生態系の保全・自然景観や海岸景観の保全・創造
	2							●生態系に配慮した海岸の整備	
			吳市下蒲刈町下島字三之瀬					●生態系に配慮した海岸の整備	
			吳市下蒲刈町下島字三之瀬					●生態系に配慮した海岸の整備	
			吳市下蒲刈町下島字三之瀬					●生態系に配慮した海岸の整備	
			吳市下蒲刈町下島字三之瀬					●生態系に配慮した海岸の整備	
大地蔵港海岸(大地蔵)	68	1	吳市下蒲刈町大字蔵	1,235	5.0	6.9	護岸, 脱波	●生態系に配慮した海岸の整備	- 生態系の保全・自然景観や海岸景観の保全・創造
	2							●生態系に配慮した海岸の整備	
			吳市下蒲刈町大字蔵					●生態系に配慮した海岸の整備	
			吳市下蒲刈町大字蔵					●生態系に配慮した海岸の整備	
			吳市下蒲刈町大字蔵					●生態系に配慮した海岸の整備	
			吳市下蒲刈町大字蔵					●生態系に配慮した海岸の整備	
蒲刈港海岸(向(南))	69	1	吳市蒲刈町向	640	5.9	7.8	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備	- 生態系の保全・自然景観や海岸景観の保全・創造
	1							●生態系に配慮した海岸の整備	
蒲刈港海岸(向(北))	70	1	吳市蒲刈町向	726	4.2	6.1	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備	- 生態系の保全・自然景観や海岸景観の保全・創造
	2							●生態系に配慮した海岸の整備	
蒲刈港海岸(向(南))	71			774	4.5	6.4	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備	- 生態系の保全・自然景観や海岸景観の保全・創造
								●生態系に配慮した海岸の整備	
蒲刈港海岸(向(北))	72							●生態系に配慮した海岸の整備	- 生態系の保全・自然景観や海岸景観の保全・創造
								●生態系に配慮した海岸の整備	

※ 整備の方針性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要因、利用実態等や地城の特徴、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する他の海岸を基に、能率を必要とする項目について示すもので、整備の実効性をもたらせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施時期においては、整備の方針性に基づき、計画を実施する場合もある。

※ 施設整備や施設整備段階で、その時点の条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すことをし、計画で示したと異なつてくる場合もある。

表 II-2-1 (15) 施設整備の内容 (呉・倉橋島・上蒲刈島ノーン)

地区海岸名	番号	所管	海岸	区域	区域	配備			施設の種類	状況	環境面に対する配慮事項	整備の方向性	利用面に対する配慮事項
						延長 (m)	代表堤防高 (T.P.m)	(C.B.L.m)					
蒲刈港海岸 (田戸)	1	吳市蒲刈町田戸		532	4.6	6.5	護岸		住宅地, 農用地, その他	・千鳥・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸資源の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備		
蒲刈港海岸 (田戸)	2	吳市蒲刈町田戸		1,038	4.9	6.1	護岸		住宅地, 農用地, その他	・千鳥・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸資源の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備		
蒲刈港海岸 (宮盛)	3	吳市蒲刈町宮盛		800	4.9	6.8	護岸		住宅地, 農用地, その他	・千鳥・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸資源の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備		
蒲刈港海岸 (宮盛)	71	吳市蒲刈町宮盛		1,562	5.0	6.9	護岸		住宅地, 農用地, その他	・千鳥・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸資源の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備		
蒲刈港海岸 (大浦)	72	吳市蒲刈町宮盛		1,971	5.3	7.2	護岸		住宅地, 農用地, その他	・千鳥・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸資源の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備		
蒲刈港海岸 (大浦)	73	吳市蒲刈町大浦		200	5.1	7.0	堤防, 清波工		住宅地, 農用地, その他	・千鳥・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸資源の保全・創造	●アクリセスしてやい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋生物の移動のための施設整備 ・健康に役立つ海の創造 ・海岸利用の促進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携		
蒲刈港海岸 (大浦)	74	吳市蒲刈町大浦		924	5.3	7.2	護岸, 清波工		住宅地, 農用地, その他	・千鳥・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸資源の保全・創造	●アクリセスしてやい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋生物の移動のための施設整備 ・健康に役立つ海の創造 ・海岸利用の促進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携		
川尻港海岸 (告戸)	75	吳市川尻町西6丁目		940	5.4	7.3	護岸, 清波工		住宅地, 商業地, 工業地, その他	・千鳥・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸資源の保全・創造	●アクリセスしてやい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋生物の移動のための施設整備 ・健康に役立つ海の創造 ・海岸利用の促進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携		
川尻港海岸 (沖田)	76	吳市川尻町西6丁目		1,500	5.4	7.3	護岸, 清波工		住宅地, 商業地, 工業地, その他	・千鳥・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸資源の保全・創造	●アクリセスしてやい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋生物の移動のための施設整備 ・健康に役立つ海の創造 ・海岸利用の促進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携		
川尻港海岸 (沖田)	77	吳市川尻町西1丁目		900	5.4	7.3	護岸		住宅地, 商業地, 工業地, その他	・千鳥・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸資源の保全・創造	●アクリセスしてやい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋生物の移動のための施設整備 ・健康に役立つ海の創造 ・海岸利用の促進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携		
川尻港海岸 (久俊)	78	吳市川尻町東3丁目～27丁目		1,417	5.4	7.3	護岸		住宅地, 商業地, 工業地, その他	・千鳥・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸資源の保全・創造	●アクリセスしてやい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋生物の移動のための施設整備 ・健康に役立つ海の創造 ・海岸利用の促進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携		
川尻港海岸 (大才)	79	吳市川尻町東2丁目		381	3.9	5.8	護岸		住宅地, 商業地, 工業地, その他	・千鳥・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸資源の保全・創造	●アクリセスしてやい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋生物の移動のための施設整備 ・健康に役立つ海の創造 ・海岸利用の促進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携		
小用港海岸 (小用)	80	吳市安浦町小用1丁目～小用2丁目		150	5.0	7.0	護岸		住宅地, 農用地, その他	・千鳥・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸資源の保全・創造	●アクリセスしてやい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋生物の移動のための施設整備 ・健康に役立つ海の創造 ・海岸利用の促進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携		
安浦海岸 (日の瀬)	81	吳市安浦町大字安登字久多田		250	5.0	7.0	護岸		吳市安浦町大字安登字久多田～三井字小瀬子小瀬子	・千鳥・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸資源の保全・創造	●アクリセスしてやい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋生物の移動のための施設整備 ・健康に役立つ海の創造 ・海岸利用の促進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携		
安登海岸 (久多田)	82	吳市安浦町大字安登字久多田		265	5.4	7.4	護岸, 奥浜		吳市安浦町大字安登字久多田	・千鳥・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸資源の保全・創造	●アクリセスしてやい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋生物の移動のための施設整備 ・健康に役立つ海の創造 ・海岸利用の促進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携		

※ 整備の方向性において、下線を引いてある配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要望、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整地の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について示し、計画で示したと見做すことをとする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なつくる場合もある。

表 II-2-1 (16) 施設整備の内容 (吳・倉橋島・上蒲刈島ノーン)

地区海岸名	所管	番号	海岸	区域	配置			施設の種類	状況	環境面に対する配慮事項	整備の方向性
					延長 (m)	代表堤防高 (T. P. m)	(C. D. L. m)				
安浦海岸 (小島)	農振局	1	吳市安浦町大字安字西小島	116	5.0	7.0	護岸	吳市安浦町大字安字西小島 ～東小島	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸生態の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パリックアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋レクリエーションの増進のための施設整備 ・海岸利用の整備 ・観光資源や他のリエーショングランジメントの整備
安浦港海岸 (水尻)	水産庁	83	吳市安浦町大字安字西小島 ～東小島	288	5.0	7.0	護岸	吳市安浦町大字安字西小島 ～東小島	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸生態の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源などと連携した施設整備
安浦港海岸 (完成)	水産庁	85	吳市安浦町大字安字東小島	171	5.0	7.0	護岸	吳市安浦町三津口字完成新開	住宅地, 商業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源などと連携した施設整備
安浦港海岸 (完成)	水産庁	86	吳市安浦町大字安字東小島	198	3.8	5.8	堤防	吳市安浦町三津口字完成新開	住宅地, 商業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源などと連携した施設整備
安浦港海岸 (三津口)	水産庁	87	吳市安浦町三津口1丁目～2丁目	1,116	4.5	6.5	護岸	吳市安浦町三津口字完成新開	住宅地, 商業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源などと連携した施設整備
豊浜海岸 (豊島)	水園局	91	吳市豊浜町大字豊島字代間 ～豊浜町山崎	2,180	4.6	6.5	護岸, 滞波工	吳市豊浜町大字豊島字代間～ 豊浜町山崎	農用地, 住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸生態の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸生態の保全・創造
豊島海岸 (山崎)	水産庁	93	吳市豊浜町山崎	213	4.5	6.5	護岸	吳市豊浜町山崎	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸生態の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パリックアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海の創造
豊島海岸 (内浦)	水産庁	94	吳市豊浜町大字豊島字小野浦～金崎 吳市豊浜町大字豊島字金崎～内浦	1,096	4.6	6.6	護岸, 植栽, 歩道	吳市豊浜町大字豊島字小野浦 ～内浦	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸生態の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パリックアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海の創造
豊島海岸 (立花)	水産庁	95	吳市豊浜町大字大浜字北立花	1,742	4.6	6.6	胸壁	吳市豊浜町大字大浜字北立花 ～南立花	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸生態の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パリックアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海の創造
豊島海岸 (大浜)	水産庁	96	吳市豊浜町大字大浜字立花	232	5.8	7.8	消波工	吳市豊浜町大字大浜字北立花 ～南立花	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸生態の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パリックアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海の創造
豊島海岸 (大浜)	水産庁	97	吳市豊浜町大字大浜字立花	1,110	4.9	6.9	護岸	吳市豊浜町大字大浜字北立花 ～南立花	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸生態の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パリックアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海の創造
御手洗港海岸 (大浜)	港湾局	98	吳市豊浜町大字大浜字立花	614	4.8	6.8	護岸, 滞岸	吳市豊浜町大字大浜～宇西松 山	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸生態の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パリックアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海の創造
御手洗港海岸 (大浜)	港湾局	99	吳市豊浜町大字大浜	705	4.6	6.6	護岸, 滞岸, 垂岸	吳市豊浜町大字大浜～宇西松 山	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸生態の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パリックアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海の創造
御手洗港海岸 (大浜)	港湾局	100	吳市豊浜町大字大浜	330	4.6	6.6	護岸, 滞波工	吳市豊浜町大字大浜～宇西松 山	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸生態の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パリックアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海の創造
御手洗港海岸 (久比)	港湾局	101	吳市豊浜町大字大浜	1,400	5.6	7.6	護岸, 滞防	吳市豊浜町大字大浜	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸生態の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パリックアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海の創造
御手洗港海岸 (久比)	港湾局	102	吳市豊浜町久比	1,136	4.1	6.1	護岸, 堤防	吳市豊浜町久比	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸生態の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パリックアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海の創造
御手洗港海岸 (久比)	港湾局	105	吳市豊浜町久比	1,550	4.5	6.5	護岸	吳市豊浜町久比	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸生態の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パリックアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海の創造

※ 整備の方向性において、下線を引いてある配慮事項は、該該地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の特徴を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、整備の方向性を基に、直轄を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。計画で示したと異なる場合もある。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点外からの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととする。

表 II-2-1 (17) 施設整備の内容 (呉・倉橋島・上蒲刈島ノーン)

番号	所管	区域	区域	配置			施設の種類	状況	環境に対する配慮項目	整備の方向性	利用面に対する配慮項目
				延長 (m)	代表距高 (T.P. m) (C.H.L.m)	規範					
御手洗港海岸 (小岬)	港湾局	呉市豊町久比	呉市豊町久比	7.34	5.1	7.1	離岸堤	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造
御手洗港海岸 (野坂)	港湾局	呉市豊町久比	呉市豊町久比	5.32	4.6	6.6	護岸	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造
御手洗港海岸 (平羅)	港湾局	呉市豊町大長	呉市豊町大長	231	4.1	6.1	護岸	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造
御手洗港海岸 (大島)	港湾局	呉市豊町大長	呉市豊町大長	100	4.1	6.1	護岸	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造
御手洗港海岸 (大島)	港湾局	呉市豊町大長	呉市豊町大長	60	4.1	6.1	護岸	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造
		呉市豊町大長	呉市豊町大長	41	4.1	6.1	護岸	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造
		呉市豊町大長	呉市豊町大長	28	4.1	6.1	護岸	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造
		呉市豊町大長	呉市豊町大長	50	4.0	6.0	護岸	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造
		呉市豊町大長	呉市豊町大長	148	4.0	6.0	護岸	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造
御手洗港海岸 (小島)	港湾局	呉市豊町大長	呉市豊町大長	36	4.1	6.1	護岸	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造
		呉市豊町大長	呉市豊町大長	161	4.1	6.1	護岸	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造
		呉市豊町大長	呉市豊町大長	23	4.1	6.1	護岸	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造
御手洗港海岸 (内浜)	港湾局	呉市豊町大長	呉市豊町大長	186	4.1	6.1	護岸	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造
		呉市豊町大長	呉市豊町大長	717	4.1	6.1	護岸	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造
御手洗港海岸 (北堀)	港湾局	呉市豊町大長	呉市豊町大長	1,140	3.9	5.9	護岸	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造
御手洗港海岸 (南堀)	港湾局	呉市豊町大長	呉市豊町大長	1,310	3.9	5.9	護岸	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造
御手洗港海岸 (鉢子)	港湾局	呉市豊町御手洗	呉市豊町御手洗	1,000	5.4	7.4	護岸	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造
豊島漁港海岸 (沖友)	水産庁	呉市豊町沖友	呉市豊町沖友	409	4.8	6.8	護岸・胸牆	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区を海岸の現状の環境要素、利用実態等や地盤の要請、将来の方向性においては、整備の必要性を考慮して示したもので、特に記載する事項である。

※ 整備の実施段階においては、隣接する他の海岸事項は、該地区を海岸の現状の環境要素、利用実態等や地盤の要請、将来の方向性においては、整備の必要性を考慮して示したもので、特に記載する事項である。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なつくる場合もある。

表 II-2-1 (18) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	番号	所管	海岸	区域	配備			施設の種類	状況	整備の方向性		利用面に対する配慮項目
					延長 (m)	代表幅員高 (T.P.m) (C.H.L.m)	規範			環境に対する配慮項目		
安芸津海岸 (大芝)	1	水国局	1	東広島市安芸津町風早大芝北	336	5.2	7.2	護岸	東広島市安芸津町風早 住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景觀の保全・創造	●アセスレーツアクシスの確保 ・パリックアクセスの確保	
大芝北漁港海岸 (大芝北)	3	水産庁	1	東広島市安芸津町風早大芝西	160	3.9	5.9	護岸	東広島市安芸津町風早 住宅地, 工業地, 農用地, その他	●景觀に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景觀の保全・創造	●アセスレーツアクセスの確保 ・パリックアクセスの確保	
大芝北漁港海岸 (小松原)	5	水産庁	1	東広島市安芸津町小松原	981	4.0	6.0	護岸	東広島市安芸津町小松原 住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アセスレーツアクシスの確保 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
安芸津海岸 (風早)	6	水国局	2	東広島市安芸津町小松原新地	350	4.0	6.0	護岸	東広島市安芸津町風早 住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アセスレーツアクシスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
安芸津海岸 (風早)	7	港湾局	1	東広島市安芸津町風早向	1,251	5.1	7.1	護岸, 堤防	東広島市安芸津町風早 住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アセスレーツアクシスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
安芸津海岸 (風早)	8	港湾局	2	東広島市安芸津町風早中	3,600	5.0	7.0	胸壁, 堤防	東広島市安芸津町風早 住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アセスレーツアクシスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
安芸津海岸 (風早)	9	港湾局	3	東広島市安芸津町三津柳山	1,450	5.0	7.0	護岸	東広島市安芸津町三津柳 住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アセスレーツアクシスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
安芸津海岸 (風早)	10	港湾局	1	東広島市安芸津町三津柳山	707	5.1	7.1	護岸	東広島市安芸津町三津柳 住宅地, 商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アセスレーツアクシスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
安芸津海岸 (風早)	11	港湾局	2	東広島市安芸津町三津柳和町	2,143	4.8	6.8	胸壁	東広島市安芸津町三津柳 住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アセスレーツアクシスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
安芸津海岸 (木谷)	12	港湾局	3	東広島市安芸津町木谷新宮	110	4.8	6.8	護岸	東広島市安芸津町木谷 住宅地, 商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アセスレーツアクシスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
竹原港海岸 (神辺)	13	港湾局	1	竹原市吉名町穴越	330	5.1	7.1	護岸	東広島市安芸津町木谷 住宅地, 商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アセスレーツアクシスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
吉名漁港海岸 (吉名)	14	港湾局	2	竹原市吉名町平方	200	4.8	6.8	胸壁	東広島市安芸津町木谷 住宅地, 商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アセスレーツアクシスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
吉名漁港海岸 (吉名)	15	水産庁	1	竹原市吉名町神辺	800	5.1	7.1	護岸	東広島市安芸津町木谷 住宅地, 商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アセスレーツアクシスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
吉名漁港海岸 (吉名)	16	水産庁	2	竹原市吉名町神辺	786	5.1	7.1	護岸	竹原市吉名町 住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アセスレーツアクシスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
吉名漁港海岸 (吉名)	17	水産庁	3	竹原市吉名町神辺	163	4.5	6.5	護岸, 脚壁	竹原市吉名町 住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アセスレーツアクシスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
吉名漁港海岸 (吉名)	18	水産庁	4	竹原市吉名町神辺	53	4.6	6.6	潜堤	竹原市吉名町 住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アセスレーツアクシスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。  
それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海浜要素を考慮して示したもので、一定範囲の連続性をたてるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行なうこととする。

※ 施設整備や種類については、整備の実施段階でその時点の外力からの条件や海浜の水位を考慮して詳細に見直すことをし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (19) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	海岸	区域	施設			施設の種類	地域	状況	整備の方向性	環境に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項						
					規模		(代表場所高 (T.P. m) (C. D.L. m))												
					延長 (m)	幅員 (T.P. m)													
竹原港海岸（築地）	港湾局	1	竹原市吉名町毛木	164	4.4	6.4	護岸	竹原市吉名町	農用地，その他	竹原市下野町	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂丘の整備・回復 ・景観や海岸資源の保全・創造	●アクセスマップアーカイブの整備 ・多様に利用できる海の資源保全 ・体験学習・学習活動等への活用 ・漁業に役立つ施設の創造	●アクセスマップアーカイブの整備 ・多様に利用できる海の資源保全 ・体験学習・学習活動等への活用 ・漁業に役立つ施設の創造						
		2	竹原市吉名町毛木～竹原市下野町築地	896	4.4	6.4	護岸												
		3	竹原市下野町築地	120	4.3	6.3	護岸												
竹原港海岸（築地）	農振局	17	竹原市吉名町毛木	348	4.7	6.7	護岸	竹原市竹原町	住宅地，農用地，その他	竹原市竹原町	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂丘の整備・回復 ・景観や海岸資源の保全・創造	●アクセスマップアーカイブの整備 ・多様に利用できる海の資源保全 ・体験学習・学習活動等への活用 ・漁業に役立つ施設の創造	●アクセスマップアーカイブの整備 ・多様に利用できる海の資源保全 ・体験学習・学習活動等への活用 ・漁業に役立つ施設の創造						
		1	竹原市吉名町築地	1,199	4.0	6.0	護岸												
		2	竹原市吉名町築町	535	4.0	6.0	護岸												
竹原港海岸（明神）	港湾局	18	竹原市吉名町明神	1,161	4.0	6.0	護岸	住宅地，商業地，農用地	竹原市竹原町	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂丘の整備・回復 ・景観や海岸資源の保全・創造	●アクセスマップアーカイブの整備 ・多様に利用できる海の資源保全 ・体験学習・学習活動等への活用 ・漁業に役立つ施設の創造	●アクセスマップアーカイブの整備 ・多様に利用できる海の資源保全 ・体験学習・学習活動等への活用 ・漁業に役立つ施設の創造							
		1	竹原市吉名町北風～中須	2,197	4.0	6.0	護岸，胸壁												
		2	竹原市吉名町塩町	265	4.0	6.0	護岸												
竹原港海岸（竹原町1丁目）	港湾局	19	竹原市吉名町塩町1丁目	1,900	5.0	7.0	護岸	竹原市吉名町	住宅地，工业地，商业地，农用地	竹原市吉名町	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生态系の保全 ・干潟・砂丘の整備・回復 ・景観や海岸資源の保全・創造	●アクセスマップアーカイブの整備 ・多様に利用できる海の資源保全 ・体験学習・学習活動等への活用 ・漁業に役立つ施設の創造	●アクセスマップアーカイブの整備 ・多様に利用できる海の資源保全 ・体験学習・学習活動等への活用 ・漁業に役立つ施設の創造						
		1	竹原市吉名町塩町2丁目	360	4.2	6.2	護岸												
		2	竹原市吉名町塩町3丁目	877	5.1	7.1	護岸												
竹原港海岸（竹原町2丁目）	港湾局	20	竹原市吉名町大興	2,144	4.0	6.0	護岸	竹原市吉名町	住宅地，工业地，商业地，农用地	竹原市吉名町	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生态系の保全 ・干潟・砂丘の整備・回復 ・景観や海岸資源の保全・創造	●アクセスマップアーカイブの整備 ・多様に利用できる海の資源保全 ・体験学習・学習活動等への活用 ・漁業に役立つ施設の創造	●アクセスマップアーカイブの整備 ・多様に利用できる海の資源保全 ・体験学習・学習活動等への活用 ・漁業に役立つ施設の創造						
		1	竹原市吉名町大興	1,98	4.4	6.4	胸壁，護岸												
		2	竹原市吉名町大興	116	4.9	6.9	護岸												
竹原港海岸（塩崎）	港湾局	21	竹原市吉名町塩崎	37	4.1	6.1	護岸	住宅地，工业地，商业地，农用地	竹原市吉名町	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生态系の保全 ・干潟・砂丘の整備・回復 ・景観や海岸資源の保全・創造	●アクセスマップアーカイブの整備 ・多様に利用できる海の資源保全 ・体験学習・学習活動等への活用 ・漁業に役立つ施設の創造	●アクセスマップアーカイブの整備 ・多様に利用できる海の資源保全 ・体験学習・学習活動等への活用 ・漁業に役立つ施設の創造							
		1	竹原市吉名町塩崎	47	4.9	6.9	護岸												
		2	竹原市吉名町塩崎	198	4.4	6.4	胸壁，護岸												
竹原港海岸（塩田）	港湾局	22	竹原市吉名町塩田	116	4.9	6.9	護岸	竹原市吉名町	住宅地，工业地，商业地，农用地	竹原市吉名町	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生态系の保全 ・干潟・砂丘の整備・回復 ・景観や海岸資源の保全・創造	●アクセスマップアーカイブの整備 ・多様に利用できる海の資源保全 ・体験学習・学習活動等への活用 ・漁業に役立つ施設の創造	●アクセスマップアーカイブの整備 ・多様に利用できる海の資源保全 ・体験学習・学習活動等への活用 ・漁業に役立つ施設の創造						
		3	竹原市吉名町塩田	96	4.1	6.1	護岸												
		4	竹原市吉名町塩田	37	4.1	6.1	護岸												
長浜漁港海岸（長浜）	水産庁	23	竹原市忠海町大浦	330	5.7	7.7	護岸，漁港，美观	竹原市忠海町	住宅地，工业地，商业地，农用地	竹原市忠海町	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生态系の保全 ・干潟・砂丘の整備・回復 ・景観や海岸資源の保全・創造	●アクセスマップアーカイブの整備 ・多様に利用できる海の資源保全 ・体験学習・学習活動等への活用 ・漁業に役立つ施設の創造	●アクセスマップアーカイブの整備 ・多様に利用できる海の資源保全 ・体験学習・学習活動等への活用 ・漁業に役立つ施設の創造						
		1	竹原市忠海町大浦	188	4.0	6.0	胸壁，護岸												
		2	竹原市忠海町大浦	1,165	4.0	6.0	護岸												
忠海漁港海岸（忠海）	港湾局	24	竹原市忠海町竹原町	76	5.0	7.0	護岸	竹原市忠海町	住宅地，工业地，商业地，农用地	竹原市忠海町	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生态系の保全 ・干潟・砂丘の整備・回復 ・景観や海岸資源の保全・創造	●アクセスマップアーカイブの整備 ・多様に利用できる海の資源保全 ・体験学習・学習活動等への活用 ・漁業に役立つ施設の創造	●アクセスマップアーカイブの整備 ・多様に利用できる海の資源保全 ・体験学習・学習活動等への活用 ・漁業に役立つ施設の創造						
		3	竹原市忠海町竹原町	168	5.0	7.0	護岸												
		4	竹原市忠海町竹原町	852	4.4	6.4	護岸												
竹原港海岸（長浜）	水國局	25	竹原市忠海町忠海東5丁目	852	4.4	6.4	護岸	竹原市忠海町忠海東5丁目～1丁目	住宅地，工业地，商业地，农用地	竹原市忠海町忠海東5丁目～1丁目	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生态系の保全 ・干潟・砂丘の整備・回復 ・景観や海岸資源の保全・創造	●アクセスマップアーカイブの整備 ・多様に利用できる海の資源保全 ・体験学習・学習活動等への活用 ・漁業に役立つ施設の創造	●アクセスマップアーカイブの整備 ・多様に利用できる海の資源保全 ・体験学習・学習活動等への活用 ・漁業に役立つ施設の創造						
		2	竹原市忠海町忠海東5丁目～1丁目	1,165	4.0	6.0	護岸												

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該地区区海岸の現状の整備要求、利用実態等や地域の特徴を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ 整備の方向性においては、該地区的方向性をもとに、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行なうこととする。

※ 施設整備種類については、整備の実施段階でその特点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示したと異なる場合もある。

表 II-2-1 (20) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	番号	所管	海岸区域	施設			施設の種類	整備の方向性		利用面に対する配慮事項		
				規模		施設の種類		施設の種類				
				延長 (m)	代表場所 (T.P. m) (C. D.L. m)							
竹原海岸 (大久野島)	25	水園局	1 竹原市忠海町大久野島	211	5.2	護岸, 港場, 災害, 港場, 災害, 港場, 灾害	竹原市忠海町	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の保全・回復 ●海岸に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸生物の保全・創造 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	●アカセスしやすい海岸の整備 ●ハブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海岸に沿って維持の創造 ●歴史・文化資源と調和した施設整備	●アカセスしやすい海岸の整備 ●ハブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海岸に沿って維持の創造 ●歴史・文化資源と調和した施設整備		
東野海岸 (外表)	26	水園局	1 大崎上島町東野海岸外海ヶ浜 2 大崎上島町東野海岸外海ヶ浜 3 大崎上島町東野海岸外海ヶ浜 4 大崎上島町東野海岸外海ヶ浜	2,502 1,460	4.5 4.6	護岸, 港場, 灾害, 港場, 灾害, 港場, 灾害	大崎上島町東野町～外表 大崎上島町東野町～外表 大崎上島町東野町～外表 大崎上島町東野町～外表	●生態系に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸生物の保全・創造 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸生物の保全・創造 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸生物の保全・創造 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸生物の保全・創造	●アセスしやすい海岸の整備 ●ハブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海岸に沿って維持の創造 ●歴史・文化資源と調和した施設整備	●アセスしやすい海岸の整備 ●ハブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海岸に沿って維持の創造 ●歴史・文化資源と調和した施設整備		
木江港海岸 (岩白)	27	港湾局	1 大崎上島町	136	4.6	護岸, 港場	大崎上島町	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸生物の保全・創造	●アカセスしやすい海岸の整備 ●ハブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海岸に沿って維持の創造 ●歴史・文化資源と調和した施設整備	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸生物の保全・創造		
木江港海岸 (大浦)	28	港湾局	1 大崎上島町	130	4.6	護岸	大崎上島町	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸生物の保全・創造	●アカセスしやすい海岸の整備 ●ハブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海岸に沿って維持の創造 ●歴史・文化資源と調和した施設整備	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸生物の保全・創造		
木江港海岸 (木江)	29	港湾局	1 大崎上島町木江干潟 2 大崎上島町木江 3 大崎上島町木江 4 大崎上島町木江	998 1基 716 938	4.1 4.5 4.5 4.1	護岸 水門 護岸 護岸 護岸 護岸	木江 木江 木江 木江	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸生物の保全・創造	●アカセスしやすい海岸の整備 ●ハブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海岸に沿って維持の創造 ●歴史・文化資源と調和した施設整備	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸生物の保全・創造		
木江港海岸 (野賀)	30	港湾局	1 大崎上島町木江野賀 2 大崎上島町木江沖浦	2,159	5.3	護岸	大崎上島町木江	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸生物の保全・創造	●アカセスしやすい海岸の整備 ●ハブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海岸に沿って維持の創造 ●歴史・文化資源と調和した施設整備	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸生物の保全・創造		
沖浦燃港海岸 (沖浦)	32	水産庁	1 大崎上島町木江明石向浜 2 大崎上島町木江明石向浜	2,154 150	4.6 4.6	護岸, 駐車 護岸, 港場	大崎上島町木江沖浦 大崎上島町木江沖浦	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸生物の保全・創造	●アカセスしやすい海岸の整備 ●ハブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海岸に沿って維持の創造 ●歴史・文化資源と調和した施設整備	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸生物の保全・創造		

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合ひの要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたらすために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備実施性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の努力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なつてくる場合もある。

表 II-2-1 (21) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	番号	所管	海岸	区域	配置			施設の種類	地域	状況	整備の方向性 環境に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項					
					規模		(C. D. L. m)										
					延長 (m)	代表場所 (T. P. m)											
大崎海岸 (大岬)	34	1	大崎上島町大崎大串水谷～丸山	250	4.8	6.7	護岸, 港堤, 突堤, 養浜	大崎上島町大崎大串	住宅地, 工業地, 未利用地, 森林, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の整備・回復 ・自然景観の整備・保全・創造 ・自然景観や海岸資源の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの整備 ・施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・海岸利用の整備 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携						
大崎海岸 (外浜)	35	1	大崎上島町大崎大串丸山～外浜海岸	720	4.6	6.5	護岸, 港堤, 突堤, 養浜	大崎上島町大崎大串	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の整備・回復 ・自然景観の整備・保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの整備 ・施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・海岸利用の整備 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携						
大西港海岸 (瀬井)	39	1	大崎上島町大崎瀬井	116	4.6	6.5	堤防	大崎上島町大崎瀬井	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の整備・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの整備 ・施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・海岸利用の整備 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携						
大西港海岸 (長松)	40	1	大崎上島町大崎長松谷	143	3.7	5.6	堤防, 港岸	大崎上島町大崎瀬井	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の整備・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの整備 ・施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・海岸利用の整備 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携						
大西港海岸 (長江谷)	41	1	大崎上島町大崎中野加賀津	540	4.1	6.0	護岸, 堤防	大崎上島町大崎中野	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の整備・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造						

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の特徴や海岸の現状の要件を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項において、「整備の方向性」を、基に、面積を必要とする項目について検討し、整備を行なうこととする。

※ 施設整備や施設について、は、「整備の方向性」において一定範囲の選択肢をもたらせるために配慮する事項である。

※ 施設整備や施設について、は、「整備の方向性」を、基に、面積を必要とする項目について検討し、計画・整備を行なうこととする。

※ 施設整備や施設について、は、「整備の方向性」を、基に、面積を必要とする項目について検討し、計画で示したと異なつてくる場合もある。

表 II-2-1 (22) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	海岸	区域	配備		施設の種類	状況	環境面に対する配慮事項	整備の方向性
					延長 (m)	代表堤防高 (T.P.m) (C.H.L.m)				
大西港海岸（大西）	港湾局	1			3,162	4.1	6.0 護岸	住宅地、商業地、その他 ・生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ・多様に役立つ海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	利用面に対する配慮事項
		2			394	4.1	6.0 護岸			
		3			2基	—	— 橋門			
大西港海岸（塔之越）	港湾局	4			2基	—	— 水門			
		1			900	3.8	5.7 護岸			
		2			393	3.6	5.5 護岸			
大西港海岸（原下）	港湾局	1			200	3.6	5.5 護岸	住宅地、農用地 ・生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ・多様に役立つ海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	利用面に対する配慮事項
		2			516	4.1	6.0 護岸			
		3			863	4.1	6.0 護岸			
大西港海岸（長島東）	港湾局	1			505	4.1	6.0 護岸	住宅地、工業地、農用地 ・生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ・多様に役立つ海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	利用面に対する配慮事項
		2			900	4.8	6.7 護岸			
		3			555	4.1	6.0 護岸、漁港			
東野海岸（駆の浦）	農振局	1			1,301	4.1	6.0 護岸	住宅地、農用地 ・生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ・多様に役立つ海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	利用面に対する配慮事項
		2			56	1	大崎上島町東野獣崎矢弓 護岸			
		3			2,622	4.1	6.0 護岸			
錦町港海岸（矢弓）	港湾局	1			502	4.6	6.5 護岸、堤防	住宅地、商業地、その他 ・生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ・多様に役立つ海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	利用面に対する配慮事項
		2			257	4.1	6.0 護岸			
		3			958	4.3	6.2 護岸			
錦町港海岸（盛谷）	港湾局	1			1	大崎上島町東野垂水古江 護岸	住宅地、商業地、その他 ・生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ・多様に役立つ海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	利用面に対する配慮事項	
		2			59	1	大崎上島町東野垂水小琴島 護岸			
		3			60	1	大崎上島町東野垂水大豊広 護岸			
錦町港海岸（御崎）	港湾局	1			2,622	4.1	6.0 護岸	住宅地、商業地、その他 ・生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ・多様に役立つ海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	利用面に対する配慮事項
		2			257	4.1	6.0 護岸			
		3			958	4.3	6.2 護岸			

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、整備の方向性において一定の範囲の選択性をもたらすための配慮事項である。

※ 整備の実施段階においては、整備の方向性を基に、保護を必要とする項目について吟味し、計画・整備を行なうこととする。

※ 施設規模・種類については、整備の実施段階でその時点の状況の変遷や条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示したと異なつてくる場合もある。

表 II-2-1 (23) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	番号	所管	海岸区域	配置				施設の種類	施設面積 (T.P. m <sup>2</sup> )	状況	整備の方向性
				規模		施設の種類	施設面積 (T.P. m <sup>2</sup> )				
				延長 (m)	代表場所 (C. b. L. m)						
鍋崎港海岸 (福浦)	63	1	大崎上島町東野生野島福浦	40	4.1	護岸	4.0	大崎上島町東野生野島	その他	● 生態系に配慮した海岸の整備 ● 干潟・砂浜の維持・回復 ● 自然景観や海岸景観の保全・創造	● アクセスしやすい海岸の整備 ● ハブリックアクセスの確保 ● 多様に利用できる海岸の整備 ● 海洋性レクリエーションの推進 ● 海岸利用の整備 ● 観光資源や他のレクリエーション施設との連携
鍋崎港海岸 (生野)	64	1	大崎上島町東野生野島生野	154	4.0	護岸	1,189	大崎上島町東野生野島	住宅地, その他	● 生態系に配慮した海岸の整備 ● 干潟・砂浜の維持・回復 ● 自然景観や海岸景観の保全・創造	● アクセスしやすい海岸の整備 ● ハブリックアクセスの確保 ● 多様に利用できる海岸の整備 ● 海洋性レクリエーションの推進 ● 海岸利用の整備 ● 観光資源や他のレクリエーション施設との連携
鍋崎港海岸 (船島)	65	1	大崎上島町東野生野島船島	105	4.1	護岸	6.0	大崎上島町東野生野島	農用地, その他	● 生態系に配慮した海岸の整備 ● 干潟・砂浜の維持・回復 ● 自然景観や海岸景観の保全・創造	● アクセスしやすい海岸の整備 ● ハブリックアクセスの確保 ● 多様に利用できる海岸の整備 ● 海洋性レクリエーションの推進 ● 海岸利用の整備 ● 観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該地区海岸の現状の整備要員、利用実態等や海岸の特徴、将来計画等を考慮して示したもので、特にに配慮する事項である。

※ 整備の必要な段階においては、整備の方向性において一定範囲の整備性を考慮して計画・整備を行うこととする。

※ 施設整備や種類については、整備の実施段階でその時点の力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なつてくる場合もある。

表 II-2-1 (24) 施設整備の内容(尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	番号	所管	海岸区域	施設			環境に対する配慮事項			整備の方向性	
				規模		施設の種類	状況				
				延長 (m)	代表場所高 (T.P. m)		(C.P. 1.m)	地域	その他		
三原海岸(久津)	1	1	三原市幸崎町渡瀬久津	696	5.5	7.4	堤防,護岸	三原市幸崎町能地	住宅地,農用地,その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や風景制覇の保全・創造	
三原海岸(大崎)	2	1	三原市幸崎町渡瀬久津	700	5.6	7.5	護岸	三原市幸崎町能地	住宅地,農用地,その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や風景制覇の保全・創造	
能地沿岸海岸(能地)	1	1	三原市幸崎町地4丁目～須波1丁目	717	4.8	6.7	護岸,防波堤	三原市幸崎町地4丁目～須波1丁目	住宅地,農用地,その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や風景制覇の保全・創造	
水產行	2	2	三原市幸崎町能地	1,661	4.8	6.7	護岸	三原市幸崎町久・須波町	住宅地,農用地,その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全	
	3			420	5.0	6.9	護岸	三原市幸崎町久・須波町	住宅地,農用地,その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全	
三原海岸(須波)	4	2	三原市須波西町	1,115	5.0	6.9	護岸	三原市幸崎町久・須波町	住宅地,農用地,その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や風景制覇の保全・創造	
	3		三原市須波町	1,830	4.6	6.5	護岸	三原市幸崎町久・須波町	住宅地,農用地,その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や風景制覇の保全・創造	
須波港海岸(須波)	4	4		425	5.1	7.0	護岸	三原市須波町久	住宅地,農用地,その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
港湾局	5	1	三原市須波西1丁目	600	4.0	5.9	護岸	三原市須波西1丁目	住宅地,農用地,その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や風景制覇の保全・創造	
須波港海岸(須波)	6	1	三原市須波町	238	5.1	7.0	護岸	三原市須波町久・笠志川	住宅地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や風景制覇の保全・創造	
			三原市貝野町	968	4.4	6.3	胸壁,護岸	三原市須波町久・貝野町	住宅地,農用地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や風景制覇の保全・創造	
尾道糸崎海岸(貝野)	7	1	三原市貝野町～和田神町							●生態系に配慮した海岸の整備 ・自然景観や風景制覇の保全・創造	
尾道糸崎海岸(田一)	8	1	三原市円一町2丁目	2,130	4.1	6.0	護岸,胸壁	三原市円一町	住宅地,商業地,工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・自然景観や風景制覇の保全・創造	
			1 三原市糸崎町	4,599	4.2	6.1	胸壁			●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や風景制覇の保全・創造	
			2 三原市糸崎町	1,960	4.8	6.7	護岸			●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や風景制覇の保全・創造	
尾道糸崎海岸(三原)	9	3	三原市糸崎町	436	5.1	7.0	胸壁	三原市糸崎町～木原町	住宅地,商業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・自然景観や風景制覇の保全・創造	
	4		三原市糸崎町	1,545			護岸			●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や風景制覇の保全・創造	
	5		三原市木原町糸崎	776			護岸			●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や風景制覇の保全・創造	
	6		三原市木原町糸崎	2,330			護岸			●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や風景制覇の保全・創造	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該地区の海岸の現状の課題や環境要因、利用実態等で地元の課題、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ 整備の方向性においては、「整地の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行なうとする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なつくる場合もある。

表 II-2-1 (25) 施設整備の内容(尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	番号	所管	海岸	区域	施設			状況	環境面に対する配慮事項	整備の方向性			
					規模		施設の種類 (C, D, L, m)						
					延長 (m)	代表場所 (T, P, m)							
尾道系崎海岸 (瀬地)	10	1	尾道市正徳町		805	4.1	6.0	護岸	尾道市正徳町	●自然景観や海岸の整備 ・自然景観や海岸の整備の保全・創造			
吉和漁港海岸 (吉和)	11	1	尾道市正徳町		501	4.1	6.0	護岸	尾道市正徳町	●自然景観や海岸の整備 ・自然景観や海岸の整備の保全・創造			
尾道系崎海岸 (生道)	12	1	尾道市古辰町		84	3.7	5.6	護岸, 脚錠	尾道市古辰町～尾崎本町	●自然景観や海岸の整備 ・自然景観や海岸の整備の保全・創造			
		2	尾道市新浜町丁目～新浜町丁目		3,062	3.9	5.8	脚錠, 脚錠	尾道市新浜町丁目～新浜町丁目	●自然景観や海岸の整備 ・自然景観や海岸の整備の保全・創造			
		3	尾道市西御町町		1,103	3.8	5.7	護岸, 脚錠	尾道市西御町町	●自然景観や海岸の整備 ・自然景観や海岸の整備の保全・創造			
	2	尾道市七堂町丁目			950	3.8	5.7	護岸, 脚錠	尾道市七堂町丁目	●自然景観や海岸の整備 ・自然景観や海岸の整備の保全・創造			
	3	尾道市久保町丁目			750	3.7	5.6	護岸	尾道市久保町丁目	●自然景観や海岸の整備 ・自然景観や海岸の整備の保全・創造			
尾道系崎海岸 (山遊)	13	1	尾道市尾崎本町～山遊町		2,203	4.2	6.1	護岸	尾道市尾崎本町～山遊町	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干温・沙浜の整備・回復			
	2	尾道市東尾崎道			1,246	4.8	6.7	脚錠	尾道市東尾崎道	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干温・沙浜の整備・回復			
	3				1,324	4.7	6.6	脚錠, 海岸	尾道市東尾崎道	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干温・沙浜の整備・回復			
	1	尾道市向島町			960	3.7	5.6	脚錠, 海岸	尾道市向島町	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干温・沙浜の整備・回復			
	2	尾道市向島町町井			679	3.7	5.6	脚錠	尾道市向島町町井	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干温・沙浜の整備・回復			
	3				402	3.7	5.6	脚錠	尾道市向島町町井	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干温・沙浜の整備・回復			
	—	尾道市向島町西當浜			1基	—	—	防潮門	尾道市向島町西當浜	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干温・沙浜の整備・回復			
	4				100	3.8	5.7	脚錠	尾道市向島町西當浜	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干温・沙浜の整備・回復			
	5	尾道市向島町中當浜			371	3.7	5.6	脚錠	尾道市向島町中當浜	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干温・沙浜の整備・回復			
	6	尾道市向島町當浜			1,150	3.7	5.6	脚錠	尾道市向島町當浜	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干温・沙浜の整備・回復			
	7	尾道市向島町當浜			189	3.8	5.7	脚錠	尾道市向島町當浜	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干温・沙浜の整備・回復			
	8				453	3.7	5.6	脚錠	尾道市向島町當浜	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干温・沙浜の整備・回復			
	9	尾道市向島町來吉			973	3.7	5.6	脚錠	尾道市向島町來吉	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干温・沙浜の整備・回復			
	10	御觸郡向島町來吉			1,000	3.8	5.7	脚錠	御觸郡向島町來吉	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干温・沙浜の整備・回復			
	11	尾道市向島町當石			1,363	4.0	5.9	脚錠	尾道市向島町當石	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干温・沙浜の整備・回復			
	12	尾道市向島町干浜			697	4.0	5.9	脚錠	尾道市向島町干浜	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干温・沙浜の整備・回復			
	13	尾道市向島町町			3,795	4.0	5.9	脚錠	尾道市向島町町	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干温・沙浜の整備・回復			
尾道系崎海岸 (向島)	15	2	尾道市向島町干浜		1,440	5.1	7.0	堤防	尾道市向島町干浜	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干温・沙浜の整備・回復			
	1	尾道市向島町南			2,30	5.4	7.3	堤防	尾道市向島町南	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干温・沙浜の整備・回復			
	2	福山市高山西町			2,30	5.4	7.3	堤防	福山市高山西町	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干温・沙浜の整備・回復			
尾道系崎海岸 (高西)	16	1	福山市高山西町南		4,457	4.7	6.6	脚錠, 脚錠	福山市高山西町南	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干温・沙浜の整備・回復			
	2	福山市南崎津			1,040	4.1	6.0	脚錠	福山市南崎津	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干温・沙浜の整備・回復			
尾道系崎海岸 (水)	18	1	福山市南水門		1				福山市南水門	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干温・沙浜の整備・回復			
※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、隣接地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の特徴、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。													
※ 整備の方向性においては、下線を引いている配慮事項は、隣接する他の海岸を考慮する項目について述べ、計画・整備を行なうとするもので、一定範囲の連続性をもたらせるために配慮する。													
※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示したと異なる場合もある。													

表 II-2-1 (26) 施設整備の内容 (尾道・因島ゾーン)

地区名	海岸名	所管	番号	位置			施設の種類	規範	状況	受付場所	利用面に対する配慮事項
				海岸区域	区域	延長					
尾道糸崎港海岸(柳井)	港湾局	19	1	福山市柳井町津町1丁目		(C, D, L, m)	(T, P, a)	代表防護高		海岸面に対する配慮事項	整備の方向性
			2	福山市柳井町津町1丁目		940	4.2	6.1	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●ノンビリックアクセスの確保 ・多様な利用方法の確保
尾道糸崎港海岸(金江藤江)	港湾局	20	1	福山市金江町		280	4.3	6.2	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●ノンビリックアクセスの確保 ・多様な利用方法の確保
			2	福山市金江町金見～藤江町		146	4.6	6.5	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●ノンビリックアクセスの確保 ・多様な利用方法の確保
			3	福山市金江町金見～藤江町		390	4.6	6.5	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●ノンビリックアクセスの確保 ・多様な利用方法の確保
尾道糸崎港海岸(金江藤江)	港湾局	20	4	福山市金江町藤江町東山～浜～藤江町		375	4.1	6.0	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●ノンビリックアクセスの確保 ・多様な利用方法の確保
			5	福山市金江町		594	4.6	6.5	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●ノンビリックアクセスの確保 ・多様な利用方法の確保
尾道糸崎港海岸(金江藤江)	港湾局	21	6	福山市藤江町高根		290	4.2	6.1	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●ノンビリックアクセスの確保 ・多様な利用方法の確保
			7	福山市藤江町池浜		1,100	4.6	6.5	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●ノンビリックアクセスの確保 ・多様な利用方法の確保
尾道糸崎港海岸(金江藤江)	港湾局	21	1	尾道市浦崎町		671	4.1	6.0	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●ノンビリックアクセスの確保 ・多様な利用方法の確保
			2	尾道市浦崎町		780	4.1	6.0	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●ノンビリックアクセスの確保 ・多様な利用方法の確保
尾道糸崎港海岸(金江藤江)	港湾局	21	3	尾道市浦崎町戸崎		370	4.1	6.0	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●ノンビリックアクセスの確保 ・多様な利用方法の確保
			4	尾道市浦崎町		240	4.1	6.0	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●ノンビリックアクセスの確保 ・多様な利用方法の確保
串詠港海岸(串詠)	水産庁	22	1	尾道市浦崎町串詠		1,962	4.6	6.5	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●ノンビリックアクセスの確保 ・多様な利用方法の確保
尾道海岸(高松)	水産庁	22	1	尾道市浦崎町高尾～野木		20	5.4	7.3	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●ノンビリックアクセスの確保 ・多様な利用方法の確保
尾道海岸(高松)	水産庁	22	2	尾道市浦崎町高尾		120	5.4	7.3	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●ノンビリックアクセスの確保 ・多様な利用方法の確保
尾道海岸(高松)	水産庁	24	1	尾道市浦崎町		58	4.7	6.6	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●ノンビリックアクセスの確保 ・多様な利用方法の確保
尾道海岸(高松)	水産庁	24	2	尾道市浦崎町		110	4.7	6.6	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●ノンビリックアクセスの確保 ・多様な利用方法の確保
尾道海岸(蒲崎高松)	農林局	25	1	尾道市蒲崎町		204	4.5	6.4	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●ノンビリックアクセスの確保 ・多様な利用方法の確保
尾道海岸(蒲崎高松)	農林局	25	2	尾道市蒲崎町		160	4.3	6.2	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●ノンビリックアクセスの確保 ・多様な利用方法の確保
尾道海岸(蒲崎高松)	農林局	26	1	尾道市蒲崎町		426	4.1	6.0	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●ノンビリックアクセスの確保 ・多様な利用方法の確保
尾道海岸(蒲崎高松)	農林局	26	1	尾道市蒲崎町		525	4.6	6.5	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●ノンビリックアクセスの確保 ・多様な利用方法の確保
海老漁港海岸(海老)	水産庁	27	2	尾道市蒲崎町満越					●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●ノンビリックアクセスの確保 ・多様な利用方法の確保

表 II-2-1 (27) 施設整備の内容（尾道・因島ゾーン）

地区海岸名	所管	番号	海岸	区域	施設			施設の種類	施設面に対する配慮事項	環境面に対する配慮事項	整備の方向性
					延長 (m)	規範 (T.P.m)	代表堤防高 (C.H.L.m)				
尾道海岸（蒲崎新田）	農振局	1	尾道市蒲崎町		516	4.4	6.3	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干溝・沙丘の持続・回復 ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干溝・沙丘の持続・回復 ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保
		2			340	4.4	6.3	消波工			
		3			715	4.4	6.3	消波工			
尾道海岸（蒲崎）	水園局	1	尾道市蒲崎町大蛇		855	4.7	6.6	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干溝・沙丘の持続・回復 ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干溝・沙丘の持続・回復 ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保
		2			1,293	4.7	6.6	護岸			
泊漁港海岸（吉ノ浜）	農振局	1	尾道市百島町泊		170	5.0	6.9	消波工	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干溝・沙丘の持続・回復 ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干溝・沙丘の持続・回復 ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保
		2			62	5.0	6.9	堤防・護岸			
泊漁港海岸（泊）	水産庁	1	尾道市百島町泊		500	4.9	6.8	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干溝・沙丘の持続・回復 ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干溝・沙丘の持続・回復 ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干溝・沙丘の持続・回復 ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造
		2			300	5.3	7.2	護岸			
尾道海岸（泊）	水園局	1	尾道市百島町		436	5.1	7.0	消波工	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干溝・沙丘の持続・回復 ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干溝・沙丘の持続・回復 ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干溝・沙丘の持続・回復 ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造
		2			532	5.1	7.0	消波工			
尾道海岸（海老呑）	農振局	1	尾道市百島町海老呑						●生態系に配慮した海岸の整備 ・干溝・沙丘の持続・回復 ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干溝・沙丘の持続・回復 ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干溝・沙丘の持続・回復 ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造
尾道海岸（海老呑）	農振局	2									

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当部海岸の現状の構成要素、利用実態等や地域の要請、将来の方向性において、一定範囲の連続性をもたらせるために配慮する事項である。

※ 整備の方向性においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行なうこととする。

※ 施設設備や種類については、整備の実施段階でその時点の状況などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なつてくる場合もある。

表 II-2-1 (28) 施設整備の内容（尾道・因島ゾーン）

地区海岸名	番号	所管	海岸	区域	区域	配備		施設の種類	状況	環境面に対する配慮事項	整備の方向性
						延長 (m)	代表堤防高 (T.P.m) (C.I.L.m)				
福田港海岸（波戸）	36	1	尾道市百島町福田	尾道市百島町福田	尾道市百島町福田	170	4.1	護岸	住宅地、工業地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保
福田港海岸（福田）	37	1	尾道市百島町	尾道市百島町	尾道市百島町	1,435	4.1	堤防・護岸	住宅地、工業地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保
向東海岸（古江浜）	39	1	尾道市向東町古江浜	尾道市向東町古江浜～東町江口	尾道市向東町古江浜～東町江口	798	5.7	堤防・消波工、護岸	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生物の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保
向東海岸（小水）	40	1	尾道市向東町大水	尾道市向東町大水	尾道市向東町大水	560	5.5	護岸	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生物の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保
大町港海岸（大町）	41	1	尾道市向東町大町	尾道市向東町大町	尾道市向東町大町	352	4.6	護岸	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生物の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保
尾道海岸（大町）	42	1	尾道市向東町大町	尾道市向東町大町	尾道市向東町大町	300	5.8	護岸	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生物の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保
干汐魚港海岸（船積）	44	1	尾道市向島町	尾道市向島町	尾道市向島町	18	4.0	護岸	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生物の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保
干汐魚港海岸（干汐）	45	1	尾道市向島町	尾道市向島町	尾道市向島町	1,380	4.7	護岸	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生物の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保
向島海岸（立花）	46	1	尾道市向島町立花沖条	尾道市向島町立花沖条	尾道市向島町立花沖条	456	6.3	護岸、養浜	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生物の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保
立花港海岸（立花）	47	1	尾道市向島町立花沖条	尾道市向島町立花沖条～沖条	尾道市向島町立花沖条～沖条	2,420	6.2	護岸	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生物の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保
尾道糸崎港海岸（向島西）	49	1	尾道市向島町糸崎	尾道市向島町糸崎	尾道市向島町糸崎	1,742	4.0	護岸	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生物の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保
尾道糸崎港海岸（船越）	51	1	尾道市向島町船子島下条	尾道市向島町船子島下条	尾道市向島町船子島下条	932	4.3	消波工	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ・自然景観や海岸生物の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保

※ 整備の方向性において、下線を引いてある配慮事項は、該当地区海岸の現状の課題、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の特や合わせて考慮を必要とする項目について、一括して示すことをとする。

※ 整備の実施段階においては、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の実況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なつてくる場合もある。

表 II-2-1 (29) 施設整備の内容（尾道・因島ゾーン）

地区海岸名	番号	所管	海岸	区域	配置		施設の種類	状況	環境面に対する配慮事項	整備の方向性
					延長 (m)	代表堤防高 (T.P.m) (C.H.L.m)				
向島海岸（因子石）	1	尾道市向島町吉田・島原条～尾少郷		尾道市向島町吉田・島原条	3,00	5.7	滑波工	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干溝・砂浜の維持・回復 ・景観に配慮した海岸の整備 -自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションのための施設整備	
	2	尾道市向島町吉田・島原条		尾道市向島町吉田・島原条	88	4.7	滑波工	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干溝・砂浜の維持・回復 ・景観に配慮した海岸の整備 -自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションのための施設整備	
向島海岸（辰ノ浦）	1	尾道市向島町吉田・島原条		尾道市向島町吉田・島原条	340	4.7	堤防・築堤、 護岸、兼用	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干溝・砂浜の維持・回復 ・景観に配慮した海岸の整備 -自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションのための施設整備	
	2	尾道市向島町吉田・島原条		尾道市向島町吉田・島原条	76	4.7	堤防・築堤、 兼用	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干溝・砂浜の維持・回復 ・景観に配慮した海岸の整備 -自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションのための施設整備	
因島海岸（深浦大浜）	1	尾道市因島町後側		尾道市因島町後側	409	4.7	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干溝・砂浜の維持・回復 ・景観に配慮した海岸の整備 -自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハーフックアカセのための施設 -多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションのための施設 -健康に役立つ施設の創造 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
	2	尾道市因島大浜町		尾道市因島大浜町	670	6.3	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干溝・砂浜の維持・回復 ・景観に配慮した海岸の整備 -自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハーフックアカセのための施設 -多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションのための施設 -健康に役立つ施設の創造 ●海岸利用の活性化 -観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
因島海岸（三池）	1	尾道市因島大浜町開口		尾道市因島大浜町開口	443	5.0	消波工	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干溝・砂浜の維持・回復 ・景観に配慮した海岸の整備 -自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハーフックアカセのための施設 -多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションのための施設 -健康に役立つ施設の創造 ●海岸利用の活性化 -観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
	2	尾道市因島大浜町		尾道市因島大浜町	198	4.3	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干溝・砂浜の維持・回復 ・景観に配慮した海岸の整備 -自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハーフックアカセのための施設 -多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションのための施設 -健康に役立つ施設の創造	
中浜港海岸（大浜）	1	尾道市因島大浜町		尾道市因島大浜町	120	4.3	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干溝・砂浜の維持・回復 ・景観に配慮した海岸の整備 -自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハーフックアカセのための施設 -多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションのための施設 -健康に役立つ施設の創造	
	2	尾道市因島大浜町		尾道市因島大浜町	499	4.3	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干溝・砂浜の維持・回復 ・景観に配慮した海岸の整備 -自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハーフックアカセのための施設 -多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションのための施設 -健康に役立つ施設の創造	
中浜港海岸（中庄）	1	尾道市因島中庄町油屋新開～慾水		尾道市因島中庄町油屋新開～慾水	1,400	4.2	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干溝・砂浜の維持・回復 ・景観に配慮した海岸の整備 -自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハーフックアカセのための施設 -多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションのための施設 -健康に役立つ施設の創造	
	2	尾道市因島中庄町		尾道市因島中庄町	1,363	3.9	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干溝・砂浜の維持・回復 ・景観に配慮した海岸の整備 -自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハーフックアカセのための施設 -多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションのための施設 -健康に役立つ施設の創造	
中浜港海岸（外浦）	1	尾道市因島中庄町		尾道市因島中庄町	61	1	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干溝・砂浜の維持・回復 ・景観に配慮した海岸の整備 -自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハーフックアカセのための施設 -多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションのための施設 -健康に役立つ施設の創造	

\* 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。  
\*\* それ以外の配慮事項は、隣接する地区の海岸を持ち合わせる重要な要素を考慮して示したもので、整備の方向性においては、一定範囲の連続性をもたらせるために配慮する事項である。  
\*\*\* 整備の実施時期においては、「整備方向性」を基に、配慮が必要とする項目について特に留意し、計画・整備を行なうこととし、計画で示した順と異なつてくる場合もある。

表 II-2-1 (30) 施設整備の内容（尾道・因島ゾーン）

地区海岸名	番号	所管	海岸	区域	配備		施設の種類	状況	環境面に対する配慮事項	整備の方向性
					延長 (m)	代表堤防高 (T.P.m) (C.H.L.m)				
鏡浦海岸（鏡浦）	62	1	尾道市因島鏡浦町		325	4.1	6.0	護岸、胸壁	尾道市因島鏡浦町	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干・湿場に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景觀の保全・創造 ・健康に役立つ海岸の創造
土生港海岸（三庄）	64	1	尾道市因島三庄村町		1,280	5.3	7.2	消波工	尾道市因島三庄村1区～三庄村町	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干・湿場に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景觀の保全・創造 ・健康に役立つ海岸の創造
土生港海岸（小用）	65	1	尾道市因島三庄村町		199	5.3	7.2	護岸	尾道市因島三庄村	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干・湿場に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景觀の保全・創造 ・健康に役立つ海岸の創造
重井港海岸（細島）	66	1	尾道市因島細島		560	4.2	6.1	護岸、胸壁	尾道市因島細島	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干・湿場に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景觀の保全・創造 ・健康に役立つ海岸の創造
因島海岸（細島）	68	1	尾道市因島細島		904	4.7	6.6	護岸、胸壁	尾道市因島細島	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干・湿場に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景觀の保全・創造 ・健康に役立つ海岸の創造
土生港海岸（土生）	70	1	尾道市因島土生町		2,254	4.1	6.0	護岸	尾道市因島土生町長崎～田熊町	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干・湿場に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景觀の保全・創造 ・健康に役立つ海岸の創造
因島海岸（竹長）	71	1	尾道市因島田熊町		895	4.1	6.0	消波工	尾道市因島田熊町	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干・湿場に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景觀の保全・創造 ・健康に役立つ海岸の創造
因島海岸（重井）	72	1	尾道市因島重井町		890	4.7	6.6	護岸	尾道市因島重井町	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干・湿場に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景觀の保全・創造 ・健康に役立つ海岸の創造
水国局	72	2	尾道市因島重井町		308	4.7	6.6	護岸	尾道市因島重井町	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干・湿場に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景觀の保全・創造 ・健康に役立つ海岸の創造
水国局	72	3	尾道市因島重井町		1,400	4.7	6.6	護岸	尾道市因島重井町	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干・湿場に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景觀の保全・創造 ・健康に役立つ海岸の創造
水国局	72	4	尾道市因島重井町		150	4.7	6.6	護岸	尾道市因島重井町	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干・湿場に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景觀の保全・創造 ・健康に役立つ海岸の創造
水国局	72	5	尾道市因島重井町		2,538	4.7	6.6	護岸	尾道市因島重井町	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干・湿場に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景觀の保全・創造 ・健康に役立つ海岸の創造

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する項目である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸を含む他の海岸を考慮して示したもので、整備の方向性に沿って一定範囲の連続性をもたせるために配慮する項目である。

※ 整備の実施段階においては、整備の実施段階でのその時点の力がなどの条件や海岸状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示したと異なってくる場合もある。

※ 施設規模や範囲については、整備の実施段階でのその時点の力がなどの条件や海岸状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示したと異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (3) 施設整備の内容(尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	番号	所管	海岸	区域	規範	施設の種類 (C, D, L, m)	環境にに対する配慮事項		整備の方向性	
							延長 (m)	代表場所 (T, P, m)	状況	
重井港海岸(西浜)	74	1	尾道市因島重井町		1,678	3,7	5,6	灘岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海水運動の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
重井港海岸(伊浜西)	75	1	尾道市因島重井町		320	3,9	5,8	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海水運動の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
重井港海岸(馬神・宮沖)	76	1	尾道市因島重井町		400	5,0	6,9	消波工	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海水運動の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
重井港海岸(伊浜東)	77	1	尾道市因島重井町		2,930	4,2	6,1	灘岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海水運動の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
瀬戸田港海岸(中野)	78	1	尾道市瀬戸田町沢		800	4,0	5,9	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海水運動の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
瀬戸田港海岸(中野)	78	2	尾道市瀬戸田町沢		136	3,8	5,7	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海水運動の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
瀬戸田港海岸(中野)	78	3	尾道市瀬戸田町名倉～瀬戸田町中野		1基	—	—	排水構造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海水運動の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
瀬戸田海岸(名倉)	79	1	尾道市瀬戸田町名倉		1,081	4,6	6,5	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海水運動の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
瀬戸田海岸(西浦坂田)	80	1	尾道市瀬戸田町大坂田		400	4,7	6,6	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海水運動の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
瀬戸田海岸(西浦坂田)	80	2	尾道市瀬戸田町名倉～西来線		130	4,7	6,6	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海水運動の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
瀬戸田海岸(西浦坂田)	80	3	尾道市瀬戸田町西来線		80	4,7	6,6	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海水運動の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
瀬戸田海岸(西浦坂田)	80	4	尾道市瀬戸田町西来線		60	4,7	6,6	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海水運動の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
瀬戸田海岸(西浦坂田)	80	5	尾道市瀬戸田町名倉		80	4,7	6,6	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海水運動の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の特徴を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の変更性をもたらすために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について吟味し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設種類や種類については、整備の実施段階でその時点の努力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なる場合もある。

表 II-2-1 (32) 施設整備の内容(尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	番号	所管	海岸区域	区域	施設			施設の種類	施設面にに対する配慮事項	受益地域	整備の方向性				
					規模		状況								
					延長 (m)	代表場所高 (T.P. m)									
因島海岸(田風)	81	1	尾道市因島洲江町		1,179	4.7	6.6	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸植物の保全・創造	尾道市因島洲江町	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造				
生口港海岸(原)	82	1	尾道市因島洲江町～因島原町		3,822	3.8	5.7	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸植物の保全・創造	尾道市因島洲江町・尾道市因島原町	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造				
生口港海岸(波止間)	83	1	尾道市因島原町		78	4.1	6.0	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸植物の保全・創造	尾道市因島原町	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造				
生口港海岸(御寺)	84	1	尾道市瀬戸田町御寺		122	4.2	6.1	堤防	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸植物の保全・創造	尾道市瀬戸田町御寺	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造				
生口港海岸(御寺)	84	2	尾道市瀬戸田町御寺		74	4.2	6.1	堤防	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸植物の保全・創造	尾道市瀬戸田町御寺	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造				
生口港海岸(宮原)	85	1	尾道市瀬戸田町御寺		124	4.1	6.0	堤防	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸植物の保全・創造	尾道市瀬戸田町御寺	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造				
生口港海岸(宮原)	85	2	尾道市瀬戸田町宮原		2,318	4.1	6.0	胸壁、護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸植物の保全・創造	尾道市瀬戸田町宮原	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造				
生口港海岸(白)	86	1	尾道市瀬戸田町萩		622	4.4	6.3	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸植物の保全・創造	尾道市瀬戸田町萩	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造				
生口港海岸(田高根)	87	1	尾道市瀬戸田町萩		1,051	4.6	6.5	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・沙浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸植物の保全・創造	尾道市瀬戸田町萩	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造				

整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の特徴も含むべき海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたらすために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、直轄を必要とする項目について検討し、計画・整備を行なうこととする。

※ 施設観察や種類については、施設の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なつてくる場合もある。

表 II-2-1 (33) 施設整備の内容(尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	番号	所管	海岸区域	位置			施設の種類	施設の種類	受注地域		整備の方向性	利用面に対する配慮事項
				延長 (m)	代表高さ (T.P. m) (C. B. L. m)	規制			地域	状況		
潮戸田海岸（海水単獨）	88	農振局	1 尾道市潮戸田町萩田高根	872	5.0	6.9	海浜工	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	尾道市潮戸田町萩田高根～五 本松	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2 尾道市潮戸田町萩五本松	240	5.0	6.9	海浜工					
潮戸田海岸（垂水）	89	港湾局	1 尾道市潮戸田町垂水	1,730	4.4	6.3	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	尾道市潮戸田町垂水	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2 尾道市潮戸田町福田～潮戸田町垂水	2,330	4.4	6.3	護岸					
潮戸田海岸（福田）	90	港湾局	1 尾道市潮戸田町沢～潮戸田町福田	2,054	4.2	6.1	護岸、海壁	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	尾道市潮戸田町沢～潮戸田町福田	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
潮戸田海岸（高根）	91	農振局	1 尾道市潮戸田町高根	4,592	4.1	6.0	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	尾道市潮戸田町高根	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
潮戸田海岸（高根）	92	農振局	1 尾道市潮戸田町高根	672	5.0	6.9	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	尾道市潮戸田町高根	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
潮戸田海岸（高根）	95	港湾局	1 三原市瀬浦町向田野浦	233	3.8	5.7	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	三原市瀬浦町向田野浦	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ・多様に利用できる海岸の整備 ・海岸生物のリコネクションの実現 ・健康に役立つ海岸の創造 ・観光資源や他のリユース施設との連携
			2 三原市瀬浦町向田野浦	2,162	3.8	5.7	堤防、護岸					

整備の実施段階においては、整備の方向性を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行ふこととする。

表 II-2-1 (34) 施設整備の内容(尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	番号	所管	海岸	区域	施設			施設の種類 (C, D, L, m)	施設の種類 (代表場所高 (m))	施設の種類 (T, P, m)	施設の種類 (C, D, L, m)	環境面に対する配慮事項			整備の方向性	
					施設の種類 (C, D, L, m)	施設の種類 (T, P, m)	施設の種類 (C, D, L, m)					状況	地城			
瀬戸内海岸（長岩）	96	1	三原市瀬戸町須波		200	3.8	5.7	護岸, 脱堤	三原市瀬戸町須波				● 生態系に配慮した海岸の整備 ● 干潟・砂浜の維持・回復 ● 施設に配慮した海岸の整備 ● 自然景観や海岸動植物の保全・創造	住宅地, 農用地, その他	● アクセスしやすい海岸の整備 ● バリックアーケードの確保 ● 多様に利用できる海岸の整備 ● 海洋生物のコロナリティの維持のための施設整備 ● 健康に役立つ海岸の創造 ● 海岸利用の創造 ● 観光資源や他のリゾーツ施設との連携	利用面に対する配慮事項
佐木港海岸（須波）	98	1	三原市瀬戸町須波		997	4.3	6.2	護岸	三原市瀬戸町須波				● 生態系に配慮した海岸の整備 ● 干潟・砂浜の維持・回復 ● 施設に配慮した海岸の整備 ● 自然景観や海岸動植物の保全・創造	住宅地, 農用地, その他	● アクセスしやすい海岸の整備 ● バリックアーケードの確保 ● 多様に利用できる海岸の整備 ● 海洋生物のコロナリティの維持のための施設整備 ● 健康に役立つ海岸の創造 ● 海岸利用の創造 ● 観光資源や他のリゾーツ施設との連携	利用面に対する配慮事項
佐木港海岸（須波）	99	2	三原市瀬戸町須波		241	4.3	6.2	護岸	三原市瀬戸町須波				● 生態系に配慮した海岸の整備 ● 干潟・砂浜の維持・回復 ● 施設に配慮した海岸の整備 ● 自然景観や海岸動植物の保全・創造	住宅地, 農用地, その他	● アクセスしやすい海岸の整備 ● バリックアーケードの確保 ● 多様に利用できる海岸の整備 ● 海洋生物のコロナリティの維持のための施設整備 ● 健康に役立つ海岸の創造 ● 海岸利用の創造 ● 観光資源や他のリゾーツ施設との連携	利用面に対する配慮事項
佐木港海岸（大野浦）	100	1	三原市瀬戸町須波		340	4.4	6.3	護岸	三原市瀬戸町須波				● 生態系に配慮した海岸の整備 ● 干潟・砂浜の維持・回復 ● 施設に配慮した海岸の整備 ● 自然景観や海岸動植物の保全・創造	住宅地, 農用地, その他	● アクセスしやすい海岸の整備 ● バリックアーケードの確保 ● 多様に利用できる海岸の整備 ● 海洋生物のコロナリティの維持のための施設整備 ● 健康に役立つ海岸の創造 ● 海岸利用の創造 ● 観光資源や他のリゾーツ施設との連携	利用面に対する配慮事項
佐木港海岸（小佐木）																

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要素を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の特徴を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたらせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を行なうことをする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なつてくる場合もある。

表 II-2-1 (35) 施設整備の内容 (福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	海岸 区域	区域	施設			施設の種類	施設の種類	施設面積	環境面にに対する配慮事項	状況	受益地域	整備の方向性	
					延長 (m)	(T.P. m) (G.D.L.m)	規模 （代表構造物高 度）								
福山港海岸（野の浜）	港湾局	1	福山市鏡管町		3,59	5.4	6.9	護岸	福山市引野町		●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ・水質・底の改善	一			
福山港海岸（沖浦）	港湾局	2	福山市弓野町		290	4.0	6.0	護岸、胸壁	福山市引野町	住宅地、商業地、工業地、農用地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ・水質・底の改善	一			
福山港海岸（手城）	港湾局	3	福山市手城町～東手城町2丁目 1丁目		276	4.0	6.0	護岸、胸壁	福山市引野町	住宅地、工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ・水質・底の改善	一			
福山港海岸（手城）	港湾局	4	福山市東手城町2丁目～東川口町1 丁目		217	4.5	6.5	護岸	福山市港町	住宅地、工業地	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●海水・海域の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ・水質・底の改善	一		
福山港海岸（一文字）	港湾局	5	福山市東川口町～箕島町		1,749	4.5	6.5	護岸、胸壁	福山市東手城町～東川口町	住宅地、工業地	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●海水・海域の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ・水質・底の改善	一		
福山港海岸（水谷）	港湾局	6	福山市箕島町		7,291	5.2	7.2	護岸	福山市箕島町～箕沖町	住宅地、工業地、農用地	●海水・海域の整備 ・水質・底質の改善	●海水・海域の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ・水質・底の改善	一		
福山港海岸（田尻）	港湾局	7	福山市水谷町		5,889	5.2	7.2	護岸、胸壁	福山市美島町	住宅地	●海水系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	一		
福山港海岸（田尻）	港湾局	8	福山市田尻町		428	4.7	6.7	護岸	福山市水谷町	住宅地	●海水系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	一		
福山港海岸（田尻）	港湾局	9	福山市田尻町		260	4.7	6.7	堤防、護岸	福山市田尻町	住宅地	●海水系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	一		
福山港海岸（田尻）	港湾局	10	福山市田尻町		1,109	6.0	8.0	護岸	福山市田尻町	住宅地、その他	●海水系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	一		
福山港海岸（田尻）	港湾局	11	福山市田尻町		360	5.6	7.6	護岸、胸壁	福山市田尻町	住宅地	●海水系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	一		
水堀町		7	福山市田尻町		1,564	6.0	8.0	護岸	福山市田尻町	住宅地、その他	●海水系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	一		

\*\*\* それ以外の直轄事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

表 II-2-1 (36) 施設整備の内容 (福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	海岸	区域	施設			状況	環境面に対する配慮事項	整備の方向性
					規模	施設の種類	地城			
福山港海岸 (74.9き)	港湾局	1	福山市柳町後地		1,992	5.0	7.0	住宅地、商業地、工業地	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●生態系の保全</li> <li>●干潟・砂丘の維持・回復</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスマップを用いた海岸の整備</li> <li>●多様に利用できる海岸の確保</li> <li>●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備</li> <li>●漁業利用の整備</li> <li>●観光資源や他のレクリエーション施設との連携</li> </ul>
		2	福山市柳町両		417	4.0	6.0			
		3	福山市柳町両		160	4.0	6.0			
福山港海岸 (江の浦)	港湾局	1	福山市柳町両		1,077	4.0	6.0	住宅地、商業地、その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●生態系の保全</li> <li>●干潟・砂丘の維持・回復</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスマップを用いた海岸の整備</li> <li>●多様に利用できる海岸の確保</li> <li>●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備</li> <li>●歴史・文化資源と調和した施設整備</li> <li>●觀光資源や他のレクリエーション施設との連携</li> </ul>
		9	福山市柳町両		410	4.0	6.0			
平野港海岸 (平)	水産庁	1	福山市柳町後地		190	7.7	9.7	住宅地、商業地、その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●生態系の保全</li> <li>●干潟・砂丘の維持・回復</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスマップを用いた海岸の整備</li> <li>●多様に利用できる海岸の確保</li> <li>●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備</li> <li>●海岸利用の整備</li> <li>●觀光資源や他のレクリエーション施設との連携</li> </ul>
		10	福山市柳町後地		220	7.7	9.7			
福山海岸 (塩浜)	水園局	1	福山市柳町後地塩浜		170	4.8	6.8	住宅地、農用地、その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●生態系の保全</li> <li>●干潟・砂丘の維持・回復</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備</li> <li>●海岸利用の整備</li> <li>●觀光資源や他のレクリエーション施設との連携</li> </ul>
		2	福山市柳町後地塩浜		85	7.2	9.2			
走漁港海岸 (佐佐)	水産庁	1	福山市走島町佐佐		65	7.2	9.2	住宅地、農用地、その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●生態系の保全</li> <li>●干潟・砂丘の維持・回復</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備</li> <li>●海岸利用の整備</li> <li>●觀光資源や他のレクリエーション施設との連携</li> </ul>
		2	福山市走島町佐佐		450	5.8	7.8			
福山海岸 (本浦)	水園局	1	福山市走島町本浦		295	4.0	6.0	住宅地、農用地、その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●生態系の保全</li> <li>●干潟・砂丘の維持・回復</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備</li> <li>●海岸利用の整備</li> <li>●觀光資源や他のレクリエーション施設との連携</li> </ul>
		2	福山市走島町本浦							
走漁港海岸 (本浦)	水産庁	15	福山市走島町本浦					住宅地、農用地、その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●生態系の保全</li> <li>●干潟・砂丘の維持・回復</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備</li> <li>●海岸利用の整備</li> <li>●觀光資源や他のレクリエーション施設との連携</li> </ul>
		3	福山市走島町本浦							

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、整備の方向性に基づいて一定範囲の適応性をもたらすために配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、整備する地域の要請を考慮して示したもので、整備の方向性に基づいて一定範囲の適応性をもたらすために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について吟味し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類について、整備の実施段階での時点の体力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示したと異なつてくる場合もある。

表 II-2-1 (37) 施設整備の内容（福山・内海ゾーン）

地区海岸名	番号	所管	海岸区域	施設			施設の種類	施設面に対する配慮事項	整備の方向性
				総長 (m)	代表場所 (T.P. m)	(C.P.L.m)			
阿伏兎海岸（能登原）	1	福山市沼隈町能登原～沼隈町大字能登原	661	4.3	6.3	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ・干潟・砂浜の保持・回復 ・自然景観や海岸生物の保全・創造	●海岸利用の整備 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	利用面に対する配慮事項
	2	福山市沼隈町能登原	887	4.3	6.3	護岸			
	3	福山市沼隈町大字能登原	669	4.3	6.3	護岸、崩壊			
千年津海岸（能登原）	1	福山市沼隈町大字能登原～沼隈町大字能登原	1,045	4.5	6.5	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の保持・回復 ・自然景観や海岸生物の保全・創造	●海岸利用の整備 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	利用面に対する配慮事項
	2	福山市沼隈町大字能登原	894	4.1	6.1	護岸			
	3	福山市沼隈町大字能登原	1,030	5.3	7.3	護岸			
千年津海岸（能登原）	1	福山市沼隈町大字能登原	1,036	4.1	6.1	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の保持・回復 ・自然景観や海岸生物の保全・創造	●海岸利用の整備 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	利用面に対する配慮事項
	2	福山市沼隈町常石	654	4.1	6.1	護岸			
	3	福山市沼隈町常石～沼隈町大字常石	2,147	4.0	6.0	護岸、崩壊			
千年津海岸（常石）	1	福山市沼隈町常石～沼隈町大字常石	219	4.1	6.1		●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の保持・回復 ・自然景観や海岸生物の保全・創造	●海岸利用の整備 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	利用面に対する配慮事項
	2	福山市沼隈町大字常石							

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要請、利用実態等や地盤の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に記載する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する他の海岸の特徴を考慮して示したもので、整備の方向性において、整備の必要とする項目について検討し、計画・整備を行なうこととした、計画で示した値と異なつてくる場合もある。

※ 整備の実施段階においては、整備の方向性を基に、整備を必要とする項目について検討し、計画・整備を行なうこととした、計画で示した値と異なつてくる場合もある。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととした、計画で示した値と異なつてくる場合もある。

表 II-2-1 (38) 施設整備の内容 (福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	海岸	区域	施設			施設の種類	施設の面積 (T.P. m) (C.P.L.m)	状況	環境面にに対する配慮事項	整備の方向性
					規模		代表場所					
					延長 (m)	幅 (T.P. m)	(C.P.L.m)					
内海海岸 (馬場崎)	水国局	22	福山市内海町馬場崎	1	150	6.9	8.9	護岸	福山市内海町馬場崎	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 -干潟・沙浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 -自然景観や海岸動の保全・創造	●海岸利用の整備 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
箱崎漁港海岸 (箱崎)	水產厅	23	福山市内海町	1	870	5.2	7.2	護岸, 脚踏	福山市内海町	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 -干潟・沙浜の維持・回復	●海岸利用の整備 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
箱崎漁港海岸 (小用地)	水產厅	24	福山市内海町	1	254	5.0	7.0	脚踏, 脚踏	福山市内海町	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 -干潟・沙浜の維持・回復	●海岸利用の整備 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
内海海岸 (大浦)	水国局	25	福山市内海町高山	1	928	7.2	9.2	護岸	福山市内海町高山	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 -干潟・沙浜の維持・回復	●海岸利用の整備 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
横田漁港海岸 (南)	水產厅	26	福山市内海町南	1	405	5.1	7.1	護岸	福山市内海町南	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 -干潟・沙浜の維持・回復	●海岸利用の整備 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
横田漁港海岸 (南)	水產厅	27	福山市内海町家園	1	840	5.1	7.1	脚踏, 脚踏	福山市内海町家園	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 -干潟・沙浜の維持・回復	●海岸利用の整備 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
横田漁港海岸 (入双)	水產厅	28	福山市内海町入双	1	914	4.5	6.5	護岸, 脚踏	福山市内海町入双	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 -干潟・沙浜の維持・回復	●海岸利用の整備 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたらせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、整備の方向性を「基に、直轄を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸が況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なつてくる場合もある。

表 II-2-1 (39) 施設整備の内容（福山・内海ゾーン）

地区海岸名	番号	所管	海岸区域	施設			施設の種類	施設面に対する配慮事項	整備の方向性
				規範	代表場所高 (m)	(T.P. m) (C.D.L.m)			
内海岸（横山）	31	福山市内海町横山	950	6.1	8.1	離岸	福山市内海町横山	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸動植物の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・漁生性レクリエーションの増進・ための施設整備 ●海岸利用の整備 ・觀光資源や他のレクリエーション施設との連携
内海岸（横山）	32	福山市内海町金戸～小脇	1,210	5.3	7.3	護岸・港堤・兼浜	福山市内海町金戸～小脇	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸動植物の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・漁生性レクリエーションの増進・ための施設整備 ●海岸利用の整備 ・觀光資源や他のレクリエーション施設との連携
横田漁港海岸（入双）	28	福山市内海町入双	471	5.2	7.2	離岸堤	福山市内海町入双	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復	●海岸利用の整備 ・觀光資源や他のレクリエーション施設との連携
内海岸（横山）	31	福山市内海町横山	950	6.1	8.1	離岸	福山市内海町横山	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸動植物の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・漁生性レクリエーションの増進・ための施設整備 ●海岸利用の整備 ・觀光資源や他のレクリエーション施設との連携
内海岸（横山）	32	福山市内海町金戸～小脇	1,210	5.3	7.3	護岸・港堤・兼浜	福山市内海町金戸～小脇	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸動植物の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・漁生性レクリエーションの増進・ための施設整備 ●海岸利用の整備 ・觀光資源や他のレクリエーション施設との連携
横田漁港海岸（横山）	34	福山市内海町	1,095	4.1	6.1	護岸・胸壁	福山市内海町	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸動植物の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・漁生性レクリエーションの増進・ための施設整備 ●海岸利用の整備 ・觀光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、優先する地区海岸の持ち合ひの要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階でその時点外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示したと異なつてくる場合もある。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその方向性における要件を考慮して計画・整備を行ふこととする。

表 II-2-1 (40) 施設整備の内容（福山・内海ゾーン）

地区海岸名	番号	所管	海岸区域	施設			施設の種類 (C, D, L, m)	施設の種類 (代表場所高 (m))	施設の種類 (T, P, m)	受益地域			整備の方向性				
				規模		状況											
				延長 (m)	代表場所高 (m)												
横田港海岸（卯）	35	1	福山市内海町	90	3.7	5.7	護岸	福山市内海町	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂丘の整備・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	住宅地, 工業地, 其の他 農用地, その他	●多様に利用できる海岸の整備 ・漁業利用の整備 ●海岸利用の整備 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	利用面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項				
箱崎漁港海岸（阿伏兎）	40	1	福山市内海町阿伏兎	148	3.8	5.8	護岸	福山市内海町阿伏兎	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂丘の整備・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	住宅地, 農用地, 其の他 その他	●多様に利用できる海岸の整備 ・漁業利用の整備 ●海岸利用の整備 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	利用面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する海岸の特徴を含むべき要事を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたらせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、直轄を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なつてくる場合もある。

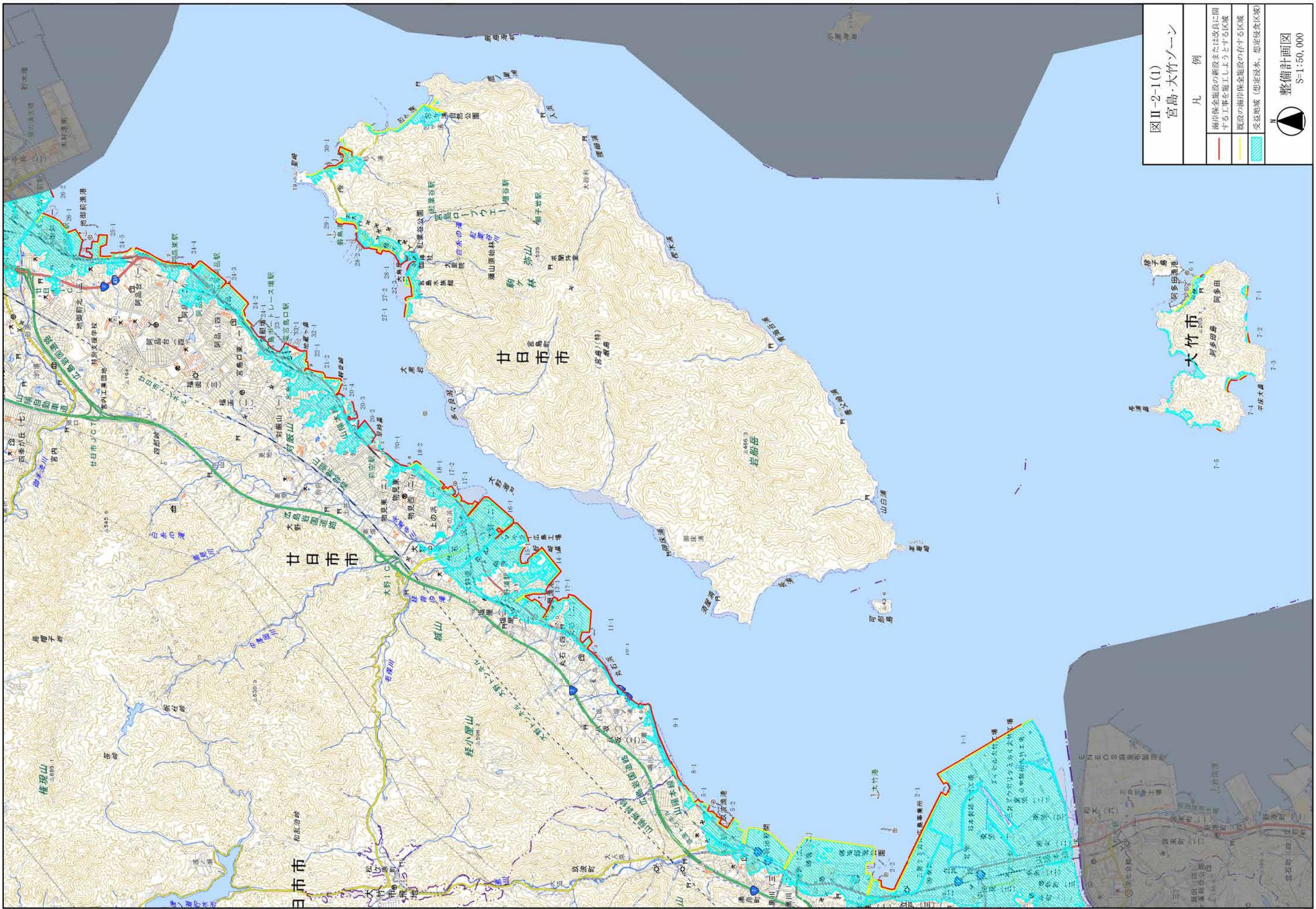


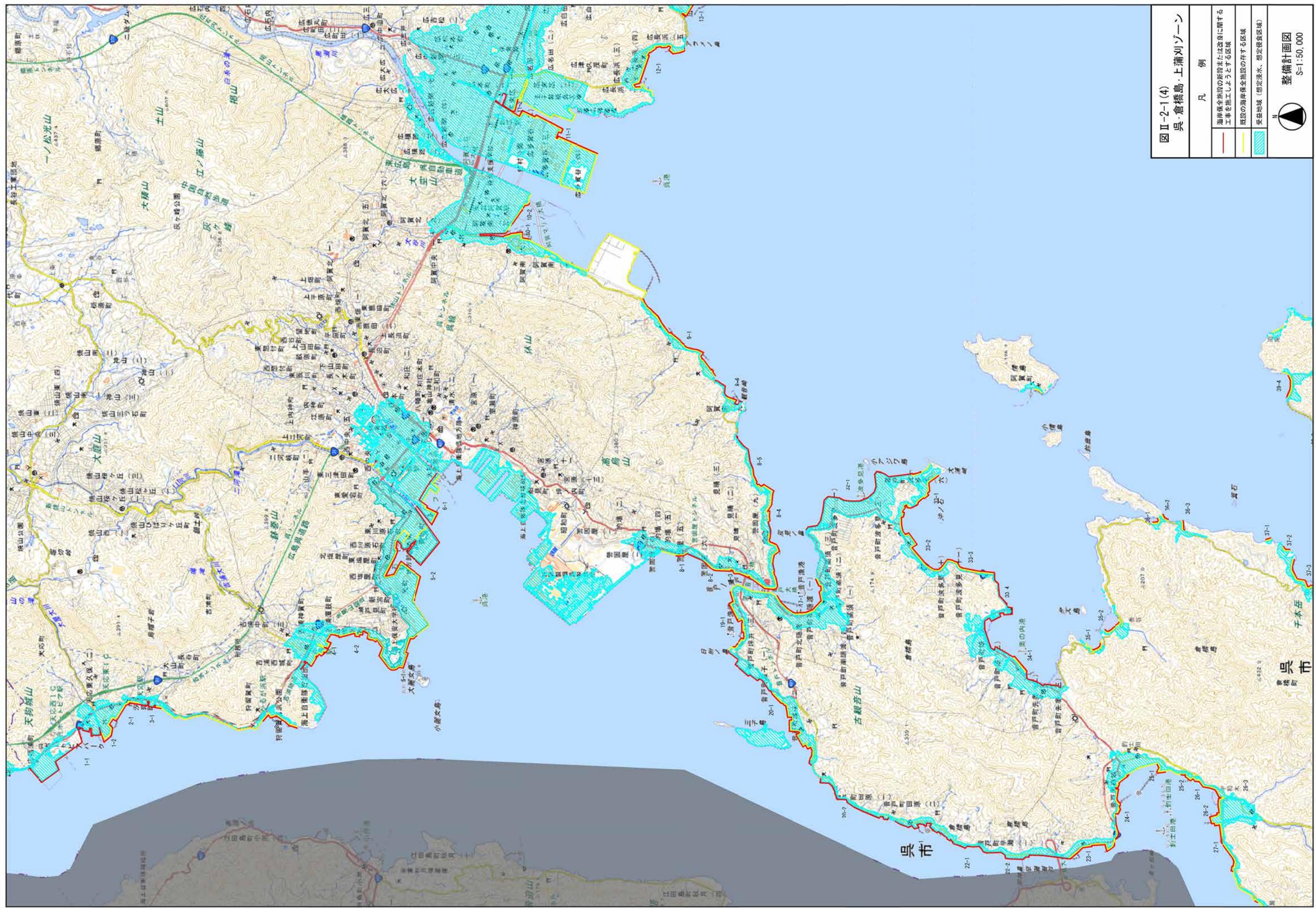




図 II-2-1(3)  
江田島・能美島ゾーン

例	
海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しうる区域	赤線
既設の海岸保全施設の存する区域	黄線
受益地域(想定浸水、想定浸食区域)	青線

整備計画図  
S=1:50,000



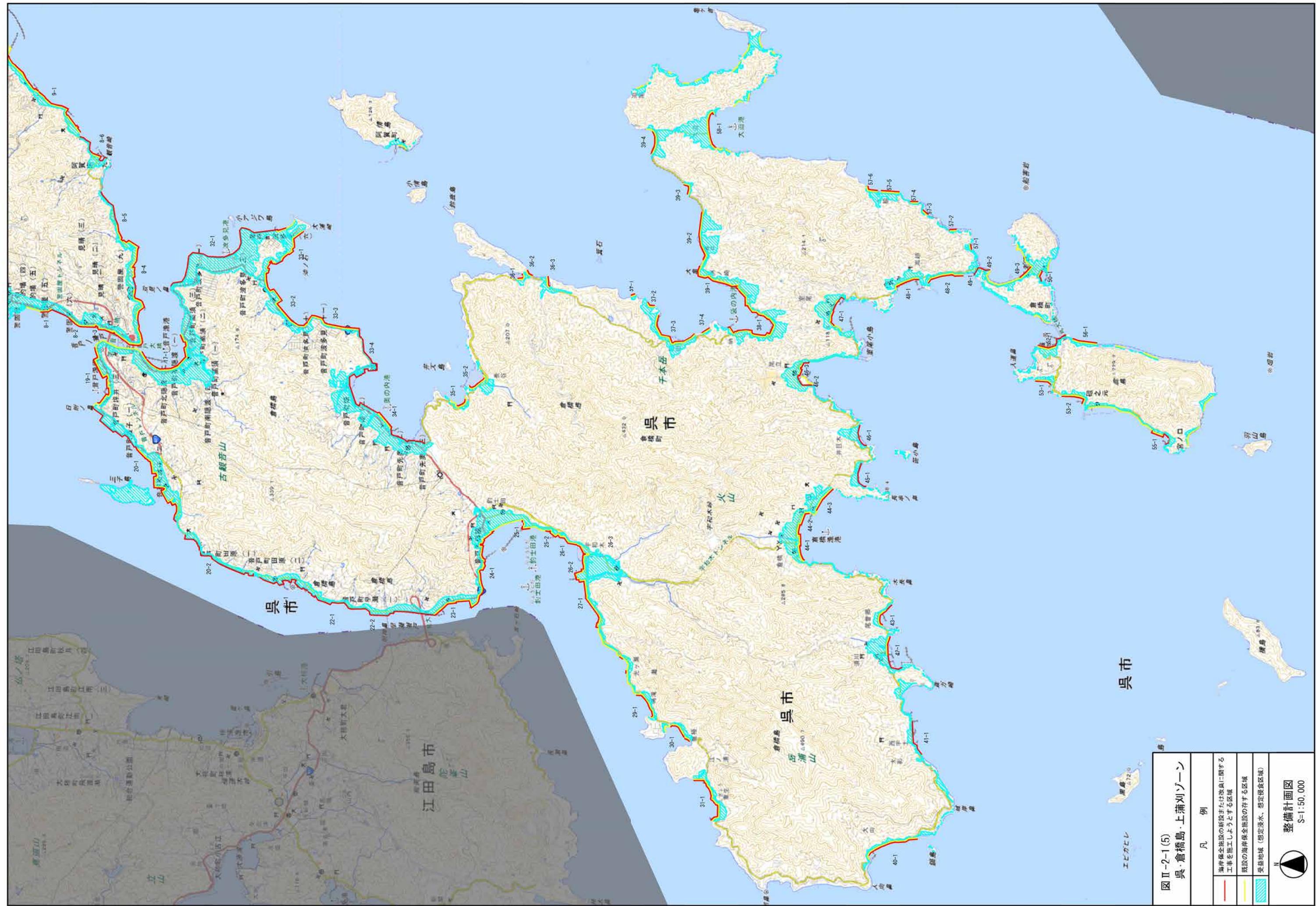
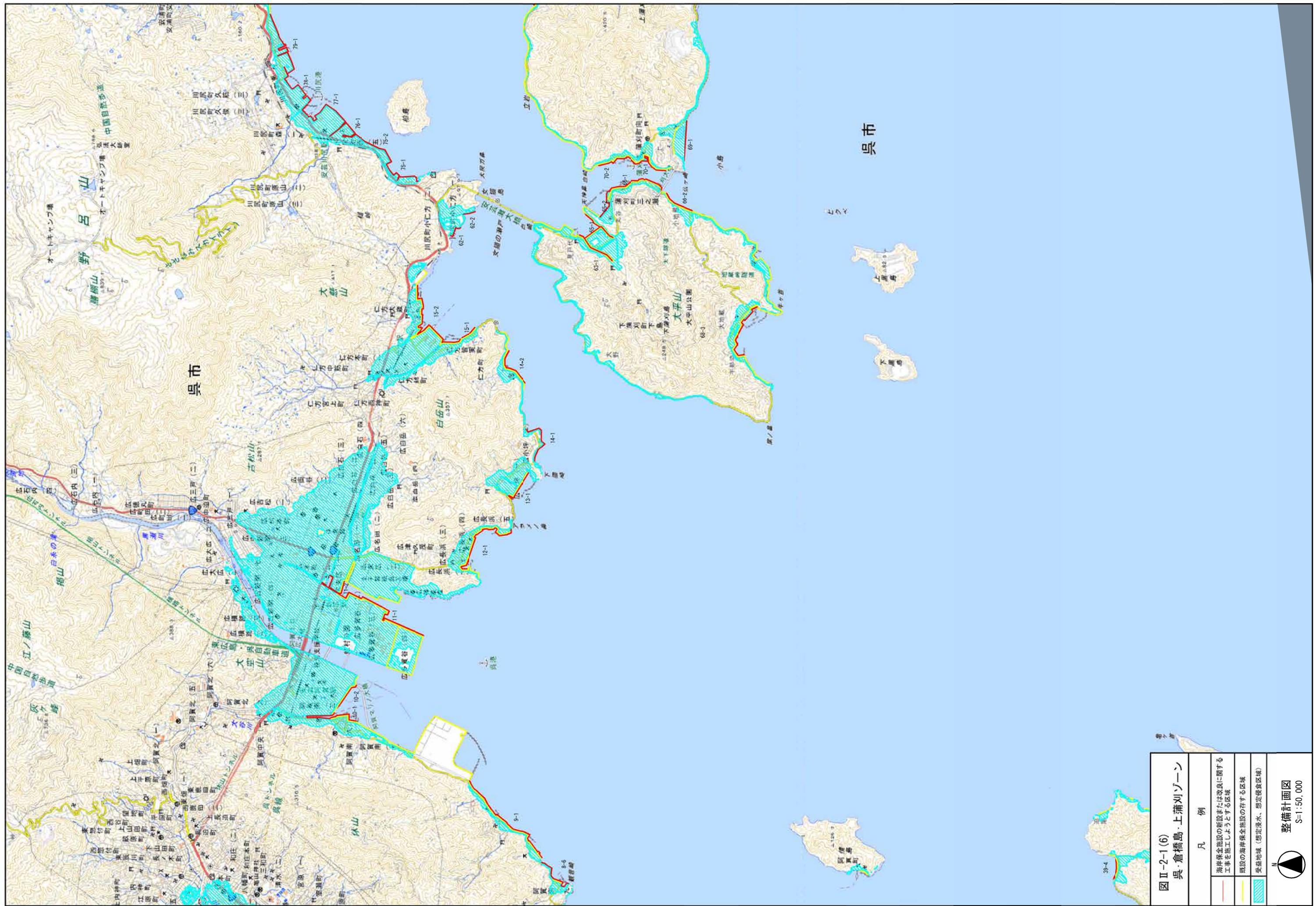


図 II-2-1(5)  
呉・倉橋島・上蒲刈ゾーン

凡例

	海岸保全施設の新設または改良に関する工事
	既設の海岸保全施設の存在する区域
	受益地域(想定浸水、想定浸食区域)



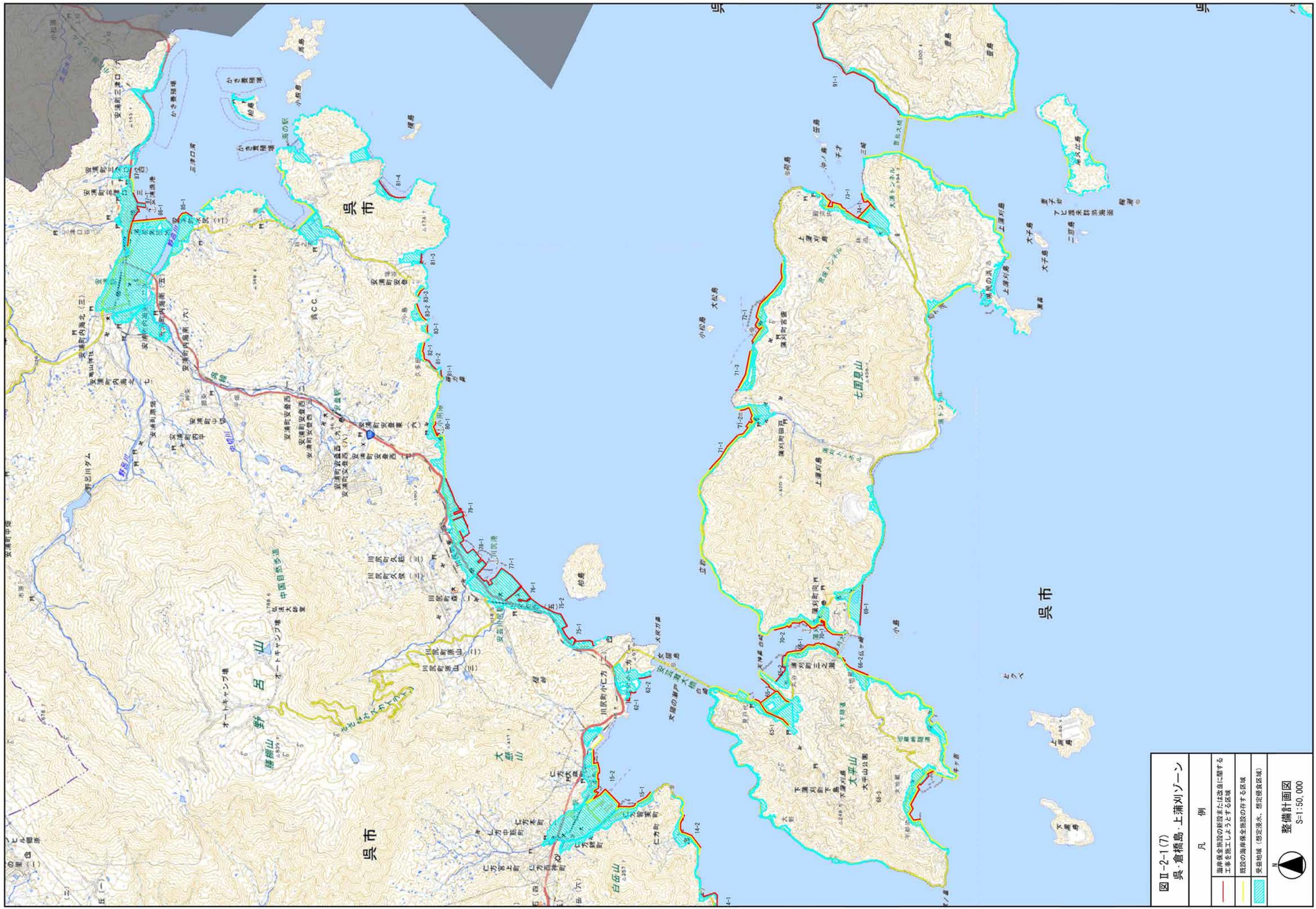


図 II-2-1(7) 呉・倉橋島・上蒲刈ゾーン

海岸保全施設の新設または改良に関する

土手と施工じよノシテも監視

受益地域（想定浸水、想定侵食区域）

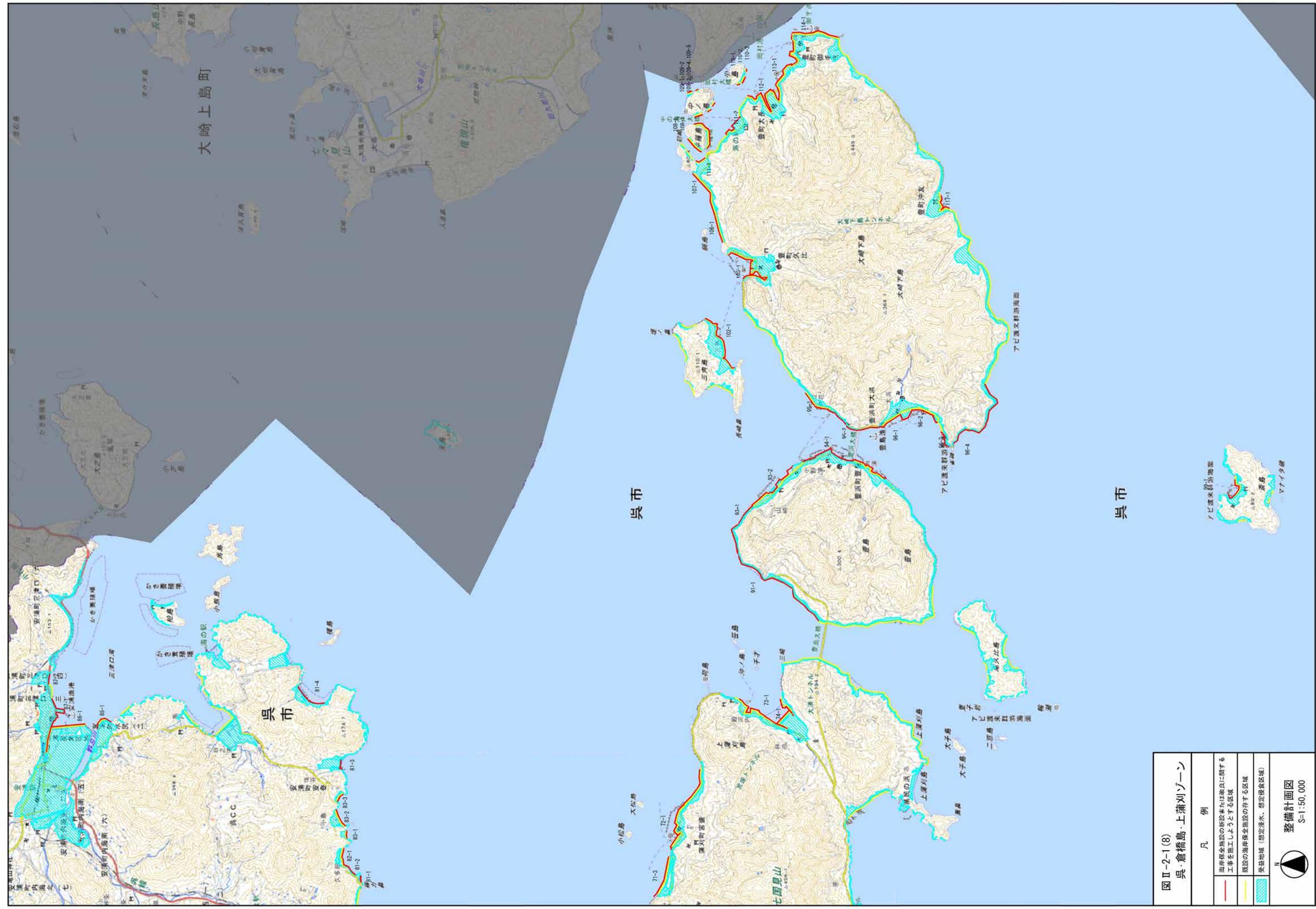


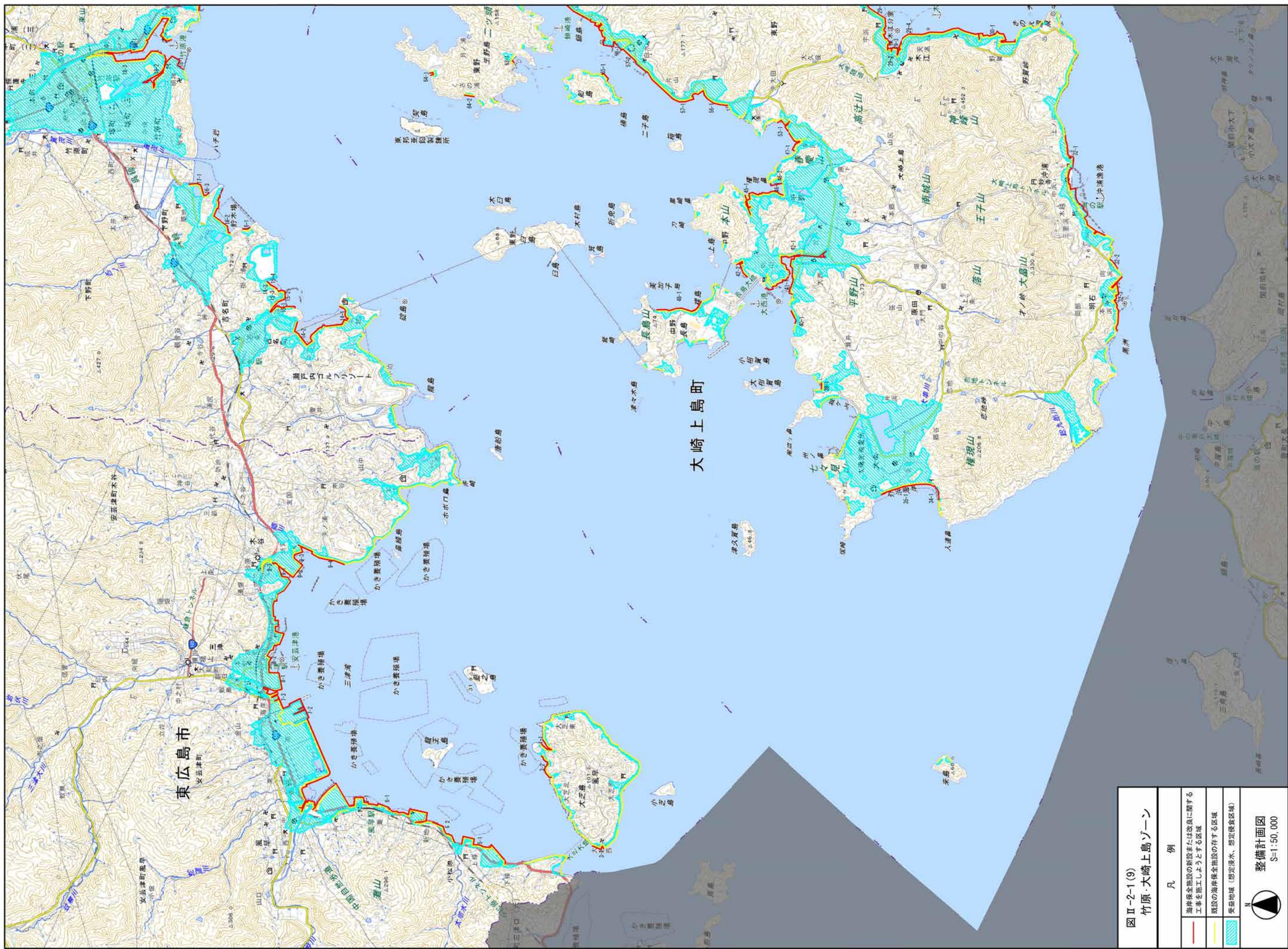
図 II-2-1(8) 吳・倉橋島・上蒲刈ゾーン

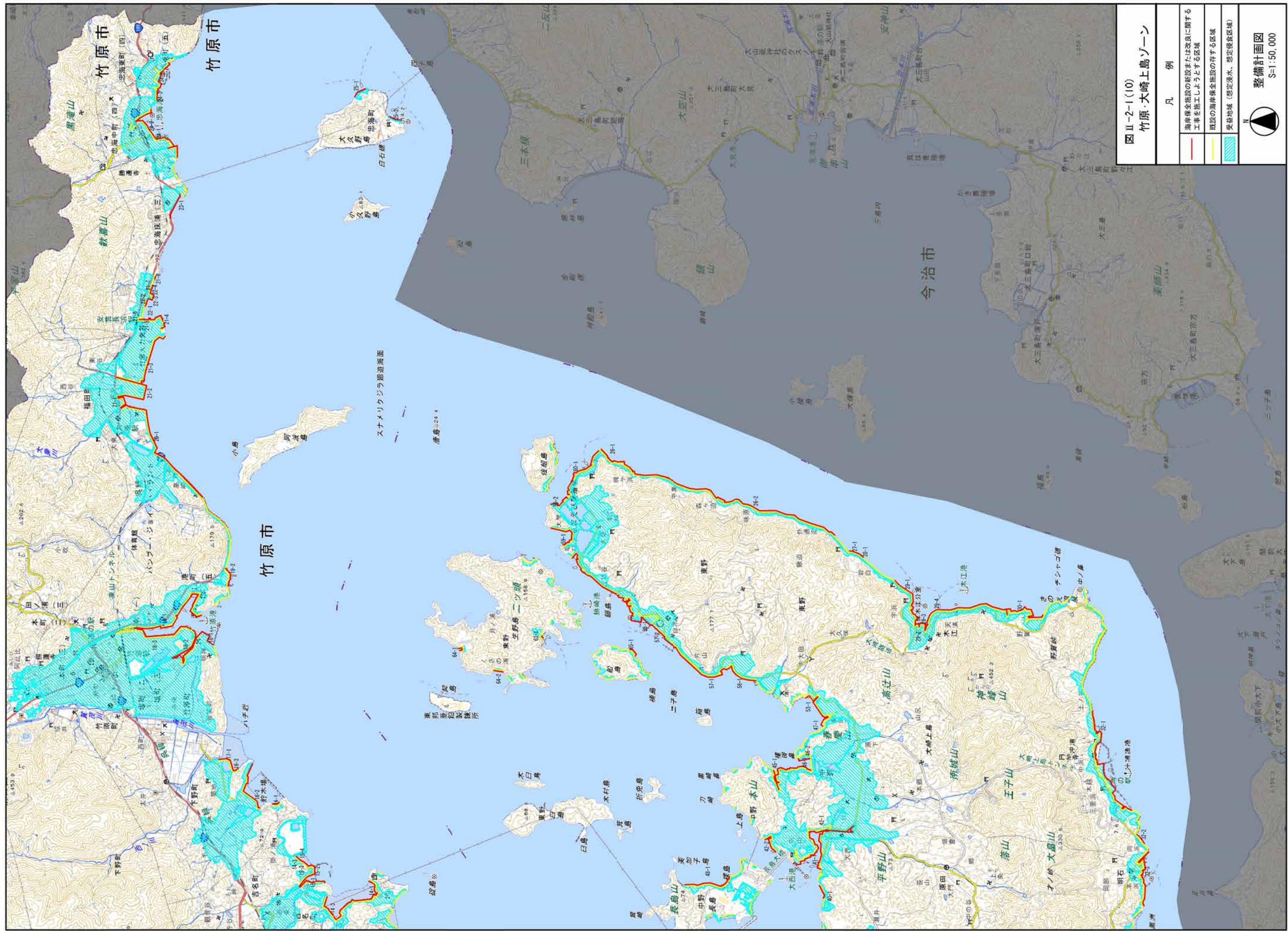
例  
几

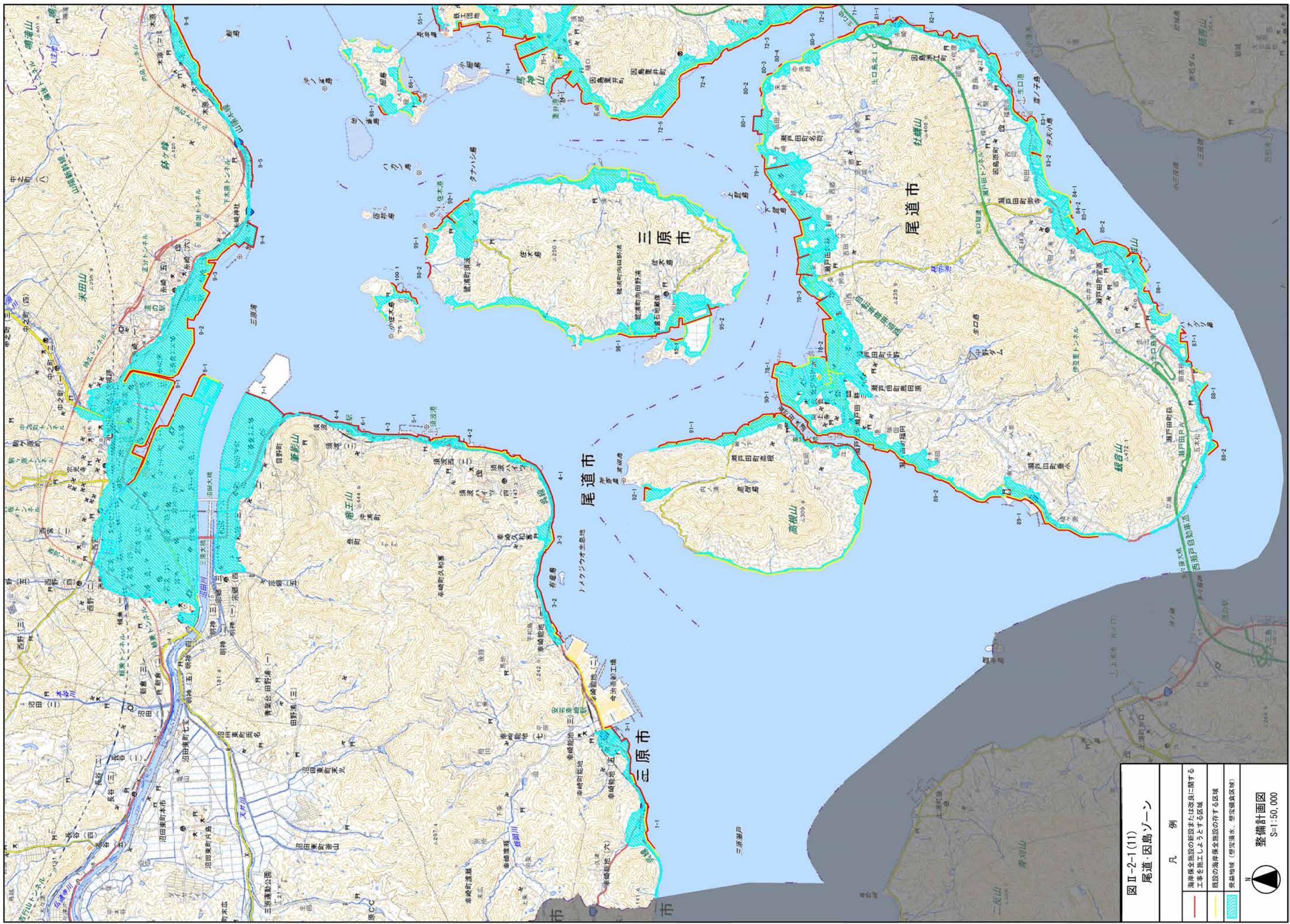
工事を施工しようとする区域	既設の海岸保全施設の存する区域	受益地帯（想定浸水、想定浸食区域）
（赤線）	（黄線）	（緑線）

整備計画図  
S=1:50,000

137





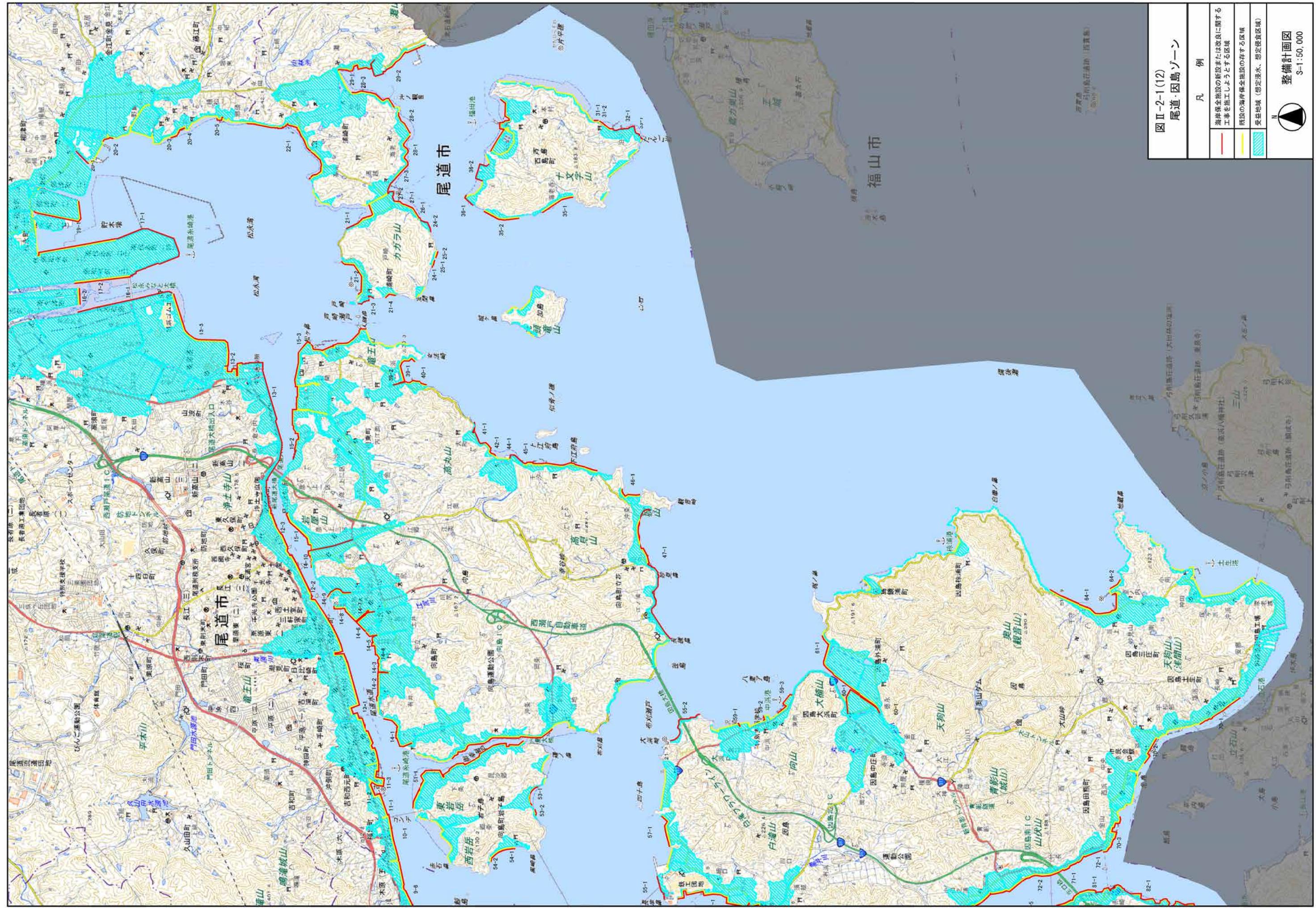


因島ゾーン

171

海岸保全施設の存す

## 整備計画図



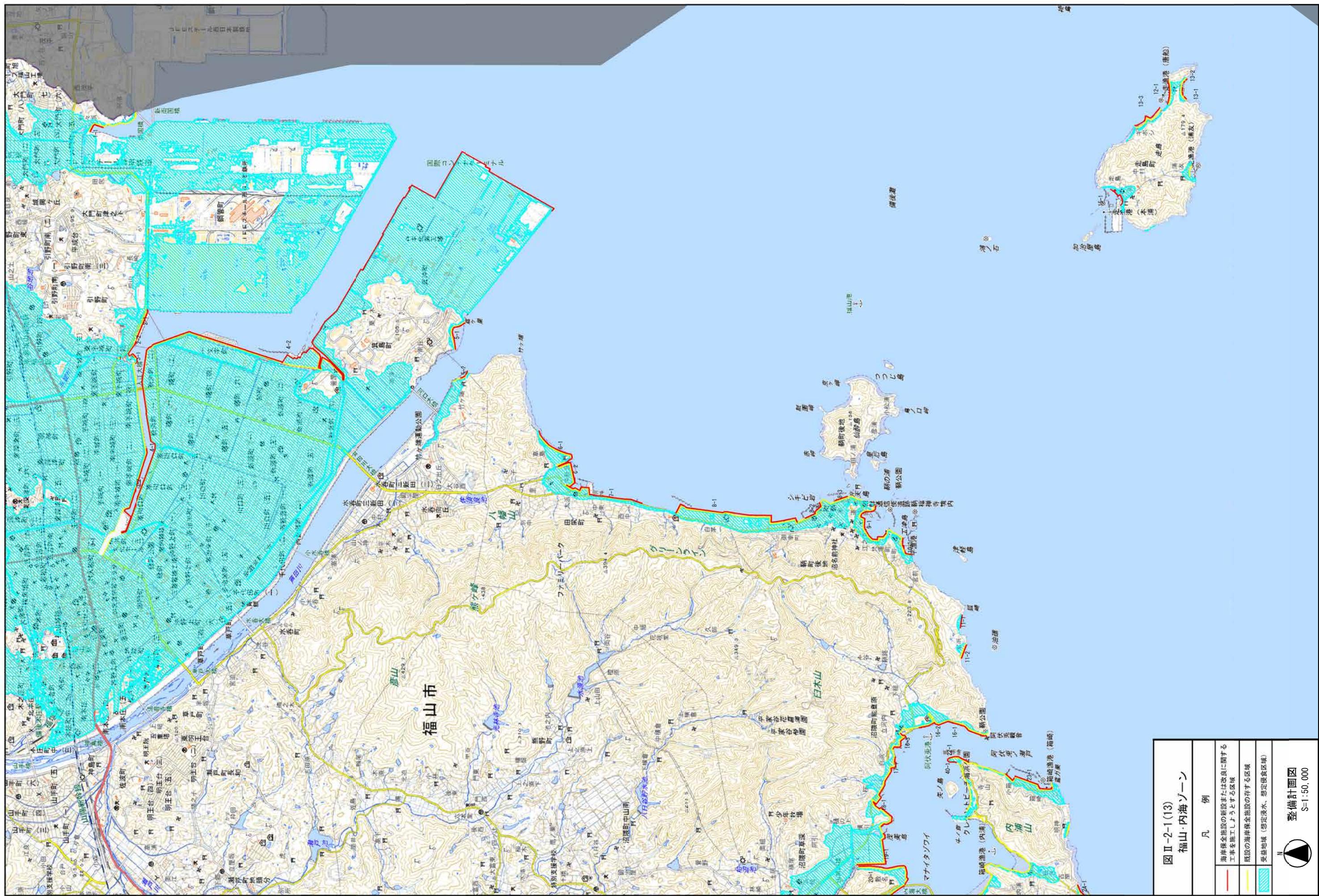


図 II-2-1(13)  
福山・内海ゾーン

例 凡

海岸保全施設の新設または改良に取り組む区域	工事を施工しようとする区域	既設の海岸保全施設の存する区域
■	■	■

整備計画図  
S=1:50,000

